

73  
86k



始



73  
86t

IT 6D34

三又 竹越與三郎著

增補  
訂正

# 一千五百年史

全正  
13.12.24  
内文

東京 二酉社藏版

二千五百年史に題す

鳩は矮樹短草を食ふ、能はず、鳩は水澤沼池を忘る、能はず、  
國民は歴史の力を出づる能はず。氣質の偏、積習の力、本性とな  
りて、脱せんと欲するも脱する能はざる桎梏を心に生ずるが  
爲なり。

國民は如何なる生活を爲せし乎、如何なる思想を懷きし乎、如  
何なる本性を示したる乎、而して如何にして理想に向つて其  
の桎梏を脱せんとしたる乎、是れ歴史家が最大目的として描  
かざる可らざるものなり。我が國古今幾多の歴史家、能く此の  
目的を遂げしもの果して幾人かある。

若し一のニールバルあらしめば、宣命と萬葉集のみによりても

猶ほ能く王朝時代の風俗思想を描き出すを得たりしならん。若し一個のモンゼンモンゼンあらしめば、民間の私乗日記も一大國史を織り成せしならん。若し一個のフラウドフラウドあらしめば、我が島國の英雄も無意義なる形容詞の外に眞面目を描き出されしならん。若し一個のマコーレーマコーレーあらしめば、源平二氏の争闘、北條足利の興廢も武力の争に止まらずして、一大根本的思想より來りしものなるを發見せるならん。若し一個のバツクルバツクルあらしめば、王朝の衰亡、新民の崛起を論ずるに順逆王霸を以てするの外、別に物質的原因を發見せしならん。若し一個のフリイマンフリイマンあらしめば、北方の山水、南方の海濱も亦世變を來たす原因たりしを發見せしならん。日本國民の本性を語るべき材料は決して少からざるなり。然るに此の間一人の眞歴史家を見ず、僅に一の新井白石ありて心識高邁、已に高等批評を國史

に加へんと欲したりと雖も、惜い哉、時勢は遂に彼をして爲さんと欲する所を爲さしめざりき。  
余、今獨力古今を網羅して二千五百年間國民の生活思想を描き、前人の未だ曾て爲さざる處を爲さんとす。自ら力を揣らざるが如しと雖も、余豈に敢て自ら僭して一個の方式を立つと云はんや。また唯だ泰西古今名流の方式を融化して、之を國史に應用したるのみ。

明治丙申五月

著者識す

73-86

101

増補 二千五百年史目次

太古史に現はれたる日本……………一  
 世界の二大文明日本に混化す……………三  
 日本南島文明の差異ある所以……………四  
 日本に於ける支那文明の敗北……………五

第一章 不文の歴史

第二章 大和朝廷の成立

(神武紀元より七  
百三十年に至る)

神武天皇の系統……………七  
 出雲朝廷と神武一家の抗争……………七  
 神武の東征……………八  
 血族を重んずる古風……………一  
 土人の血皇室に入る……………二  
 神武時代の國民生活……………二  
 兩皇族相争ふ……………四  
 忘れられたる五百年間の記事……………五  
 邊境の民主化に服せず……………六  
 始めて租税を收む……………七  
 宗教心の激變……………八  
 大和朝廷權力の發達……………一〇  
 奴隸の制度……………一一

標本的日本婦人……………二二  
 三韓文明の風化……………二三

第三章 大和朝廷權勢の擴張

(神武紀元七百三十年よ  
り九百五十年に至る)

任那日本に屬す……………二六  
 武器と帝位を更ふ……………二六  
 景行天皇九州を征す……………二八  
 熊襲は何の族か……………二八  
 九州に於ける女酋の勢力……………三〇  
 日本武尊の九州征伐……………三一  
 武内宿禰奏して東夷を討つ……………三二  
 當時征戰の危難……………三三  
 旅長制度の發達……………三五  
 皇族及武内、大伴二族の發達……………三六  
 神功皇后仲哀天皇を促して三韓を征す……………三八  
 三韓の服屬……………四〇

第四章 外國文明の感化

(神武紀元九百二十  
年より千年に至る)

三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果……………四五  
 支那文明の浸透……………四九  
 支那經典國民の心性を和ぐ……………五一

第五章 雄族の發達

(神武紀元千年より千五百五十年に至る)

權臣の跋扈……………五五  
 女を座長に奉るの風……………五六  
 社會の變革、姓氏の混亂……………五八  
 三韓漸く背叛す……………六〇  
 物質的進歩……………六二  
 顯宗天皇の即位……………六四  
 平群族の專權……………六五  
 歌垣に於て男女相戀ふの風……………六六  
 平群族衰へて大伴族起る……………六七  
 雄略、武烈兩天皇の無限君權……………六七  
 臣下天皇を作る……………七〇

第六章 三韓の離叛

(神武紀元千五百五十年より千二百年に至る)

三韓益々日本に遠ざかる……………七二  
 磐井九州に據つて叛す……………七三  
 新羅百濟日本に離叛す……………七五  
 後宮勢力の發達……………七六  
 大伴物部の二族相争ふ……………七八  
 任那回復の政策……………七九

第七章 宗教的黨争

(神武紀元千二百年より千三百年に至る)

佛教の渡來……………八二  
 佛教の採否、進歩保守兩黨の争となる……………八五  
 百濟衰へて新羅盛なり……………八七  
 我が軍新羅を攻めて大敗す……………八九  
 貴族生活の進歩……………九〇  
 物部中臣聯結して蘇我氏と争ふ……………九二  
 物部中臣兩氏の大敗……………九四  
 古來の名族悉く絶え蘇我氏獨り榮ゆ……………九六  
 厩戸皇子の政制改革……………九七  
 隋朝との交通……………一〇一  
 蘇我氏の專横……………一〇二  
 中大兄皇子中臣鎌足等蘇我氏を滅ぼす……………一〇四

第八章 空前絶後の國政變革

(紀元千三百年より千三百三十年に至る)

大化革新前の國狀……………一〇七  
 大化の國政變革、王政初めて生じ國家初めて成る……………一〇  
 大化革新の主義及び要目……………一一  
 君民共治の誓言……………一三  
 天智天皇の性情……………一四  
 大化前後國民の生活及び思想……………一五

第九章 壬申之亂

(神武紀元千三百三十一年)

高麗全く亡ぶ……………一二六  
 天智、大海人と適はず……………一二六  
 壬申の亂……………一二八  
 兩軍の兵勢……………一三一  
 大海人六ヶ月にして天下を一統す……………一三二  
 壬申の亂の結果……………一三三

第十章 淨見原の朝廷

(神武紀元千三百三十一年より千三百六十年に至る)

天武前後社會の進歩……………一三五  
 天武天皇の改革……………一三六  
 天武天皇神佛を信ず……………一三八  
 持統天皇の治世……………一三九  
 外人、北狄、南蠻の歸服……………一四〇  
 生産、法制の進歩……………一四一

第十一章 平城時代(上)

(神武紀元千三百六十年より千四百四十一年に至る)

文武天皇の即位、制度益々備はる……………一四三  
 大寶令の制定……………一四五  
 藤原氏初めて皇室の外戚となる……………一四六  
 都を平城に遷す……………一四八  
 地名に漢様の名を附す……………一四八  
 古事記、日本書紀の編纂……………一四九  
 貴族僧侶の跋扈……………一四九  
 錢を貯へ稻を賣る者に官位を與ふ、國民始めて粟を……………一五〇  
 知る……………一五〇  
 藤原氏の權朝野に繁殖す……………一五一  
 佛教貴族に行はれて平民に行はれず……………一五二  
 僧行基、官教に抗す……………一五四  
 三禪衰頹の原因……………一五四  
 聖武天皇の頃大官の所得及び人民の負擔……………一五五  
 社會解體せんとして土地國有の法破る……………一五七

第十二章 平城時代(下)

(神武紀元千四百年より千四百四十一年に至る)

蝦夷軍人の背叛、兵農區分の發端……………一六〇  
 聖武天皇の奢侈迷信……………一六一  
 光明子皇后となる、后位の變化……………一六二  
 平城時代文學の發達及び柿本人麻呂……………一六三

日本文字の確定……………一六五

藤原氏盛にして諸王飢乏んとす……………一六六

玄昉、橘氏、藤原氏と對抗す……………一六七

藤原の旗幟反す……………一六八

本地垂迹の説起つて金銅盧舍那佛生ず……………一六九

神佛隨所に混交す……………一七一

新羅名分上に於ても日本を離る……………一七一

藤原の仲麻呂、橘、大伴、佐伯の諸族を壓服す……………一七二

仲麻呂政體を變革し、女皇等僧侶政府を作る……………一七四

藤原仲麻呂、安祿山の亂に備へんがため新羅を撃たんとす……………一七五

僧侶政府、太政官を呑み、道鏡大臣禪師となる……………一七六

道鏡の人物及び地位……………一七七

道鏡皇位を望む……………一七九

諸藤、光仁を擁立す……………一八二

吉備の眞備欺かる……………一八三

剛膽なる諸藤……………一八五

百川、勅を矯めて皇后を逐ふ……………一八六

平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活……………一八八

貴族と寺院、平民を壓す……………一九〇

政制紛亂、豪族上下を欺く……………一九一

第十三章 平安時代の曙色

(神武紀元千四百四十二年より千四百七十年に至る)

基經、陽成帝を廢す……………二二七

陸奥の蝦夷また動亂す……………二二八

宇多天皇、自ら基經に討す……………二二九

宇多帝の賢明……………二三一

菅原道眞……………二三二

道眞斥けらる……………二三四

時平制度の紊亂を匡きんとす……………二三六

時平の人物及び政策……………二三八

第十五章 藤原氏專制時代(下)

(神武紀元千五百九十年より千六百八十年に至る)

貴族の軟弱迷信……………二四一

藤原の純友叛す……………二四二

平將門叛す……………二四五

和文の發達……………二四七

平安時代の和歌……………二四八

社交の發達、風流の進歩……………二四九

亂離の兆村上の時に現はる……………二五一

源高明、滿仲廢立を謀る……………二五二

發通圓融天皇に迫つて關白を得、兼家圓融天皇に迫つて禪位せしむ……………二五四

兼家華山天皇を欺きて帝位を捨てしむ……………二五六

藤原道長出で、藤原の權空前絶後なり……………二五八

貴族の文彩風流淫蕩の習俗……………二六〇

大皇帝桓武の性質……………一九三

蝦夷の背叛……………一九四

桓武の宗教及び政策……………一九五

桓武天皇の政策、皇室を平人の上に立つ……………一九六

北狄驍祖と應じ大舉して叛く……………一九八

誇榮とすべき大皇帝……………二〇〇

北征、北人を崛起せしむ……………二〇〇

坂上氏起つて藤原氏と抗す……………二〇二

藥子、仲成の亂……………二〇三

社會の組織變革して國守の權張る……………二〇五

社會經濟上の紛亂……………二〇七

舊族地方に去り、新族地方より入る……………二〇九

平安時代の宗教思想……………二一〇

平安時代の文學……………二一二

政制漸く變じて藏人、檢非違使を生ず……………二一八

男女命名の風一變す……………二一九

生活風俗の變……………二二〇

社會亂離の勢疊々として成る……………二二一

小黨敗北、藤原氏遂に大權を握る……………二二二

偽善謙退の風、朝廷に盛なり……………二二四

盜賊蜂起して外敵來らんとす……………二二六

第十四章 藤原氏專制時代(上)

(神武紀元千四百七十年より千五百九十年に至る)

第十六章 貴族、武門、寺院の三角争闘

(神武紀元千六百八十年より千七百三十四年に至る)

國民の性情一變す……………二六八

利害の佛教一變して歴世教となる……………二七〇

寺院武力を養うて朝廷に抗す……………二七三

地方の豪族發達して武門を爲す……………二七四

僧侶跋扈して武門を苦しむ……………二七六

安倍貞任叛す……………二七八

後三條天皇藤原氏の權を抑ふ……………二八〇

白河天皇の親政……………二八三

白河の侯佛政治寺院を猖獗ならしむ……………二八四

出羽の夷俘清原武衡叛す……………二八五

寺院朝廷に迫る……………二八七

第十七章 源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る

(神武紀元千七百三十四年より千八百三十七年に至る)

白河驍驍、噴火山上に踊躍す……………二八九

平氏の特性……………二九〇

源氏の發達及び其特性……………二九〇  
 天下大亂の兆……………二九三  
 保元の亂……………二九五  
 保元の亂、平治の亂を生む……………二九八  
 源氏の平氏に没がれし所以……………三〇一  
 僧侶、盜兵となる……………三〇二  
 平氏に非ざる者は人に非ず……………三〇二  
 平氏顛覆の陰謀……………三〇四  
 平氏の地位、清盛の政策……………三〇四

### 第十八章 北人の天下(上)

#### 源氏政權を攪る

(神武紀元千八百四十年よ  
 り千八百五十三年に至る)  
 源の頼政兵を起す……………三〇八  
 頼政の敗死、福原の遷都……………三〇九  
 源の頼朝兵を擧ぐ……………三一〇  
 頼朝鎌倉に據る……………三一〇  
 源の義仲起る……………三一〇  
 平軍戦はずして富士河に敗る……………三一三  
 平氏寺院を敵とす……………三一三  
 清盛死して平氏衰ふ……………三一四  
 頼朝、義仲と争ふ……………三一五  
 義仲、平氏を西に追ふ……………三一六  
 法皇義仲を厭ふ……………三一八

### 第十九章 北人の天下(下)

#### 北條氏の治世

(神武紀元千八百四十九年よ  
 り千九百七十二年に至る)  
 義經及び藤原泰衡亡ぶ……………三三八  
 頼朝死して鎌倉の基礎動く……………三三九  
 文武兩黨の争……………三三九  
 頼家幽せらる……………三四一  
 北條時政將軍の廢立を謀る……………三四四  
 和田義盛北條氏に反抗して敗る……………三四五  
 實朝暗殺せらる……………三四六  
 政子と善時……………三四七  
 後鳥羽上皇、鎌倉政府を覆さんとす……………三四八

天皇の御謀叛……………三五二  
 南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義……………三五三  
 天下鎌倉を謳歌す……………三五五  
 北條泰時の政治、貞永式目……………三五六  
 鎌倉以前の文學……………三五九  
 思想文學の變、其政治との關係……………三六一  
 桓武より北條時代に至る宗教の變遷……………三六四  
 皇族鎌倉に傾附す、泰時の卒去……………三六六  
 北條經時、將軍頼朝を廢す……………三六七  
 三浦氏敗れ、五攝家生じ、皇子將軍となる……………三六八  
 鎌倉武士氣質……………三七〇  
 鎌倉の土風を作りし文學……………三七二  
 將軍宗尊廢せらる、元の勃興、時宗元使を遣ふ……………三七四  
 第一回の元寇……………三七六  
 元軍風濤に逢うて歸る……………三七七  
 支那侵略の雄圖、第二回の元寇顛覆す……………三七九  
 鎌倉の内亂、皇位の争奪、皇位有期の閑職となる……………三八一  
 皇族人物を出し、南北武力平均し、北條氏民心を失ふ、  
 僧侶再び武力を生ず……………三八四

### 第二十章 後醍醐の親政

(神武紀元千九百七十二年よ  
 り千九百九十六年に至る)  
 北條高時の失政驕侈……………三八八  
 後醍醐出づ、中宮隆子政治に與かる……………三八九

### 第二十一章 足利氏の治世

(神武紀元千九百九十六年  
 より二千百廿五年に至る)  
 後醍醐逃れて吉野に蔽る……………四二二



戦争地方的となる、金が崎城陥る……………四二三  
 戦亂何故に収まらざるか、顯家義貞の敗死、後醍醐の崩御……………四二四  
 後醍醐は何故に敗れし乎……………四二六  
 建武式目、尊氏の税法……………四二七  
 楠正行……………四二八  
 足利時代の武士氣質、及び其變化の原因……………四二九  
 直義と師直の衝突……………四三二  
 直冬、直義、尊氏交も相争ふ……………四三四  
 南軍北帝を執ふ、尊氏等光厳帝を立つ……………四三五  
 尊氏の死、和田興良の降服、北朝強臣の反覆……………四三七  
 足利氏の權執事に移る……………四三八  
 細川頼之の善政、新田義宗の敗死、楠正儀の降伏、菊池氏の廢亡……………四三九  
 豪族自ら擅にす、鎌倉氏滿の異圖、細川頼之翻ける……………四四二  
 山名氏亡び細川氏榮ゆ……………四四三  
 足利義滿天下を一統し、南北兩朝を混一す……………四四四  
 義滿の人物、當時の好尚及び美政……………四四五  
 倭寇起つて支那、朝鮮を犯す……………四四七  
 支那貿易、海賊、らつば、義滿、明の封冊を受く……………四四九  
 公卿義滿に朝附す、義滿死して法皇號を贈らる……………四五二  
 京都、鎌倉の内紛……………四五二  
 義教の勵精、持氏の自立……………四五三  
 赤松滿祐、義教を殺す、赤松氏亡ぶ……………四五五  
 畠山氏將軍を制す、山名、細川の二氏大なり……………四五七

第二十二章 戰國時代

(神武紀元二千二百廿七年より二千二百三十七年に至る)

義政帝王の儀を具ふ、騎奢より徳政を生ず……………四五八  
 足利時代の技藝……………四五九  
 足利時代の文學……………四六〇  
 應仁の大亂、將軍義政、其室當子……………四六四  
 混開十一年……………四六六  
 京師荒廢して公卿四散し、一向宗獨り榮ゆ……………四六九  
 政權下に移り、舊社會解けて新結合生ぜんとす……………四七〇  
 伊勢長氏の成功、畠山、細川の争奪、天皇崩じて葬るの財なし……………四七一  
 大内義興京都の權を攪る、貴族食を四方に乞うて生く……………四七二  
 貴族、將軍を擁するも功なし……………四七三  
 南人、北人、疲勞して新勢力中央諸州に生ず……………四七四  
 駿河の今川氏……………四七五  
 武田晴信の人物、軍隊、政治……………四七六  
 織田信長……………四七八  
 徳川家康……………四七九  
 朝倉義景、淺井長政……………四八〇  
 上杉景虎、山陰、九州、奥羽の豪族……………四八〇  
 寺院の武力、再發して數諸侯に匹敵す……………四八二  
 上杉景虎、武田晴信と戦ひ北條氏を攻む……………四八四  
 西洋諸國との交通、基督教來る、大内義隆亡ぶ……………四八五

毛利氏著はる……………四八七  
 京都の無政府……………四八七  
 武田北條今川の同盟、織田信長、今川義元を亡ぼす……………四八八  
 信長、家康と同盟す、義輝殺さる、三好、松永、吉輝を殺す、信長の上洛……………四八九  
 信長、淺井、淺倉を破り、比叡山、本願寺の僧兵を破り、基督教を保護す……………四九一  
 信長の政、義昭、信長を思む、晴信の死……………四九三  
 義昭信長と戦うて敗る……………四九五  
 小黨滅亡、大侯崛起の運、政權下に移る、舊社會の聯繫悉く絶ゆ……………四九六  
 社會の新結合力、忠義心の發芽……………四九七  
 兵農分別、城下の發達、戰術の變遷……………四九九  
 信長の城郭陣法世風を一變す、部下の人物、毛利征伐……………五〇〇  
 第二十三章 秀吉の一統  
 (神武紀元二千二百三十八年より二千二百六十年に至る)  
 秀吉の人物及び地位……………五〇三  
 武田氏亡ぶ……………五〇五  
 明智光秀、信長を殺す……………五〇六  
 秀吉、高松城を取り毛利氏と和す……………五〇八  
 秀吉、光秀を亡ぼす……………五〇九  
 秀吉、反對黨を亡ぼして天下を取る……………五一〇  
 家康、織田氏に黨して秀吉と戦ふ……………五一一

根來僧兵の降伏、秀吉國白となる、新民崛起の勢極る……………五一三  
 佐々、上杉、島津、徳川の服屬、諸侯の誓文、金配り……………五一四  
 東北諸豪の來附、北條氏政の降伏、伊達政宗の屈伏……………五一七  
 民戸の武器を收めて大佛を作る、田制改革、當時の經濟事情……………五一八  
 學問の缺乏、東常縁、細巴、藤原の慍高……………五二〇  
 社會行樂……………五二〇  
 宗教の權力盛にして信仰衰ふ、秀吉基督教を抑へんとす……………五二一  
 國民の氣風、習俗、法律、及び道徳……………五二三  
 倭寇の猖獗、呂床の入貢、秀吉明を征せんとす……………五二六  
 秀吉子を失す、外征の議決す……………五二八  
 秀吉親軍の軍容、征明軍の部署……………五三〇  
 明の國狀、朝鮮の微弱、行長平壤を取る……………五三一  
 秀吉援兵を發す、行長明軍を破る、諸將の不和、兵力足らずして秀吉泣く……………五三三  
 北京の狼狽、沈惟敬、行長と和を議す……………五三六  
 朝鮮の土寇起る、愛親覺羅の族下朝鮮を助けんとす、李如松、平壤を取る、明軍の大敗……………五三七  
 和議再び起る、秀吉の意氣衰ふ……………五三九  
 日明兩國の退兵、朝鮮抄掠の爲に衰ふ……………五四一  
 秀頼生る、秀次殺さる、澁君出づ……………五四一  
 沈惟敬の詐偽現はる……………五四三  
 再度の外征諸將功なし、秀吉の死、諸侯紛争……………五四三  
 外征軍歸る……………五四八

第二十四章 德川氏覇權の確定

(神武紀元二千二百六十六年よ)  
(リ二千二百六十五年に至る)

德川家康の人物及び地位……………五五〇  
 家康の敵手……………五五二  
 石田三成の人物及び地位……………五五三  
 家康の攘私、三成等家康を責む、細川忠興三成の策を破る……………五五五  
 上杉景勝、直江兼續、佐竹義宣、三成に同盟す……………五五八  
 三成の反間成らず、景勝兵を挙げ家康之を攻めんとす……………五五九  
 三成諸侯を糾合して兵を擧ぐ、家康歸降す……………五六〇  
 三成、家康兩軍の形勢……………五六二  
 關が原の戦、三成黨の大敗……………五六四  
 景勝以下、家康に服屬す……………五六六  
 家康、府を江戸に開く、征夷大將軍の任官……………五六七  
 封建成つて平人安康を得、産業進む……………五六九  
 淀君の人物、家康之を激發す、大阪兵を擧ぐ……………五七〇  
 大阪敗北して和す……………五七四  
 大阪の再擧、秀頼淀君の自殺……………五七五  
 藤原の惺高、林羅山、文運の興隆、宋學武士の學となる……………五七六  
 家康の法令、鎗武の手段……………五七八

第二十五章 德川氏の盛世

(神武紀元二千二百六十六年よ)  
(リ二千三百七十六年に至る)

仁齋、徂徠、順庵……………六四四  
 史學、和歌、戲曲、俗歌、國民の自覺……………六四七  
 吉宗幕府の規模を縮少す……………六四九  
 譜第制度の缺點、上下醇生夢死の時……………六五三  
 田沼意次、市府抑制策、忠義の風町人の間に生ず……………六五四  
 士風の三變、農民諸侯に反抗す……………六五六  
 政治的冒險者の輩出、竹内式部、山縣大貳……………六五七  
 田沼意次の外藩援引策、群黨意次を攻む、意次の收斂……………六五九  
 江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失落……………六六二  
 松平定信、尾大不振の勢、定信の復古政治、平民の勢力……………六六四  
 學問上の人心を統一す、當時學問の沿革、折衷學、考證學、心學……………六六八  
 官學私學の爭論、異學禁止の令……………六七〇  
 和漢學の狀態、和學の研究、幕府を危うす……………六七二  
 光格の生父尊號の議……………六七四  
 露西亞の勃興、東下の歴史、林子平……………六七五  
 定信の墜落は何故か、意次との比較、松平信明の執政……………六七七  
 露人北邊に寇す、國防の經營……………六七八  
 露國との交授、異船砲擊令、人心の沈睡……………六八一  
 封建の効、人民の自立、市府の發達……………六八二  
 江戸生活の榮華、江戸文學の再變、其喜劇的特色、再び肉欲の天國……………六八三  
 幕府財政の窮乏……………六八六  
 諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治……………六八六

第二十六章 德川氏の末世

(神武紀元二千三百七十七年よ)  
(リ二千五百二十七年至る)

吉宗尙武の古風を起さんとす、非改革の運動……………六三九  
 富力、武力を呑み、大農小農を呑み、市府村落を呑む……………六四〇  
 肉欲の天國、江戸大阪の比較、南人の戀愛思想北人を感化す……………六四二  
 儒佛の争一變して儒林相互の攻伐となる、明晉の勢力……………六四二

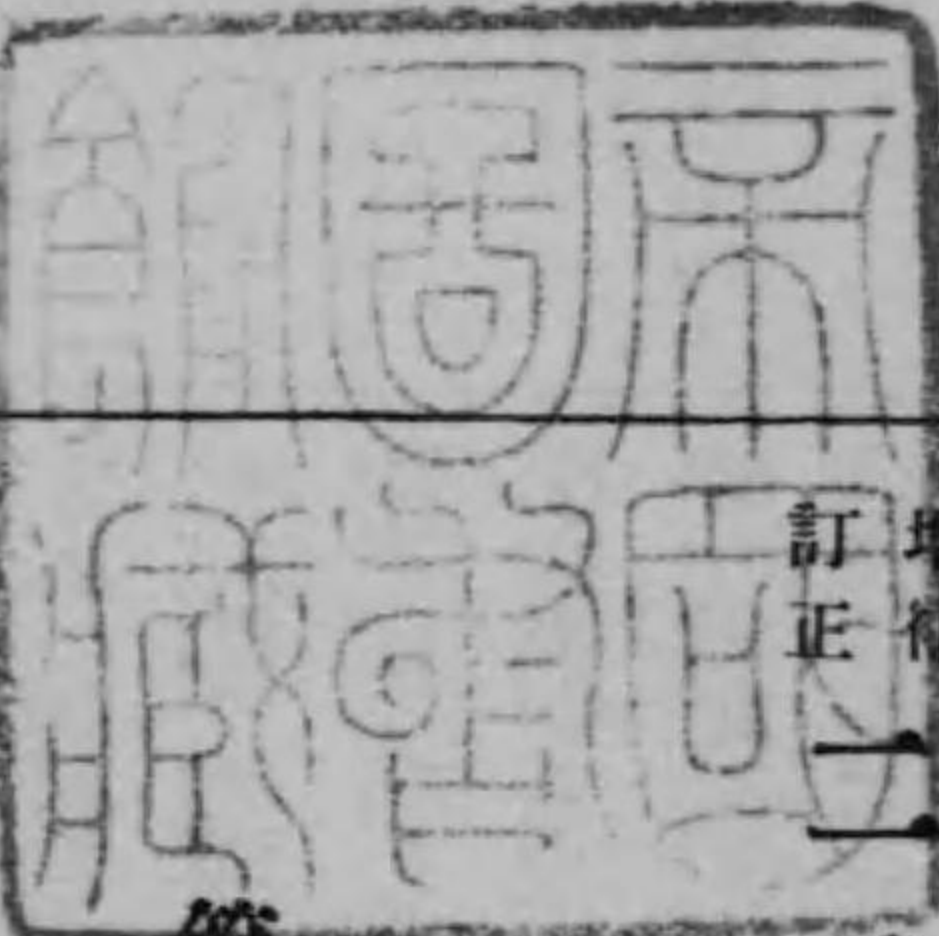
制封、建内容の崩壊……………六八八  
 藩第微弱にして、外藩大名自立の志あり……………六九〇  
 天保の飢饉、亂民の暴發、大鹽平八郎の亂……………六九二  
 家齊退いて家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ……………六九三  
 歐洲形勢の變、英艦來らんとす、水野忠邦外船擊攘政略……………六九四  
 蘭學の起原、鹽社の獄……………六九五  
 忠邦の勤儉政治、財政改革、忠邦の人物敗北……………六九七  
 佛經琉球に來る、荷蘭國王開國を促す、阿部正弘水野忠邦に代る、處士横議の兆……………七〇一  
 歐米通商を求む、對外策問、人心の沸騰……………七〇二  
 荷蘭國王の密旨、正弘之を難す、ペルリ開國を迫る……………七〇四  
 幕府の自棄、和親條約の締結、人心幕府に服せず……………七〇六  
 吉田寅次郎、佐久間修理の監禁、壯士の現出……………七〇九  
 封建制度の中心力消滅す……………七一〇  
 國家なる理想の現出、脱藩浪人の輩出……………七一三  
 第二の關が原、尊王攘夷論の現出……………七一四  
 藤田東湖の人物、幕政内外政策の矛盾、堀田正篤出づ……………七一五  
 幕府の政策開國に決す、ハルリス延見の禮……………七一七  
 ハルリスの外交顧問、踏躰令の廢止、日米通商條約……………七一九  
 勇進黨開國黨、開國的攘夷黨、鎖國的攘夷黨……………七二〇  
 朝廷、幕府を苦しましむ、世子の争……………七二四  
 井伊直弼の大老、日米條約の批准、家茂を世子とす……………七二六  
 藩黨直弼を賞む、直弼水戸公以下を屈す……………七二七  
 直弼の人物、擅權、家茂將軍となる……………七二九

京都、長州藩士の手に落つ、列藩會議によりて幕府を制せんとす……………七三〇  
 間部詮房の浪士掃蕩、廟議開國に決す、攘夷黨の閉息……………七三〇  
 公武合體黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行……………七三二  
 井伊直弼の暗殺、浪士外人を襲ふ、露人對馬を占領す……………七三四  
 安藤信正の執政、討幕論起る、和宮の降嫁……………七三五  
 薩長權を争ふ、外人襲撃の風、平野二郎討幕の議を上る……………七三七  
 薩摩の公武合體説、幕府遂に屈して政權朝廷に歸す……………七三八

附 録

一年 表……………一三八  
 一系 □……………一三三  
 一年數早見表……………二  
 一索 引……………一三二

增補 訂正 二千五百年史



第一章 不文の歴史

太古史に現れたる日本 波濤の拍つ所は文明の起る所なり。何となれば文明は人と人との交通の結果に他ならず。而して草木の種子が風に散布せられ、鳥獸の身體に附着し、その胃腑に入りて天が下に分配せらるゝが如く、太古にありては人類は多く風と海潮とによりて無意識的に世界に分配せられ、その交通せんとするや、また多くは風と海潮との力に依頼せしが故なり。されば希臘・フニシアの開化も斯の如くにして進み、支那大陸の開化も山東江淮の地より起りしが如く、日本文明の歴史も、また、まづ海岸人民の記事によりて開かる。

我が太古の歴史は信用すべきにも、信用すべからざるにも、唯、古事記と、日本書紀と古語拾遺とあるのみ。以上の歴史は其の編纂せられたる當時にありて、中央政府と交通ありし國國にある古來の不文の歴史 太古史に現れたる日本

鳥事紀、天書の如きは全然信すべからず

竹越與三郎著

傳説を蒐集したるものにして、史家強ひて之を纂めて綜合的連絡を附せんと試みたるものなりと雖も、今日より之を見れば、此中、ユーカリ樹の木蔭に蹲踞して鳳梨を食ふネグリの傳説もあり。被髪文身、海波を家として蛟龍と争ふマレー人種の傳説もあり。門前には鳥居を立て、貴族の證とする暹羅人の傳説もあり。青銅の器具、形象の文字、優に文明の域に進みたる支那人種の傳説もあり。穹廬の内牛馬を殺し、歌謠して日を消す蒙古人種の傳説もあり。款冬の葉の下に蟄居せる小人種の傳説もあり。有ゆる地方、有ゆる人種の相異なる傳説を集めたる形跡、歴史として掩ふべからず。これ皆各人種の祖先が、其本土の口碑を傳へて、新故郷なる日本に及ぼせるものにして、其想像の狀、説明の法、生活の風、天地に對する思想の性質に於て、歴然相混すべからざる區分を有す。今人が以上の古史を讀みて、茫乎として其際涯なきに窮し、遂に信すべからずと云ふものは、古の歴史家が是等各人種の習慣口碑を合して、強ひて一となさんとし、西端の神人、忽として東端に現はるゝが如き説明を爲したるが故のみ。故に奇跡を行ひたるが如き神人は、一二にあらず。東西南北各々別に之ありしを思はゞ、我が古典は忽ち又信すべき傳説とならん。而して其傳説の性質相異なるにも係らず、是等の歴史に現れたる日本は、多くは伊豫・讃岐・對馬・阿波・土佐・隱岐・筑紫・豊國・肥國・熊曾國・壹岐・佐渡・備前の小豆島・大島・女島・出雲・伯耆・日向・伊勢等の海岸に過ぎず。已にして荒唐時代は去つて、

間無事間とは堅く  
密に編みて  
透目な  
き鑑を云ふ

稍や信用すべき時代に至るも、歴史に顯はれたる日本は、越後・上總・陸奥・攝津等の海岸國に過ぎざりき。且、其人事に於て説く所も、海幸(魚を釣るを云ふ)と云ひ、間無事間の小船と云ひ、綿津美(海洋)の神と云ひ、神、海を渡れりと云ひ、鯛、釣を食へりと云ひ、鹽満珠と云ひ、鹽乾珠と云ひ、(是れ干満の時を云ふのみ)鰐魚が人を送りりと云ひ、海を光らすの神と云ひ、皆海事に關係あらざるはなし。是によりて之を見れば我が日本の開化も、世界の例に洩れずして、海岸より始まりたるものにして、我が祖先の多くは、天風と海潮とによりて、送られたる海國人種なりしを知るべきなり。

世界の二大文明日本に混化す

譯つて當時世界の形勢を考ふるに、また此の推測を助くるものあり。太古

の人民は意外に大膽にして、其事業の規模は意外に廣大にして、而も意外に航海の術に長けたり。記録せられたる世界の歴史はアレクサンドルの征戦、ネブカデネザルの大勝等、赫赫たる武功のみを報ずと雖も、不文の歴史なる習慣、遺物、言語、人種の骨格等より類推すれば、歴史以外、人種競争の大征戦は意外に廣く行はれ、フォニシア人の文明は、獨り歴史の傳ふるが如く、印度に達したるのみならず、神武天皇紀元の前數百年、早く已に印度・交趾を経て、フリッピン群島に達し、而してフォニシア人の經過せる海路は、更に印度人の襲ふ所となり、歐亞大陸の勢威は、漸漸南東に下り來り、セミチツク人種なるフォニシアの文明と、ハミチツク人種なる印度アリヤンの文明とは南洋島中に於て

不文の歴史 世界の二大文明日本に混化す

ルジャンドル氏の  
世界人類一系論に  
は人類、文明の潮  
流印度よりベンガ  
ル、交趾支那より  
フキリツピン日本  
本島より蝦夷、島  
龍江に移り、是より黒  
サツカに移り、米  
國の北西岸に移り  
て、ウチルジニヤ  
州州に入りし形跡  
ありと爲す。小金  
井博士またコロボ  
ツクルと云ふ古人  
種、蝦夷の爲めに  
窘迫せられて北方  
に渡り遂にエスキ  
モー種族となると  
爲す。人種の波は  
酒々として南より  
北に及ぶ也。  
或る程度まで發達  
したる人種もまた  
た。果して墮落す  
るものか、ラウリ  
ンソンは國民起源  
論に於て、進化は  
大勢なりとの議論  
を設けて、實際野  
蠻に退歩したる人  
種を數へたり。即  
ち希臘の一部ゲロ  
ーは山間に墾きし

がたけ人の皮を  
着るの民となり、  
また世界高等語の  
一なるランスクリ  
ットを語りし印度  
セロンの民は、今  
は墮落して數百萬  
の語を有するのみ  
に十の數を數ふ  
る能はず。此他墮  
落人種の例少から  
ずと爲せり。  
古事記によれば大  
國主命、素戔鳴  
尊を訪うて其女  
須世理媛と好を通  
じ、私に之を擔う  
て走り、出雲に國  
を定むるや、少彥  
名命、天之羅摩船  
に乗り、鰐の皮の衣  
を着て来る。大國  
主命は少彥名命  
命を用ひて國を  
治むと。即ち大國  
主命は日本(出  
雲地方)に於ける  
最初の君主なりし

不文の歴史 日本南島文明の差異ある所以

新に一大化合を始めたもの、如し。而してフキニシアよりフキリツピン群島、フキリツピン群島より日本に至るまで、沿道の國土に於ける、傳説の多くは海原を主とするの點に於て、海魚を以て人語を爲さしむるの點に於て、言語の性質に於て、婚姻の風に於て、淫齒の風に於て、家居の風に於て、人身御供の風に於て、骨格に於て、神木を尊ぶの點に於て、跣足の風に於て、婚嫁に處女を尊ぶの風に於て、男子の陰を祭るの點に於て、皆一様の形跡ありて、セミチツク・ハミチツクの兩文明が此地を經過して日本に至れるを示す。

日本南島文明の差異ある所以 若しそれ一葉の輕舟を放つて、一時間に一百里を馳する南洋奔流の暖潮に乗じて行く所を縦にせば、自然の勢、必ず九州東部の海岸に達すべく、然らずんば肥前の西を繞りて日本海に達すべし。九州の東部に達したるものにして、猶ほ潮流を離れずんば、大隅佐多岬の邊より、海岸に沿うて流る、暖潮に乗じて自然に豊後の海に入り、花彩島の名ある山陽道の多島海を経て、紀伊・和泉の海岸に沿ひて東海道に來り、天照大神が常世の敷波の寄する所なるが故に我を祭れと命じたりと云ふ伊勢の海に達するを知らん。思ふに此潮流が海波の動く所を我家とせる歐亞大陸の優等なる人種を引き來つて、日本九州海岸に散布せしものそれ幾何ぞ。斯くて同一なる文明系統を有するに係らず、南洋諸島に止りしものは強烈なる日光の恩恵を濫用し豊美なる果樹の下に睡眠して、自然

と争ふことを知らず、また劣等なる人種と相接するの故を以て、文明上の競争なきがために墮落し、之に反して日本に來れるものは北陸・山陰・九州の西岸より支那大陸の文明を負ひて進入したる人種と激甚なる争を爲したるがため、高度の發達を爲したるものならん。

日本に於ける支那文明の敗北

然れども蒙古人種にして日本を先有せる大國主命は、遂に出雲の海濱に於て武甕槌命に降りて王業を失し、而して日本國民は其の始に於て支那文明の代表たる象形文字を以て、國字とせず、フキニシア人が貿易によりて世界の民に交通せるより、各國の言語を寫さんとして發明せる聲音文字の文明に傾きて、自然に「いろは」四十七字を生ずるに至りしを見れば、また以て太古日本の沿岸に於ける人種競争の結果は、支那人種の勝利とならずして、南洋を經由したる人種の勝利となりし遺證と云ふべき乎。神武天皇の祖父、彦火火出見尊が海に入り、海神の女によりて、水を乾すの珠と、水を生ずるの珠とを得て、其兄を苦しめたりと云ふ古傳は、實は月の力によりて、海潮に干満あるを利用したるに過ぎずして、明に我が國祖が世界に於て始めて月球と海水の干満とに密接の關係あることを發明せるフキニシア人の文明を知りたるものなるを證明す。故に我が太古の歴史は今日の人種を作るに至るまで、幾多の人種が相混合したる歴史にして、此點に於ては、支那人種が東夷・南蠻・北狄・西戎の雜人種なるが如く、英國の人種がアングロ・サクソン・羅馬人の血液の相合したるも

不文の歴史 日本に於ける支那文明の敗北

のなるが如く、今人種の脈管には、幾多の雑血、充滿せりと云ふべきなり。然りと雖も是等は寧ろ人種學・考古學の領分にして、國民歴史の範圍の外にあり。眞の國民歴史は、神武天皇より始まる。

「日歐文明類似の参考説」教授ジョセフ、エドキン氏は日本にある神人傳を以てペリロン神人傳と同一の傾向ありとなし、且つ此神人傳の始めて唱へられしは、基督紀元即ち垂仁天皇以前にあらざるべしとなす。其説によれば太陽を女性とするはペリロンより始まりし風にして、蒙古にも存し、日本の天照大神もまた女性にして太陽なりと信ぜらる。是明かにベルシヤ神學を加味したる北方佛教の共に教ふる所にして、天照大神は即ちベルシヤ人のミヌラス神なるべし（ミヌラス神はベルシヤ人の神にして二三世紀頃歐洲にも尊崇せられたり）此ミヌラス神は即ち印度のミトラの變名なり。故に亞細亞文明の歴史より斷じて日本神人傳の起源は今を去る。千八百年以前にあらざるべきを知らず。尙ほ同氏の「上古に於ける宗教思想の頒布」を見よ。（朝鮮を見て人種の混雜を知るべし）之を朝鮮半島に徴するも其新羅・百濟は多く秦・漢流亡の民にして、高麗もまた初めは箕氏の國にして全韓多く支那人種なりしに、南方、印度人の任那を立つるあり、北方扶餘人の新羅を立つるありて、全韓遂に此の新高麗人種に征服せらる。扶餘人は多く盛京の地にありしが其先内蒙古歐羅巴にありき。支那もまた小亞細亞より中央亞細亞より秦となり、楚となり、蒙古となり、而して一方より齊・吳・越の如き南海より來りし人種と相會す。人種頒布の法は東西一のみ。教授エドキン氏は世界の文明凡べて一度は北海の邊に集合したりしを説く。

「日歐文明類似の参考説」教授ジョセフ、エドキン氏は日本にある神人傳を以てペリロン神人傳と同一の傾向ありとなし、且つ此神人傳の始めて唱へられしは、基督紀元即ち垂仁天皇以前にあらざるべしとなす。其説によれば太陽を女性とするはペリロンより始まりし風にして、蒙古にも存し、日本の天照大神もまた女性にして太陽なりと信ぜらる。是明かにベルシヤ神學を加味したる北方佛教の共に教ふる所にして、天照大神は即ちベルシヤ人のミヌラス神なるべし（ミヌラス神はベルシヤ人の神にして二三世紀頃歐洲にも尊崇せられたり）此ミヌラス神は即ち印度のミトラの變名なり。故に亞細亞文明の歴史より斷じて日本神人傳の起源は今を去る。千八百年以前にあらざるべきを知らず。尙ほ同氏の「上古に於ける宗教思想の頒布」を見よ。（朝鮮を見て人種の混雜を知るべし）之を朝鮮半島に徴するも其新羅・百濟は多く秦・漢流亡の民にして、高麗もまた初めは箕氏の國にして全韓多く支那人種なりしに、南方、印度人の任那を立つるあり、北方扶餘人の新羅を立つるありて、全韓遂に此の新高麗人種に征服せらる。扶餘人は多く盛京の地にありしが其先内蒙古歐羅巴にありき。支那もまた小亞細亞より中央亞細亞より秦となり、楚となり、蒙古となり、而して一方より齊・吳・越の如き南海より來りし人種と相會す。人種頒布の法は東西一のみ。教授エドキン氏は世界の文明凡べて一度は北海の邊に集合したりしを説く。

## 第二章 大和朝廷の成立（神武紀元より七 百三十年に至る）

神武天皇の系統 神武天皇は諱を若御毛沼と云ふ。天照大神の直系の裔なり。天照大神、天忍穗耳尊を生み、天忍穗耳、天津彦彦火瓊杵尊を生み、天津彦彦火瓊杵、彦火火出見尊を生み、彦火火出見、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を生む。神武天皇は彦波瀲武鸕鷀草葺不合の第四子なり。

出雲朝廷と神武一家の抗争 初め天照大神、高天が原にありて、其の子天忍穗耳尊を「豊葦原の千秋の長五百秋の水種の國に」降して統御せしめんとす。豊葦原とは茅葦茫茫として四境を掩へる日本を云ふ。蓋し此時に方てや、人煙稀疎にして交通の道は多くは唯だ海潮に任ずるの習なれば、稀疎なる人類の住所もまた、唯だ極めて狹隘なる部分に止まりき。されば蒙古人種の首魁なる大國・主命が、少彥・名命を用ひて出雲に國を建て、朝廷を設け、支那大陸の文化を應用し、聲威、隣近に震ふを見ては、日本の主權は此にありと見られ、之を取らば以て日本を服従せしめ得べしと信ぜられたるならん。既にして天忍穗耳尊が復命して豊葦原の地、部落各々會長を有し、羈絆として容易に統御しがたしと云ふや、天照大神、其の族人を高天が原に集め、何人を遣はしてこれを夷平せしめんかを議

ジョージ、ラウリ  
ンソンの調査によ  
れば左の如し  
(西洋紀元前)大  
水の時期三千二  
年、埃及王制三  
源二千四百五十  
三百年、小亞細  
最古の文明二千  
起原千五百年、  
五百年、ペルシ  
文明千二百年、  
五十年、羅馬文  
二千年、以上は  
文明の起原は、  
より後なること  
百年也。然れど  
神武紀元は二千  
二千年なるべし  
と云ふ高年止る  
として、眞實な  
るべきに羅馬が  
ルセージと稱を  
争ふの時に當る  
(イドキン氏の  
説を見よ)

大和朝廷の成立 神武の東征

す。第一に遣はされたるは天穗日命なりしが、此將軍は大國主命に媚附して、其の征服の初心を失ひ三年を経るも復命せざりき。次に遣はされたるは天稚彦なりしが、彼もまた長髪地につかんとする出雲の美人、下照姫に溺れ、八年の間、音信杳として聞えざりき。是に於てか更に雉名鳴女を遣はして之を探らんとせしに、却つて敵に殺さる。憤激したる高天が原の朝廷は更に武甕槌命をして天鳥船神と共に出雲に赴かしむ。二人出雲の伊那佐の小濱に著し、十握の劔を抜きて、浪の穂に逆だて、其前に跌坐して勢威を示し、大國主の一族に迫つて、豊葦原の中つ國を統御するの權を禪り受く。高天が原の朝廷が斯まで數回の使を發して出雲朝廷に迫りしを見ては、當時、出雲の朝廷は日本唯一の君主なりしを見るべく、また日本文明の萌芽は此處に發したるを知るべし。斯くて天忍穗耳尊の子天津彦彦火瓊杵尊は武甕槌命の取りし國に入らんとして、先づ吾田の國笠沙の岬に来る。今の薩摩の加世田の港是なり。

神武の東征

天津彦彦火瓊杵尊一日、笠沙の港に一美人を見て誰の子なるかを問ふ。美人は國神大山祇神の女、木花咲耶姬なり。國神は土豪を云ふ。彦彦火瓊杵尊之を娶りて彦彦火出見尊を生み、彦彦火出見、豊玉姫によりて彦彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を生み、彦彦波瀲武鸕鷀草葺不合、其嫡、玉依姫によりて五瀬命、稻米命、三毛入野命、若御毛沼命を生む。三毛入野は常世の國に渡り、稻米は母の國海原

若御毛沼命は書紀の磐余彦尊にして神武と云ふは後世漢文輸入の後世號を上りし也。天孫は天照大神の後なるを以て云ふ也。

大和は東方にあらざり北方なれども昔人地理に暗くして新く云ふのみ。

379  
299

に入る。海原は朝鮮なり。五瀬と若御毛沼とは止まりて國を建つ。若御毛沼は即ち神武天皇なり。初め武甕槌命が天孫の爲に日本統御の權を禪り受くるや、思らく已に出雲の朝廷を服す、日本を夷ぐるに易々たるのみと。然るに天孫が笠沙の岬につきてより以來、若御毛沼尊に至るまで既に三世地は猶ほ僻遠にして、所謂中つ國は他の豪族の相争ふに任せ、天孫種族は一隅に偏安を保つに過ぎざりき。然れども土著すること久しきを經、日本沿岸の海路に熱通すること深きに從つて、其の會て想像せるよりも全然別種なる日本を發見したるもの、如し。曾て武甕槌が大國主の禪を受けたる日本は山陰の日本なりき。今や笠沙の沿岸を走る暖潮に乗じて奔れば別種の日本あるを發見し、花彩島とも云ふべき美麗なる山陽一帯の多島海より、暖風吹きよする五畿の海岸は其目前に開けたり。鹽土の老翁なるものあり。神武天皇に説きて曰く、東方に美地あり、青山四方に周る、天の磐船に乗りて飛び下るものありと。神武天皇之を聞きて曰く、飛び下るものは是れ同族、饒速日命にあらずやと。九州と上國との交通は、意外に早く開け、神武大遠征の前に、既に幾多の遠征の試みられたるものあるや知るべきなり。斯の如くして其水路に熟し、形勢に通じたる頃は、神武天皇は已に四十五歳の少老なりしが、遂に鹽土の老翁の云へる東方の美地を定めんと欲し、族人を擧つて北方に上る。其速吸門に至りしとき、一漁人の艇に乗るあり。其の名を問へば、答へて曰く、是れ國神彦彦にして、曲浦に釣

大和朝廷の成立 神武の東征

せしに、天神の子の來ると聞き、迎へんがために此に來ると。以て天孫種族の聲譽威望、既に四隣に響きたりしを知るべし。斯くて神武天皇は安藝の埃宮に七年を、吉備の高島の宮に八年を過し、前後十五年にして、浪速を経て、河内の白眉の津に著し、其新郷里として望みたる青山四周の地に入らんとし、龍田に赴くや、其路狹隘にして峻、人並行する能はず。更に東・膽駒山を越えて大和に入らんとするや、鳥見の土倉、長髓彦、兵を集めて孔舎衛坂に拒ぎ皇兄五瀬命を射て之を傷づく。即ち道を轉じて、茅渟の海より紀伊に入り、熊野の嶮を経て、吉野より進む。途中紀伊の竈山に至り五瀬命薨す。熊野の豪族高倉下之を助けて土倉を征し、其相防ぐもの八十梟帥・兇猾等皆夷滅せらる。既にして長髓彦、使をして神武に云はしめて曰く、昔天神の子あり、天の磐船に乗り、天より下る、名けて饒速日命と云ふ、吾、饒速日命を以て君として仕へ、吾が妹、三炊屋媛を奉る、それ天神の子豈に兩種あらんや、奈何ぞ更に天神の子と稱して人の地を奪ふかと。神武天皇答へて曰く、天神の子も亦多し、汝が君とする所のもの、實に天神の子ならば必ず其證あらんと。長髓彦即ち饒速日命の天羽羽矢一隻及び歩鞞を示す。天皇もまた天羽羽矢と歩鞞を示す。饒速日命之を見て其同族なるを信じ、惑へる長髓彦を殺し、其衆を帥めて其子可美真手命と共に降り、大和の地悉く夷らる。神武天皇は即ち檀原の地に都を定む。

血族を重んずる古風

是に於てか大に部屬の功を賞し、天種子命・天富命をして、祭祀を主どり政柄を執らしむ。天種子の後は即ち中臣家にして、天富の後は齋部家なり。道臣命と大久米命をして宮門を衛らしむ。之を鞞部とす。道臣命の後は即ち大伴家にして、大久米の後は久米家なり。以上の數氏は、吾田以來譜代の臣屬にして、此外饒速日の子、可美真手命をして宮殿の中に宿衛せしむ。其後は即ち物部家也。以上の朝官はみな、其の人を官にするにあらずして、官を以て其族の有とし、族長其官に當るものなり。一國を以て一家の事となす族長時代の風、此に見るべく、以下數百年、政治の組織は凡て此族制に従ふ。而して是等は皆、直接若くは間接に神武の家と連引せる種族にして、一人別人種の朝官に補せられしを見ず。神武の家はまた是等數族の總長として其位を世々にす。是より以下の功臣は、皆外に出でて外官となる。即ち珍彦は嚮導の功を以て倭國造となり、弟猪は猛田縣主となり、弟磯城を磯城の縣主となし、劔根を葛城の國造となせるが如き是れなり。當時叛服未だ測るべからざる土民を朝官とするは、極めて危険なるが爲なりと雖も、如何に天孫人種が其の同族を尊みしかを知るべく、後人をして、最も血族を重んずるイスラエルの種族が、四十年間征戰の後、猶太を取るも十二民族相分れて其職を世々にし、其業を襲ぎ、子孫相繼ぎて亂ることなく、他と婚姻を通ずるを禁したりしを懷想せしむ。是れ社會結合の聯鎖は唯だ血族を同する一事の外な





ば歸つて之を料理す。或る所には火食の俗もありき。或る所には生食の俗もありき。曆日を以て時を知るの術なく、日出日没を以て一生涯となすに過ぎず。神武天皇來りて多少家居の風を生じたるも猶容易に改まらず、半穴居半家居の混家家居多かりしもの、如し。而して此の天孫種族もまた曆日を傳へざりしなり。中國にして斯の如くんば、其他の蠻風は推して知るべし。神武天皇が征戰に用ひたる武器は、弓矢・石頭鐵身の劍。或は椎木の棒等にして、高尾張邑の土蜘蛛は、窘逐せられて急に奔り、葛の網にかゝりて滅ぼされしと云ひ、吉野の地には磐を推しわけて出で來るものあり。是れ國樞の祖なりと云ふ。國樞は應神天皇の時、猶ほ木菓・菌茸等を食ひ、蝦蟇を上味とせり。斯の如き野蠻なる人民の上に神武天皇は日本を建てたり。日本は青山四周せる大和の地のみ。何人も最早や天皇に抗するものなかりき。斯くて桃源夢、暖にして事なきもの數十年にして神武天皇は崩じぬ。

神武天皇履原宮に崩す時一百二十七歳(日本書紀)

兩皇族相争ふ

繼で帝位に即さしを綏靖天皇とす。神武天皇の第三子なり。初神武天皇が日向に娶りし吾平津媛によりて生めるを手研耳命と云ひ、次に大和の媛踏鞬五十鈴媛によりて生めるを彦八井耳命・神八耳命・神淳名川耳尊と云ふ。神淳名川耳、神武の愛を得て立ちて太子となりしが、神武の崩ずる時、手研耳、其の弟を殺さんことを計る。事、媛踏鞬五十鈴媛によりて洩る。神淳名川耳、其兄神八井耳と謀り、襲うて手研耳を殺し遂に帝位に即く。神淳名川耳は即ち綏靖天皇なり。蓋し變、手

研耳の奸謀に起ると雖も、互に母后を殊にするを以て見れば多少其間に人種的憎惡の情も蟻まりしものか、此事變の結果は大和人種の出なる神淳名川耳の勝利となれり。神淳名川耳は又母后の妹五十鈴媛を娶りたれば、國初の皇室には大和人種の血は饒に注がれたり。而も媛踏鞬五十鈴媛は實は前に記せる大國主命の子事代主命の女なれば、前人種は政權に失うて、血液に得たりと云ふべきか。忘れられたる五百年間の記事

是より後安寧・懿德・孝昭・孝安・孝靈・孝元・開化の七帝に至る八代は、國史

に唯だ其の即位、遷都、立后、崩御等を記せるのみ。支那にありては、戰國愈亂れ、蘇張の遊説、六國の合従、東周の滅亡、始皇の統一等ありて、國家結合の潮流、愈急に、歐洲にありては羅馬共和國の現出するあり、マラソンの大戦、ペロポネサスの大戦闘はれ、大聖ソクラテスの從容として死に就くあり。雄烈火の如きデモステネスの辯舌を生じ、平民の爲めに死せるクラツカス兄弟を生じ、英雄輩出して進歩の活力、浩蕩として止まる所を知らざるの時に方り、我國史は此五百餘年に亘れる事蹟を傳へず。(故に學者或は此五百年を歴史家の假構とし、建國以來二千餘年あるのみと云ふものあり。然ども今日に於て之を斷ずるは容易にあらず。且らく之ありとするを安全なりとす。其間列世、都を移すと稱するも、是れ後世に云ふ遷都の如き事にはあらずして、列世の太子、多くは外に出で、父帝と居住を異にし、父帝の崩御に遇ひて自家の居所にありて直に政事を行ひしに過ぎず。故に遷都と云

大和朝廷の成立 忘れられたる五百年間の記事

綏靖天皇は葛城の高丘宮に在りて政治す葛城は神武天皇東征の時土蜘蛛を殺せる所也。綏靖天皇四十五歳にして崩す。○綏靖天皇の皇子磯城津彥玉手看尊を繼ぐ之を安寧天皇とす。片鹽の浮孔宮に在りて政治す四十五歳にして崩す。皇后は磯城の縣主の女阿久斗媛にして太后の姫也。○安寧天皇の皇子大日本彦相友尊位を繼ぎ輕の曲狹の宮に在りて政治す之を懿德天皇とす。皇后は太真





百姓流離して或は背叛するあり。海邊の民船なきに苦しむを以て詔して船を作らしむ。天皇天夷鳥が天より持ち來れりと云ふ神實の出雲大神宮に藏せるを見んと欲す。此時、神實の管主、出雲振根入根之を奉る。振根之を想みて其弟を殺せしかば、吉備津彦等をして振根を誅せしむ。天皇在位六十五年にして崩す。壽百十九歳。神氣とは疾疫を云ふ。疾疫は神崇に出づと信ずる也。日本書紀に云ふ。天照大神と大國主を共に住ましめば、安からざらんことを恐れて之を分てり。又其後垂仁天皇の皇子、長仁天皇愛へて已ます。一夜大國主夢に現はれ、我が家を天皇家と一様にして作らば、皇太子の座を奪はんと云ふ。前朝の覆滅

が却つて大和朝廷の憂慮たりしことを見るべし。武埴安産の叛するや、人其妻が天の香山にある土を取れたるを以て其兆となす。是れ血族の長ならずんば、天神地祇を祭る能はざりし者乎。祭祀は族長の事なりしを見るべし。また九州の諸族が、鉦籠を尊ぶの風は、日本書紀景行天皇の條を見るべし。

大和朝廷の成立 大和朝廷權力の發達

報四方より至り、大和朝廷大に狼狽す。天皇一夜愁に沈み、天を祭る床に坐して天意を乞ふや、大國主神夢に顯れて曰く、疾疫起りて人民多く死するは我の心なり。大田田根子をして我を祭らしめば、神氣起らず國土安んばと、是に於てか直に大田田根子なる者を尋ねて之を得、大國主神を祭らしめ伊迦賀色許男をして八十の甕を作りて、祭るべき天神地祇の社を定め、赤色の楯を以て、宇陀の墨坂の神を祭り、黒色の楯を以て大坂の神を祭り、坂尾神、河瀬神に至るまで悉く幣帛を奉る。斯の如くして變亂に痛心せる朝廷は、端なくも政權の争に於て既に服したる前人種の主權者大國主を祭りて福を祈りしかば、祭天の宗教は、一變して人魂鬼神を祭るの宗教と化したり。是れ政治上の勝利者が宗教上に於て土人の信仰に同化したるものなり。

大和朝廷權力の發達

されども大和朝廷は祭禮を以て足れりとせず。其後大彥命を高志の道(北陸道)に、武渟川別命を東方海道(東海道)に、吉備津彦を西道(西海道)に、丹波道主を丹波(丹波路)に遣はし、兵力を以て不逞の徒を征し、大和朝廷の權勢を四方に擴張せしむ。斯の如き經略使の派遣せられたるは、大和朝廷、空前の事にして後世之を名けて四道將軍と云ふ。然るに四道將軍未だ發せざるに崇神天皇の庶兄武埴安彦其居住の地山城より、其妻吾田媛は大坂より、兩道、兵を起して大和朝廷を襲はんとせしかば、先づ撃ちて之を殺し、而して後に出發し、大彥命は高志の國に入り、後また崇

神の皇長子豊城命をして東の國を領せしむ。上毛野・下毛野の君はより出づ。此時、大和朝廷の權漸く北方に達したりと謂ふべし。斯て叛亂略ぼ平ぎて、民戸の調査、租税の徵收も行はれしかば、時人崇神天皇を稱して、肇國知らす。天皇と云ふ。心は始めて國を治むるの君と云ふなり。

奴隸の制度

國初以來、新人種が血族を尊みしは、曾て已に之を記せり。而して此の新人種は戰勝者なるを以て、其の降服せる異人種は、當時世界一般の風に従うて、男は奴とせられ女は婢とせらるゝ。奴隸の制は茲にも起りたり。思ふに此の時猶ほ物品賣買の事行はれずして、單に物を所有して之を用するに過ぎざれば、後世の所謂る奴隸賣買なるものなかりしと雖も、征服せられたる異人種の中新人種の勢力の及ぶ地方に居住するものは、多く思ひ／＼に奴隸とせられたるや疑ふべからず。四道將軍の征戰以來大和朝廷の權力の擴張すると共に、大和人種も漸漸地方に分散し始めれば、其散布と共に奴隸の制も漸漸地方に散布したるもの、如し。然れども今日の奴隸制度を以て、當時の奴隸制度を想像せば、誤謬に陥るを免れず。當時奴隸の名なく、公民、下民の名なく、唯勝戦者の所得として、舊人種を使役せるもののみにして、彼等の主人は彼等の上に生殺與奪の權を有せりと雖も、歐洲近世の所謂、須臾も鐵鞭を離るべからざるの奴隸とは異なり。奴隸と云はんよりは、寧ろ家の子。郎黨と云ふを適當なりとす。勿論彼等は政府の眼中に存せずして、唯だ勝戦者の隨意に生殺するに一

大和朝廷の成立 奴隸の制度

\*羅馬のアルタスの最後、殉したるは奴隷なり。

\*名は活目入彦五十狹茅尊、崇神天皇の第三子也。

\*垂仁の二十五年倭命の夢想により伊勢の五十鈴川上に宮を建て、天照大神を祭る。日本書紀に云ふ、是れ天照大神より降り降れるの地なり。

大和朝廷の成立 標本的日本婦人

任せられ、政府に納税するの義務を有せざる代りには、族長の爲に死生を輕んぜざるべからざるの地位に立ちたりき。後來漢文の入り來るに逢うて、奴隷を稱して奴婢若くは賤民と名け、然らざるものを公民と稱して、之を區別するに至れり。而して彼等と主人との間には沿習の久しき後は、希臘・羅馬の奴隷の如く、忠厚の風を生じて、累代の後、君臣なるものを生ずるに至りぬ。然れども是れ大和朝廷の兵威に抵抗したる地方に行はれしものにして、始より歸服したるものは、獨立の賤民として其士に安ずるを得たるもの少からざりしなり。

標本的日本婦人 既にして崇神天皇崩じ垂仁天皇之に代るや其即位の五年、皇后狹穗姫の兄狹穗彦叛を謀り、無道にも皇后をして天皇を刺さしめんとす。一日天皇、高宮に幸し、皇后の膝を枕にして寝ねしに、皇后の涙斑斑として帝の顔に落つ。帝寤めて皇后に言つて曰く、大雨、狹穗より來り、小蛇、朕が頭を繞るを夢むと。皇后遂に告ぐるに其實を以てせしかば、天皇兵を發して狹穗彦を討たしむ。

狹穗彦また兵を集め、稻を積みて城として之を拒ぎしかば、久しうして抜くべからず。稻の城、以て當時の風を見るべく、此城久しうして降す能はず。以て當時征戰の風の如何なりしかを見るべし。皇后其兄の死せんとするを悲しみ、共に死せんと欲して、私に城に入り、皇子を天皇に返さんと欲す。天皇人をして皇后に問はしめて曰く、子の名は必ず母の命ずべきものなり。此子を如何に命ぜんか

と。皇后答へて曰く、譽津別命と稱すべしと。天皇重ねて問はしめて曰く、汝のかためしみづの小紐は、誰をして解かしめんと。みづの小紐は下紐なり。當時の男女別るゝ時、互に下紐を結びて他人の解くを許さじと契るの風なれば、誰をして解かしめんとは、誰をか后とすべきかと云ふなり。皇后答へて曰く丹波の比古多須美智能宇斯王の二女淨き民なり、宜しく之を用ふべしと。斯くて皇后其皇子を兵士に與ふるや、兵士火を放つて城を攻めしかば、皇后もまた兄と共に燔死す。是れ固より皇室の家事と雖も、以て當時の社會生活の一斑を知るべし。死に臨んで後の皇后たるべきものを指定する、優にやさしき、併も克己的なる日本婦人の風は、既に此時より始まりしを見るべきなり。

三韓文明の風化 三韓と我國民の交通したるは既に久し。然れども大和朝廷が直接に交通したるは、崇

神天皇の終より垂仁天皇の始にあり。而して此の交通は至大なる結果を生じたり。是より先き殉死の風ありしが、後世臣屬が其君長と別るゝに忍びずして自ら之に殉死するに異なり。君長が其死に臨みて、妻妾、臣屬、珍寶を他人の手に渡すに忍びざる嫉妬的愛情の情より發したる強迫殉死にして、殉死と云ふよりも殉殺と云ふべく、目今往往にしてウラル山東韃靼種族の間に行はるゝ生理の刑罰と同じく、生ながら臣屬を陵墓に埋むる者なりき。垂仁天皇の同母弟倭彦の薨するや生ながら近臣を埋めて人垣を作りしに、其死せざるもの數日、晝夜泣哭し、哀傷の聲、聞くに堪へず。而して其死する

や、屍體の腐爛するに従つて、犬、鳥の之を啄むの状見るに忍びざるものありしかば、斷じて殉死の風を禁じたるを見て、其流弊の甚だしきを知るべきなり。已にして垂仁の三十二年の秋、皇后日葉酢媛崩す。一旦殉死を禁じたる垂仁も、其最愛者の逝くを見ては殉死者を伴はしめずんば不安の心なき能はずして、如何にすべきかを近臣に問ふ。野見宿禰一策を進め、出雲の土師百人を招き自ら土部等を使役し、埴土を以て人馬及び種種の物形を作り、生人に代りて陵墓の上に立たしむ。天皇、大に悦びて、其下に勅し、自今以後、生人を以てすることなからしめ、陵墓には必らず埴輪を用ひしむ。人をして強て殉死せしむるの風は斯の如くして止みたり。野見宿禰は出雲にありて、漢土文明の生活を聞習したるものなれば、此の埴輪を以て生人に代ふるの策も、また疑もなく漢土文明の備より來りしものなるべし。外國と交通の結果は此に止まらず、三十五年、河内國に高石池・茅渚池を作らしめ、倭國に狹城池・迹見池を作らしめ、以下諸國に溝池を開くこと八百にして、農業を勸めしかば、百姓豊富、天下太平なりしと云ふもの、また外國文明の賜也。然れども外國と交通の結果として最も著しきは、皇室中に韓人の血液の入りしこと是也。垂仁天皇の時天日槍なる者新羅より來つて播磨に止り、其玄孫田道間守に至りては、已に垂仁の朝に重用せられしが、其外國人の子にして外事に通ずるの故を以て、垂仁の命を受けて常世國に至りて、非時香菓を求む。非時香菓は香柑橘也。常世國

に入りて之を求むと云ふ。常世國は是香柑の産地ならざるべからず。思ふに日本人種の祖先の墳墓地なる南方支那南洋諸島に入りしもの乎。田道間守、常世國に向ひじより十年にして、天皇崩御の翌年に至りて、枝ながら香菓を携へて歸りしが、其崩御を聞き、陵墓に向つて復命哭泣して死す。其子孫なる氣長足姫は仲哀天皇の后となり天皇に勸め、また自ら將として、三韓を攻めしもの、海國の事に通じたる三韓人種の末葉にして、自ら海外の事情に明かなりしが故也。神武以來數百年、大和人種の血液は數ば皇室に入りしも、韓人の血液の皇室に入りしは之を以て初めとす。





べきものを有せざりしがためなり。然れども此状態も長くは保たれず。久しからずして景行の朝は王權發達、國朝統一の歴史に一大時期を劃するに至れり。而して其原因は崇神の時の王權擴張と同じく外患より來る。

景行天皇九州を征す

崇神より景行に至るまで二百年あり。二百年の歲月は崇神の朝に征服せられたる日本先人種をして、當時の歴史を忘れ、其力を恃みて崛起せしむるに十分なる歲月なり。國民生意の盛なる、人口の増加せる、崇神の時の民が、五百年前の神武征服の師を忘るゝよりも速なりしならん。況んや邊境に於ては、海外の新人種の到來するもの續々として絶えず。其文化を傳へ、其風俗を傳へたれば、大和朝廷に服せざるもの所在相起る。此の不穩の形勢に應ぜんがため、七十七人の皇子は、皆それ〴〵傍近の郡國に分たれて、封侯の如くせられしかば、之を稱して別と云ふ。後世の和氣姓は是より來る。別の制は不隱の形勢に應ずるの豫備なり。已に形跡判然たる地方に向つては征服の軍を起さざるべからず。斯くて景行天皇は其十二年の秋、自ら筑紫の熊襲を征せんとして出發す。是れ神武以來八百年間、天皇親征の始めなりしを見れば、熊襲の勢力が如何に大和朝廷を驚かしめたるかを見るべし。九州の熊襲を征伐すと云ふも、今日の征伐を以て之れを想像すべからず。此の時に方つてや、人口稀疎にして、驛邑の順序あらず、彼所の平原に炊烟あるを見ては、其部落あるを知り、

\*景行天皇の時に、皇子を封じて別とせしは職名にして姓となりしは後なり。

此所の溪川に家居の具の流るゝをみて、川源に人居あるを知るに過ぎず。人あれば部落によりて存するものにして、背叛とは此部落が擧つて大和朝廷の權を輕蔑して、調貢せざるの謂なり。故に征伐の師も、敵軍と良民との區別を爲すの暇なく、獵師の鳥獸を見て直ちに之を撃つが如く、部落を見れば直ちに之を攻撃するものなりき。天皇は八月纏向の都を出で、九月に周防の娑磨に到る。時に南方に烟氣起るを見て、必らず敵軍あるべきを察し、武諸木・菟名手・夏花等を遣はして、偵察せしめしに、果して人あり。而して其種族が上國の使を見るの風は、以て當時の人民が如何なる生活を爲せしかを知るに足るべきものあり。其酋長は婦人にして、神夏磯媛と云ひ、磯津山の賢木を抜き、最上の枝に八握の劍を掛け、中枝には八咫の鏡を掛け、下枝には八尺の瓊を掛け、素旛を船の舳に立て、曰く、願くは我徒を征する勿れ、征すべきは他の部落にありと。賢木を取つて之に劍・鏡・玉を挂くるは、上古以來の風にして、古事記の記者が群神が天の安河原に會せることを記せし時も、上枝に八尺勾瓊をつけ、中枝に八咫鏡をつけ、下枝に、白丹寸手・青丹寸手(布)をかけしと云ふを見れば、劍・鏡・瓊を尊みて、之を木にかくるは、九州一般の風俗なりしを見るべし。斯くて景行の軍は神夏磯媛の指示によりて、菟狭川の上にある鼻垂、御木川の上にある耳垂、高羽川の上にある麻紉、綠野川の邊に居る土折・猪折の種族を誅滅せしが、其麻利等を攻むるや赤衣禪を以て誘ひ寄せたるを見て其蕞爾たる野



神と云ひ女神と云ふ皆な土靈也  
後世、神功皇后の九州に下るや土蜘蛛田津媛あり  
また同時に倭國武に臣事する女會あり

先づ第一に景行天皇を迎へたる神夏磯媛あり。一國の魁帥なりと記さる。碩田に至れば速津媛あり。一所の長なりと記さる。夷守に至りて、群衆の動搖するを見、敵軍なりと思ひて偵察せしむれば諸縣の君、泉媛、大嘗會を爲すによりて、一族の集會せるものなるを見たり。御木より八女の縣に到り、南方、栗岬を望み、山峯重疊して甚だ美麗なるを見て、若しは神あるかと問へば、水沼の縣主奏して八女津媛なる女神ありと答ふるを見たり。其他熊襲の娘の如き、または是れ婦人の會長たるを失はず。而して是等の女會の記事、多く九州に見えて、是より以後東北の征戰あるも、絶えて此種の事なかりしを見れば、九州の民は女會を尊ぶの風ありしもの乎。而して是より後、また神功皇后の事あり。此時代は決して男尊女卑の風ならざりしを見るべき也。

日本武尊の熊襲征伐

斯くて景行天皇の九州に遠征する前後七年。十九年の秋を以つて都に歸りしが、超えて二十七年の秋に至り、熊襲また叛きて邊境を侵すの報に接せしかば、皇子小碓尊を遣はして之れを討たしむ。小碓尊、美濃の善射のもの弟彦公を招く。弟彦公、更に石占横立及び尾張田子の稻置・乳近の稻置を率ゐて發し、遠征二ヶ月にして、十二月熊襲の國に至る。時に魁帥川上梟帥なる者、一族を擧げて歡飲するに會ふ。小碓尊即ち髪を解きて、童女の姿を粧ひ、私に劍を佩びて其寢室に入り、夜半川上梟帥が醉臥するを見て、袖裡の劍を揮うて之を刺す。川上梟帥死せんとして小碓

尊の誰なるを問ふ。小碓尊其の名を云ふや川上梟帥叫びて曰く、國中未だ曾て我勇力に敵するものなし、皇子は是れ日本國中最も猛き者哉と。是より小碓尊を稱して日本武と云ふ。日本武尊時に年十六。從兵をして餘黨を殲さしめ、歸途、出雲・吉備・難波の惡神を夷く。惡神とは、鬼威を振ふの徒なり。

武内宿禰奏して東夷を討つ

斯くて九州已に平定するや、國朝統一の力は更に東方に向つて注がれたり。

武内宿禰の名の現はるゝは實に此に始まる。武内宿禰は孝元帝の孫屋主忍男武雄が、紀伊に使其士豪菟道彦の女影媛を娶りて生めるものなり。景行天皇の九州遠征より歸るや、二十五年、武内宿禰をして東海・北陸の諸道を巡回して、地形人情を察せしむ。二十七年武内宿禰復命して曰く、東方に、日高見國あり、其國人男女竝に推結して文身し、人となり勇悍、其土沃壤にして曠し、撃つて取る可きなりと。景行天皇已に九州を平ぐるや、更に此地方を討たんと欲せしも、九州再度の背叛の爲に其の志を遂げざりしが、日本武尊の凱旋より十二年を経、景行天皇の四十年、北狄多く叛きて邊境騷動せしかば遂に意を決して之を伐たんとし、何人を將とすべきかを群臣に問ふ。日本武尊奏して曰く、臣先に西征の役に勞したれば、兄大碓命を煩はさんと。大碓命之を聞き、愕然として、逃れて叢の中に隠れしかば、北狄征服の任は、また日本武尊に命ぜらる。當時北狄は如何なる生活を爲せしか



ず。然れども日本武尊の當時にありては、全く之と異なり。沿道、驛なく、僅に山間、水邊に處々の村落あるのみ。村落より村落に至る。或は十里二十里なるあり。或は二三十里にして一驛を見ざるあり。朝に家を出て、行く／＼山澤を歩し、黄昏猶ほ人烟を見ざるあり。小川には木を横へて丸木橋を作るを知らず、橋を組むの術は未だ解せられざりき。僅に村落に逢ふも、賣買の術は未だ解せられず。貨幣は未だ行はれず。米麥を得るの道あらざる也。斯る時代には固より他と交通の要なきが故に、公道なるものあらず。公道なきが故に、適旅行せんと欲するもの道に飢えて倒れずんば幸なり。斯る時代において、五畿より東北信越を縦横せんものは、唯だ武威を輝かして、到る所の強者を征服して、其糧による所の半神半人の如き征戰者の外に爲し得る所にあらざりき。斯る半神半人の征戰者を見ては、景行天皇が其の位を譲らんと欲し、北狄が風を望みて降服せしも偶然にあらざるなり。而して日本武尊は北狄の俘虜を伊勢の神宮に献じたりしに、晝夜喧嘩しければ、神宮却つて之を朝廷に上り、三諸山の傍に置きしに、また神樹を伐つて號呼し、隣里の民を侵略せしかば、畿外に放つて播磨・讃岐・伊豫・安藝・阿波に分布す。是れ俘虜の奴隸の、初めて歴史に顯はれしもの也。此の如くして皇化は南北に發達し、大和朝廷の力、舊人種を併吞すると共に、奴隸の數は愈増加せり。

族長制度の發達

一方に於て奴隸制度の發達する時は、一方に於ては族長政治愈發達する時なりき。

抑も草味なる時代に於て、人は道理・利益・相愛の情によりて相結合するを解せず。唯だ其解すべく知るべき連鎖によりて、相結合するの外なかりき。斯る時代に於ける最も解し易き連鎖は、祖先を同じくすると云ふの一事に外ならず。故に國家、若くは社會、若くは邦國の念は、草味の民にとりては一切解すべからざると共に、祖先を同らし血族を同らすると云ふ一事は斷つべからざる勢力を有す。神武の初めに方つて、此の血族の重んぜられたるは已に之を説けり。當時にありては社會は即ち政府とも云ふべく、政府即ち社會とも云ふべく、治者被治者と云ふ歴然たる區別なかりし也。然るに世を経代を重ねるに従ひ、同一血族中の最高首長たる皇室の權力、増加するに従つて、所謂治者被治者の制を生じ、是より租稅奉公の義務を生ずるに至りしが、君主は如何にして此の租稅奉公を得しかと云ふに、人民の種族の長に對して之を命ずるの外なければ、此等の奉公義務は、各種族の長に命ぜられ族長は、入つて政府を組織するの官人たり、出で、は其族人を統御するの官人たり。斯の如く初は自然の情より、中ごろは政治上の便宜より、族長の要愈増加するに至る。其族長の最大なるものを「あみ」と云ふ。あみは「大なる身の上」の義にして、後世臣字を以て之に充て、之と等しきものを「むらじ」と云ふ。「群の主」と云ふの義にして、後世、連字を以て之に宛つ。大臣・連は後世に至り、發達して左右大臣の如きものとなりしが、此外、中臣・齋部は、祝部・禰宜を率ゐて祭司を司どり、物部・

大伴・佐伯は、久米部・靱負部・太刀佩部を率ゐて禁衛を司どり、船の長は船の賦を數へ、山部は山野を管理し、田部は田を管り、園人は園園を管理し、海部は漁類を貢ぎ、其他膳部、飼部、鳥飼部、鷹飼部、犬飼部、弓削部、矢作部、楯縫部、織部、服部、衣縫部、木工部、石作部、鍛冶部、漆部、土師あり。韓唐の文明の入るに及び、史部、書部を生ずるに至れり。見るべし、當時の部族なるものは膳部と云ひ、鳥飼部と云ひ皆な皇室一家の事に與るものにして、皇室は即ち政府、各種族の總長は即ち天皇、政府は即ち族長の衆議所、社會は即ち國家、此間些の區別なく、天下のことは、之を大にしては皇室一家の事、之を小にしては族長一家の事なりしを。後年天皇の寶を貯へんとして大藏を起し、大藏一變して、大藏省となりしが如きも、また其の例なり。以上の部族の中楯縫部と云ひ、矢作部と云ひ弓削部と云ひ、戰鬪の具を作るもの、歴然として部族を立て、更に大伴、太刀佩部、久米部、物部、佐伯部等ありて、禁宮の護衛を司どり、武職を世々にしたるを見ては、武臣・武士は、國初より一種世襲の職にして、國初より兵農の別ありしを見るべく、而して兵馬の權、族長制度に一新面目を生じたるは、實に景行天皇の末年なりとす。是れ征戰の事多くして、功を専らにするの臣を出せしと、宮廷の權力の増加せしとによる。

皇族及武内、大伴二族の發達

是より先、天皇は、一國の首長たりしも、天下を專有せるものにあらず。

後世法家の言を以て云へば、統治の權ありしのみ。所領の實あるにあらず。故に更に天皇一家の費を支へんがためには、皇室財産なかるべからず。皇室の費用を出さんがため、皇家に附屬する土地を屯家と云ふ。當時天皇は天下を治むと云ふも、唯だ其の皇家に屬する私民と、此の屯家とを領するのみ。國家全體の事に關して、凡へての民族を號令することあるも、唯だ其の民族の長に號令し、族長より更に其の族民に號令するの風にして天皇たるの權を除きて、一個の族長としては、私民・私領は他の族に比し、甚だ大ならざりき。然るに景行天皇の朝、七十七人の皇子を封じて諸國の別となすや、皇室の權一朝にして地方に伸び、垂仁天皇が皇子、伊登志別王の子なきが爲に、御子代の伊登志部を置き、景行天皇が愛子日本武尊の功名を後世に遺さんために武部を設けしより、後世相次ぎて、皇子皇后のために其名を後世に顯彰せんが爲に御名代部・御子代部を置き、其土を以て奉邑とし、其の部民を私民とせしより、皇室の領地、愈地方に増加するに至る。斯の如くして民族中の最大民族たる皇室は、急に一大發達を爲し、其の統治權の外、一大家族としても、大勢力を得しかば、族制社會の上に一大變動を生じたり。是れ確に雄族獨り發達するの兆にして、臣民の中に於ても之に伴ふの顯象を生じたり。初め日本武尊の東國を征するや、武内宿禰の觀察して伐つて取るべしと報じたるに基きしが、日本武尊が東國にありて、大伴の武日連と共に雄偉なる功業を奏しつゝある間に、武内は内にありて暗

成務天皇は景行の第四子にして稚足彦尊是なり。

後世の近衛府衛門府をゆけひのつかさと言ふも、此の勅部より出づ。

大和朝廷權勢の擴張 神功皇后仲哀天皇を促して三韓を征す

四〇

に其の勢を養ひつゝありき。武内は其生誕の日、景行の皇子稚足彦尊と同日なるを以て深く相愛し、稚足彦尊を教へて、景行の殊寵を受けしむ。已にして天皇か日本武尊の鎮定せる地を見んと欲して、伊勢より東海道に出で、海路安房に至りて歸り、五十八年、近江の志賀に宮を定め、即ち六十年に此所に崩ずるや、稚足彦尊立ちて帝位に就くに及び、武内宿禰を以て大臣と爲す。是より朝政殆ど一に武内の手に出でたるが如し。其國郡に長なく、縣邑に首なきを以て、一國動亂の基なりとなし、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、其の國郡の長者を以て之に充て、楯矛を予へて之を旌し、地方土豪の力によりて地方を治め、河によりて國を分ち、阡陌によりて邑里を定めしが如きは、皆武内の經綸に出づ。朝廷の中、已に此權臣あり。其の子孫繁殖して、蘇我・巨勢・紀・平群・葛城の諸氏を出したりしが、一方には日本武尊の東征に隨伴せる大伴の武日連、日本武尊の殊寵を受け、靛部を與へらる。大伴氏は元と久米氏と同じく大久米に屬して宮門を守り、三氏相合して靛部と稱せられしものなり。今や大伴氏翻つて靛部全部を領す。(靛部は軍部なり)是に於てか文權、武内に歸し、武權、大伴に歸し、二氏の後、生々繁茂、株連蔓延諸族を抑へしかば、族制制度の大變革はより起る。

神功皇后仲哀天皇を促して三韓を征す

已にして成務天皇は無事泰平なる六十年の治世を保ち、一百七歳の壽を以て崩じ、皇子なかりしかば、國人に感懷せられたる日本武尊の子、足仲彦尊帝位に即く。之

仲哀天皇崩するや、諸國より權を取つて、大に災を阿羅、溝理、尾戸、上通下通、馬婚、父子の奸淫、馬婚、犬森の婚、鷄森、犬森の罪を求め之を祓ひ、直ちに新羅を征伐す。

漢史に曰く、事鬼神、道能以妖惑衆と、古事記に曰く、神より給ふと以て神の風采を想見すべし。

を仲哀天皇とす。父の陵より白鳥の出でしより、白鳥を以て其神靈となし、即位の年の十一月を以て、諸國に令して白鳥を獻せしむるや、閏十一月越の國より白鳥四羽を獻す。仲哀天皇の異母弟、蒲見別王、之を菟道の河原に奪ひて燒きて曰く、白鳥と雖も、之を燒けば黒鳥とならんと。仲哀兵を遣はして之を誅す。仲哀天皇は身の丈十尺にして、其風采體格に於ては父王を襲ぎしと雖も、其性質に至りて遙に父王と異なり。寧ろ温順にして安康を求めたるもの、如し。然れども仲哀の缺點は、其皇后の異常の人物なりしがために補はれたり。異常の人物とは誰ぞ、神功皇后なり。仲哀初め叔父、彦人大兄の女大中姫を娶りて妃となし、麿坂・忍熊の二皇子を生みしが、二年に至りて、新に氣長足姫尊を納れて皇后とす。神功皇后是れなり。思ふに先入の妃を超えて皇后となりしを見ては、其才幹、人に絶つたるものありしを見るべく、仲哀天皇が越前の角鹿(敦賀)に幸して行在を定め、是より南國に巡遊するや、百官を止めて皇后に従はしめしを見ては、其如何に早くより朝政に當りしかを見るべし。今や景行天皇の朝に征服せられたる熊襲また背きて朝貢せず。熊襲の背叛は恐るゝに足らずと雖も、恐るべきは三韓が九州・山陰の邊境を騷すにあり。三韓は開化の時一たび襲來せり。其後、屢ば交通するも軍隊的の襲來なかりしに、今やまた軍隊を作りて襲來しぬ。外には三韓の襲來あり、内には熊襲の背叛あり如何にして之を征せん乎。神功皇后は最も能く此間の消息に通ずるの便ありしもの、如し。

大和朝廷權勢の擴張 神功皇后仲哀天皇を促して三韓を征す

四一

新羅の王族天日槍  
但馬に上陸し前津  
耳の女麻拖能鳥を  
娶りて但馬の諸助  
を産む、諸助の孫  
を清彦とす(日本  
書紀)而して古事  
記は多遲麻毛理多  
遲麻比多阿及比清  
遲麻比多阿及比清  
遲麻比多阿及比清  
城之高額比賣命と  
す、此葛城之高額  
比賣命の子を神功  
皇后とす。

皇后は垂仁天皇の朝に新羅より歸化せる天日槍の子孫にして、其祖父の兄は崇神天皇のために香橋を南方に求めたる人なり。海上上の思想は其家門専有の事にして、自然に九州の背叛の原因を探求するの便宜ありしものなるべし。故に仲哀天皇が九州の熊襲を討たんとして、紀伊より中國の海を航して行くや、皇后は角鹿より北海岸を航して之に豊浦に會せしが、其意初めより一舉して對岸の韓地を攻むるにあり。思ふに武内宿禰は、夙に皇后と此策を定めたるもの乎。

三韓の服屬

已にして上國の軍下るを聞き、岡・伊視の各縣主の祖も、皆當時九州人種の風に從ひ、百枝五百枝の賢木を抜きて、之を船の舳艫に立て、之に其寶とする所の劍と、鏡と、玉とをかけて出迎ふ。斯くて如何にして熊襲を討たんかを議するに方り、當時大事の門出に於て行る、儀式として、天皇自ら琴を弾きて吉凶を神に問かんとするや、神忽ち神功皇后の口を藉りて託宣して曰く、天皇何ぞ熊襲の服せざるを憂ふるや、區々の國、兵を擧げて伐つに足らず、是よりも勝れる寶の國あり、譬へば美女の黛の如く、向ふ津の國にあり、眼の如く輝く金銀彩色、多く其の國にあり、之を新羅國と云ふ。若し能く吾を祭らば、刃に血ぬらずして其國必ず服し、熊襲もまた自ら服せんと。仲哀天皇託宣を疑ひ、琴を退けてまた彈ぜず。神大に怒りて曰く、此天下は汝の知るべき國にあらずと。武内宿禰傍にありて曰く、恐こし、猶其琴を試み給へと。天皇已むを得ずして琴を彈ぜしが、幾くもなくし

て琴音絶え、之と共に仲哀天皇の氣息已に絶ゆ。是に於てか神功皇后、武内宿禰をして私に天皇を葬らしめ、喪を祕して自から男装し、師を出して新羅を攻む。新羅は辰韓の地なり。時に大風激浪、岸を拍ち、舉國震驚し、天新羅を亡ぼして海となすかと怪しむに方り、忽ち日本兵の上陸に遇うて、新羅王波沙寐錦惶恐爲す所を知らず。素旆を立て、素服を着け、圖籍を封じ、面縛して來り、誓つて曰く、今より以後、長く乾坤と共に、伏して馬飼部となり、春秋に馬梳と馬鞭を献じ、毎年男女の調を貢して船柁を乾さるべし。日西より出で、月東より出で、阿利那禮河、逆流し、河石昇りて星辰となることあるも、春秋の朝を闕き、梳鞭の貢を怠廢せざるべしと。皇后即ち其面縛を解きて、馬飼部とならしめ、其重寶府庫を封じて圖籍文書を收め、皇后自ら其執る所の矛を取て新羅王城の門に立て、記念となす。馬飼部となすは即ち奴隸となすなり。是に於てか新羅王其子を質として、我軍に従はしめ、金銀、彩色、及綾羅、緋絹を八十艘の舟に載せて朝貢せしむ。此の如く、皇后一兵に闕らず、一矢を費さず、匹馬を殺さずして新羅を征服するや、高麗・百濟の二國も、また風を聞きて來り附し、今より以後、永く西藩と稱して朝貢を絶たざるべしと誓ふ。是に於てか三韓に内官家を定めて師を旋へす。其年の暮、皇子譽田別尊を筑紫に生む。之より先、皇后の發するや已に娠めるなり。斯くて明年二月に至り、始めて仲哀天皇の喪を發して、海路によりて京に向ふや、鹿坂・忍熊の二皇子、兵



武内人をして忍熊  
王に云はしめて日  
請ふ和を議せん  
進む忍熊王の軍即  
ち弓矢を投ずるや  
武内軍、頭髪のや  
赤猪に昨はれ死は  
す忍熊王軍に抗

大和朝廷権勢の擴張 三韓の屈服

四四

を擧げて之を淡路に扼す。思ふに神功皇后は、其才幹氣象、固より一代に卓絶すと雖も、支那の歴史家が當時の事を記するや、鬼神道を事とし、能く妖を以て衆を惑はすと云ふ程なれば、事を神託による事甚だ多くして、却つて人の疑惑を招くものあり。其仲哀天皇の前に起立して、目を擧げ、眉を動かし、強ひて三韓を伐たしめんとするの風、今猶ほ想見すべきものあり。當時皇后も、自ら人心の服せざるを疑うて、新皇子已に薨じたりと流言せしめたるほどなれば、皇后より前に妃として寵幸之に及ばざりし大中姫の二皇子が、皇后を疑ひ、呂后を以て之に擬せるもの、勢に於て免れざりしならん。然れども彼等の争ひや已に遅し。仲哀の生時より政權已に皇后の手にあり。佐命立功の臣多く之に屬し、今や新に戦勝の餘威を帯びて歸る。二皇子は争でか之に敵し得べきぞ。五十狹茅の宿禰等兵を出して之を助けしも、武内の偽計に陥つて滅ぼされ、神功皇后の威權全く定まる。

第四章 外國文明の感化 (神武紀元九百二十年より一千年に至る)

三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果

神功皇后の外征は寧ろ回復にして、新業にあらず。創世に方つて、天

古事記、朝鮮史

照大神の弟素戔鳴尊は、其の子五十猛命を率ゐて韓土に在りしは古史の報ずる所にして、此の時に方りてや、彼此殆ど一國、其民族も大部分に於て中外一種なりしなり。故に神功が三韓を征服せるは其祖先が曾て領したる土地を回復したるに過ぎずといへども、國民生活の上より云へば、東海に偏安せる孤島をして、亞細亞大陸文明の大潮流に觸れしむる一大機會なりき。日本國民は神武天皇の征伐を蒙りて、統一の國民となれり。然れども神武は一隊の新人種に過ぎず。其子孫如何に繁殖するも、國民の小部分に過ぎず。國民の多數は半ば裸體の民なり、文身せる民なり。吉野の國標の如く墓を食ふの民なり、骨を以て鏃とする民なり。女は被髮して屈紒し、單被を頸に貫きて之を衣るの民なり。飲食は手を以てするの民なり、風雨に徒跣するの民なり。酒を嗜みて多壽に、法を犯せば妻孥を没入して奴隸とし、人死すれば喪を爲す十日、酒食を進めず、歌舞して樂を爲し、事あれば骨を灼きて吉凶を卜するの民なり。山に邪神と稱し、野に姦鬼と稱するものある民なり。冬は穴居し夏は樸棲し、

外國文明の感化 三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果

四五







仁徳天皇の名を大鷦鷯尊と云ふ所以は、初め天皇の生るゝや、木寛あり産室に入る應神天皇武内宿禰を召して吉岡を問ふ、武内宿禰曰く、是れ吉也、同日、臣の妻また子を生まみ鷦鷯産室に入り喜びて曰く、汝の子の瑞と、朕が子の瑞を換へて、各名とし、天皇を大鷦鷯と云ひ武内宿禰の子を木寛と云ふ。仁徳天皇の元年、都を難波の高津に遷す。

外國文明の感化 支那經典國民の心性を和ぐ

八年秋、高麗王使を遣はして朝貢する時、其表文に「高麗王教日本國」と云ふ。菟道稚郎子、其無禮を憤りて、之を破る。思ふに韓人が從來、日本朝廷の不文を欺きて、斯の如き無禮の表を呈して、私に蠻野を笑ひつゝありしもの幾度ぞ。今や學問の結果は斯の如くして、外交上の習慣を一變ず。應神天皇は慧才此の如き菟道稚郎子を殊寵せざる能はず。其兄大山守命、及び大鷦鷯尊を超えて皇位に即かしめんとし、一日從容として二皇子に問うて曰く、汝等長子と少子と孰れを愛する乎と。大山守命對へて曰く、少なるは長なるに如かずと。帝悦ばざるの色あるや、大鷦鷯尊之を察して對へて曰く、長子は多く寒暑を経て既に人となりたれば、憂ふる所なし。唯だ少子は弱くして甚だ憐ひべきなりと。應神天皇大に喜びて菟道稚郎子を立て、皇太子とし、大鷦鷯尊をして其太傅として、國事を知らしめ、大山守命をして、山川林野を主宰せしむ。已にして應神天皇の崩するや、菟道稚郎子位を大鷦鷯尊に譲る。大鷦鷯尊もまた辭して受けず。已にして大山守命異志あり。菟道稚郎子を殺さんとす。大鷦鷯尊謀して之を知り、菟道稚郎子をして之を殺さしむ。然れども兩皇子の相譲りて帝位につかざるもの三年、菟道稚郎子、勢に迫られ自ら縊れて死せしかば、大鷦鷯尊遂に帝位に即く。之を仁徳天皇とす。仁徳天皇の位に即くや、都を難波に移せしが、詔して曰く、朕高臺に上りて遠く望むに、烟氣域中に立たず、思ふに百姓貧にして炊ぐ者少き乎、邦畿の内此の如くんば、畿外の民の窮乏

せるもの知るべきのみ。自今三載課役を除きて百姓の苦を息むべしと。已にして三年を経て天皇また高臺に上り、烟氣遠く上るを見て皇后に言つて曰く、朕既に富むと。皇后曰く宮室壞れて修むるを得ず、何ぞ富めりと言はんと。天皇曰く、天の君を立つるは是れ百姓の爲めなり。然らば則ち君は百姓を以て本と爲す。古の聖王は一人飢寒すれば之を顧みて身を責む。今百姓貧しければ、即ち朕の貧しきなり。百姓富めるは、即ち朕の富めるなり。百姓富みて君貧しきは未だ之あらずと。如何に優美仁愛なる心性ぞや。國史を讀みて此に至る。宛も荆棘を出で、花園に入るが如し。仁徳天皇また多くの溝渠を通じ、堤防を築き、百姓の利便を計ること少からざりしかば、時人稱して聖帝と云へり。

「高き屋に登りて見れば烟たつ民のかまどはにぎはひにけり」の歌は遙か後代なる藤原時平が仁徳天皇の心を詠じたるなりと云ふ。然れども俗説ながらも古くより御製として傳へられたるものなり。仁徳天皇十年、始めて課役を科して宮室を造る。百姓令せずして老を扶け幼を携へ村を運び糞を負ひ日夜を問はず工事を助く。十一年難波の水を決して之を海に注ぎ、また多く堤防を作る。或る時天皇夢に武藏の強頸・河内美田の連杉子を水中に葬りて河伯を祭らば堤成るべしとの神託を得て、二人を求め之を水に入らしむ。強頸涕泣して水に入りて死し、杉子は抗論して曰く、我に二個の袍あり、河伯若し之を沈むるを得ば即ち從はんと。袍を抱きて水に入る。始遂に沈まず杉子即ち命を全くす。十二年、高麗、鐵盾及鐵的を貢す。群臣を會して之を射せしむるに、皆穿つ能はず、的臣祖盾人宿禰、之を射て穿つ。名を的戸田宿禰と賜ふ。十三年、始めて美田屯倉を立てて春米部を定め、又和珥池を造り横野堤を築く。十四年、猪甘津の橋を造り又大道を作りて京中に置く。南門より直に指して丹比邑に至る。又大溝を感玖に掘り石河の水を引き、上鈴鹿下鈴鹿上豊浦下豊浦四處の郊原に潤はし、墾して四萬餘頃の田を得たり、其處の百姓富饒にして凶年の患なし。十七年新羅朝貢を欣く、的戸田宿禰等を遣つて之を責む。新羅恐れて絹一千四百六十疋及雜種八十艘を獻ず。

外國文明の感化 支那經典國民の心性を和ぐ

四十一年、紀の角の宿禰を百濟に遣はして、國郡境界を分ち其物産を收録せしむ。

四十三年、百濟の王子酒公に教へられ、初めて鷹を知り之を馴らしむ。

五十三年、新羅貢を缺く、上毛野君祖田道を遣はして之を攻む。新羅兵を發して之を拒ぐ、これを破つて其四邑の民を虜にして歸る。

五十五年、蝦夷叛く、田道をして之を討たしむ。田道敗れて伊寺水門に死す。書紀通釋には今の上總の夷隅なりとなすも無稽の談を免れず。また石巻の地ならんかを疑ふものあれど未詳。從者田道の手廻を取つて妻に送る。妻之を抱きて死す。

五十八年、吳の國高麗の國並に朝貢す。

六十二年、額田大中彦の皇子、山に上りて野を望み穹窿の如きものを見、その地の稻置に問うて氷室なるを知る。是より以前民間既にあつて、貴族知らざりし乎。

同年、額田大中彦皇子開闢に觀し、氷室を見て之を天皇に上る。天皇之を歡び、是より後季冬に氷を藏め春分の始に之を分つ。

### 第五章 雄族の發達 (神武紀元一千年より一千百五十年に至る)

權臣の跋扈

此時に方つてや久しく大和朝廷を悩ましたる東夷の蝦夷も、漸々その侵略の力を失し、

仁徳天皇の五十五年に一たび叛を起し、將軍田道之を討つて陣歿せりと雖も、彼等は今や北方の邊陲に、僅に生存を保つに過ぎず。大和朝廷は枕を高くして安逸の夢を食はる間に、強臣豪族漸く繁殖す。

而して其多くは武内宿禰の後なりき。武内宿禰は神功皇后を助けて三韓を征し、歸りて仲哀の二皇子を討滅したる後は、九州に出で、應神天皇の爲めに重鎮となりて茲に薨せしが、その景行天皇以後五代の間に生じたる武内氏の子孫は、上は皇室に入り、下は外藩にまで及べり。第一葛城の襲津彦の女は、仁徳天皇の后となりて履中・反正・允恭の三帝を生めり。履中天皇の皇后も、葛城の家より出でたり。第二平群の木菟の宿禰・羽田の矢代の子孫は、蘇我の石川の宿禰は、應神天皇の時百濟を討ちし將軍たり。第三紀の角の宿禰は仁徳天皇の時、百濟に入り、國郡を整理し國産を輯録せり。第四蘇我氏は平群の木菟と共に、履中天皇の朝に國政を掌りて、蘇我馬子の祖たり。第五巨勢氏は直ちに大臣大將を出さずと雖も、後來に至りて大族となる。此の如く、株連蔓延、豪族の威勢の増加する時、宮廷は

履中天皇は仁徳の  
長子にして名を去  
來穂別尊と云ふ。

四年、諸國に史官  
を置きて諸事を記  
して四方の志を達  
せしむ。  
五年はより先き收  
めて私民とせらる  
るものは奴隷にし  
て奴隷は懸せらる  
るを免れず。馬飼  
部の名は其一也。  
此年天皇淡路に狩  
を奏して曰く、  
神は血の奥に  
堪へずと。是より  
履中天皇崩すと  
云ふ。  
允恭天皇崩すと  
云ふ。  
忍坂天皇崩すと  
云ふ。  
二年、  
皇后とす。

雄族の發達 女を座長に奉るの風

漸く陰謀と戀との場となる。先づ仁徳天皇の崩ずるや、履中天皇位に即き、武内宿禰の孫羽田の矢代  
の宿禰の女、黒媛を納れて妃とせんとして、皇弟住吉仲皇子をして吉日を告げしむるや、仲皇子、自  
ら履中天皇の名を借して黒媛を奸し、事の顯れんことを恐れ、私に兵を擧げて履中天皇を殺さんとし  
て宮殿を焼く。淡路の阿曇の連濱子、海人を率ゐて之を助く。天皇、平群の木菟の宿禰・物部の大前の  
宿禰・漢直の祖阿知使主の三人に助けられて走る。已にして皇弟瑞齒別皇子、仲皇子の近習の隼人  
刺領中を誘ふに大臣の位を以てして、仲皇子を其厠に殺さしむ。隼人功を以て一日大臣となり、歡喜  
して大杯を傾くるや、瑞齒別皇子、刀を揮つて其頭を落す。斯くて黒媛は皇后となり、平群の木菟  
の宿禰・蘇我の滿智の宿禰・物部の伊富弗の大連・葛城の圓等、相共に國政を執る。此の如くして武内  
宿禰の子孫は全く樞權を握る。

女を座長に奉るの風

菴籍文雅なる履中天皇七十七歳にして崩ずるや其同母弟瑞齒別尊帝位に即く。之  
を反正天皇とす。天皇の生るゝ時水もて洗ふに、たぢひの花あつて井中に落つ。故に名とす。たぢひ  
は今の虎杖の花なり。天皇即位の時五十五歳、崩ずる時六十歳。群臣議して反正天皇の皇弟、雄朝津  
間稚子宿禰尊を立つ。之を允恭天皇とす。其の皇后忍坂大中姫が衣通郎姫を進めて妃とせし事實は、  
彼の印度よりエチヲビヤに至る一百七十二州を治めたるアハシユロス王の后ワシテの如くにして、東

皇后の體略、母に  
隨つて家ありて  
園中にあり。人あ  
り其傍を過ぎ馬を  
籠に花みて姫を朝  
つて園能く治ま  
るか問ひ、且つ  
ツツキといふ小虫を  
拂はんが爲めに一  
根の鬚を乞ふ。  
根之を含む。後皇  
后となるに及びて

洋古代の風を見るべきものあり。允恭の七年、天皇群臣を會して議するや、自ら琴を弾じて皇后をし  
て舞はしむ。皇后舞終つて禮を爲さずして坐す。當時の風俗、宴會に舞ふ者は、舞終つて座長に對し  
て女子を奉るを約束せざるべからず。皇后が禮を爲さざりしものは、女子を奉るを否みしものなり。  
天皇、皇后を責めて曰く、何ぞ禮を失するの甚しきやと。皇后已むを得ず、再び起ちて舞ひ、舞ひ終つ  
て女子を奉らんと云ふ。天皇問うて曰く、汝の奉らんとする女子は何人ぞと。皇后已むを得ずし  
て己の妹衣通郎姫を進む。衣通郎姫姿貌清麗、順柔靜貞、天下第一の名あるものなり。天皇、衣通郎  
姫を奉るべしとの約を聞かや、大に喜び直ちに人を遣はして之を近江の坂田に求めしめたるに、  
皇后を憚りて七回まで使を屏けて聽かず。然れども使者中臣の烏賊津使主が姫若し聽かずんば、臣死  
するの外なしと請ふに遇うて、已むを得ずして之に應じたりき。已にして都に入るや、天皇、其皇后  
を憚りて宮中に容れず。別に藤原の地に居らしむ。然れども猶ほ皇后の嫉妬に堪へず。遠く皇居を離  
れなば或は皇后の妬意を和ぐるあらんと信じ、河内の茅渟に去りしかば、天皇愈之を愛惜し、其名  
を後世に傳へんと欲し、諸國の國造に課して藤原部を定めたりき。斯の如く皇后に服従し、使者に服  
従し、天皇に服従し、一點、己を立つる所なく、争ふ所なく、服従を以て凡ての事に應じ、而も其の所  
親を愛して、戀々として忘るゝ能はず。樂しんで淫せず。悲しみて怨まず。服従によりて憐を求め、

雄族の發達 女を座長に奉るの風

其罪を責む。人は即ち國難の國造也。以て當時貴族の家。居も質素なりしを。見るべし。三年、良醫を新羅に求む。

四年、天下姓氏の混亂を正さん。が爲め、探湯瓮を設けて眞偽を分つ。

雄族の發達 社會の變革姓氏の混亂

溫柔敦厚、順和靜貞を以て極意とするは、柔和美麗なる自然と、殘酷ならざる男子と、神學的執迷なき國民的性質によりて、自然に練成せられたる理想的女儀なりき。

社會の變革姓氏の混亂 履中天皇の時始めて諸國に史官を置き言事を録して四方の志を達せしむ。當時の史官は固より漢文を以て書記するものにして、多くは歸化韓人なりしかば、平和の間に外人の血は、其外國文明と共に入り來れり。是れ實に社會變遷の時機にして、若し善史ありて之を記さば、驚くべき事態ありしならんに、國史は唯だ允恭天皇即位の四年に詔して、姓氏を定めたるの一事を記すのみ。而も此一事すら社會の大變を示すに足る。それ國初の民は、如何に血族を尊び、血族は如何に分派せられ、分派は如何に其首長によりて支配せられ、如何に代表せられしかば、上來已に之を説く所にして、其區分整然として、一點錯誤なきを得べきものなるに、允恭天皇の時、已に姓氏の混亂を來し、群卿・百僚・諸國の造等、皆帝王の裔と稱し、或は其祖宗天より降ると稱して上下相争ひ、允恭天皇の勅を煩はして、百僚地方官をして、神明に盟うて眞偽を正さしむるに至りては、是れ建國以來社會結合の一大要素たる族制の上に、大變革を生ずるの端と云ふべく、地方の豪族が、如何に自ら高く標致して、民に臨み、大和朝廷の皇族貴族と比肩せんとせしかを見るべきなり。豪族の自負已に斯の如く大なるに方つて、朝廷は漸く事多し。允恭天皇の太子木梨輕の皇子、容姿清麗にして、一時

球纒は珠玉を連ねて頭髪、類及び手に纏うて飾とす。上代の貴族固有の風也。珠は管玉、或は金銀を雜ふ。帶は結びて之を垂らし、衣服は裳と上とに分つ。女は髪を用ふ。後世發達して被(か)つぎと之を角を作る。之をみづらと云ふ。長途を歩する時は袋をくまりて飾の爲めに飾を附する。

の治郎たり。其同母妹輕大娘皇女、艶美秀秀、また類を絶す。二人相慕ふ。當時は異母の兄弟姉妹互に相婚するも、同母の婚姻は嚴に習慣の禁する所なりしに、二人顧みずして相通ぜしかば、有司輕大娘皇女を伊豫國に流し而して皇子を問はず。即ち國法は罰せずと雖も、國人之を誹り、群臣從はずして穴穗の皇子に謳歌せしかば、允恭天皇の崩するや、太子兵を擧げて穴穗の皇子を襲ふ。穴穗の皇子また兵を擧げて之を邀ぶ。太子共に戦つて勢窮り、物部の大前の宿禰の家に自殺するに至り、穴穗の皇子位に即く。之を安康天皇とす。安康天皇其同母弟大泊瀬皇子の爲に反正天皇の女を娶らんとし大泊瀬皇子の兇暴の故を以て拒絶せられ、更に大草香の皇子の妹、幡梭皇女を娶らんとす。大草香皇子は允恭天皇の弟にして、安康天皇の叔父なり。大草香皇子悦んで之を諾し、信契として珠纒を奉らしむ。使者根使主、珠纒を私して、偽つて復命して曰く、大草香皇子命を奉せずと。安康天皇之を聞きて大に怒り、直に兵を發して叔父大草香皇子を殺し、其妻中帶姫を皇后とし、又幡梭皇女を大泊瀬皇子に與ふ。已にして大草香皇子の遺子眉輪の王、安康天皇が母の膝によりて眠れるを窺ひて之を弑す。眉輪王時に七歳なり。大泊瀬皇子變を聞くと直ちに兵を率ゐて難に赴きしが、先づ當の敵を滅ぼすことを爲さず。却つて其長兄坂合黑彦皇子を刺殺し、同じ長兄八釣白彦皇子を生きたがら地に埋め、最後に眉輪王を殺して帝位に即く。之を雄略天皇とす。雄略天皇、安康天皇が生前位を己に傳へ

雄族の發達 社會の變革姓氏の混亂



ことあり、是等は貴族の風也。  
雄略天皇の時に至り、根の使主の罪顯はる。

九年、天皇自ら新羅を征せんとし、神託によりて、蘇我小弓宿禰・大伴我連・小鹿火宿禰に命じて即位以來朝貢を断つるを、新羅に責めしむ。我軍内に相争ひ、戦敗れて歸る。

二十年、高麗兵を起して百濟を征す。二十三年、百濟の王子末多を立て、王とし、五百人を以て之を衛りて百濟に入らしむ。之を東城王とす。また筑紫安部臣、馬飼臣等船安部を發して高麗を撃つ。天皇六十二歳にして崩す。

雄略天皇以前百濟の如きは也。池津媛を娶ひ、池津媛を貢す。百濟を討つて女子を貢するを止む。

雄略の發達 三韓漸く背叛す

んとせず、市邊押磐皇子に傳へんとしたるを追思し、遊獵に事よせて、市邊押磐皇子を殺し、又事に托して、御馬の皇子を殺せしかば、宗室略此時に盡きたり。雄略天皇、雄邁剛果と雖も、嚴勵に失し、獨り宗室に對して相迫るのみならず、百濟の池津媛が、石河の楯と姦淫せるを憤り、二人の四肢を樹枝に張りて焼殺し、遊獵の時、臣下の其の言を解せざるを怒つて、自ら刀を抜きて御者を殺害したるが如き、鳥飼に飼はしめたる禽が、菟田の人の狗に殺さるゝや、直ちに其面に黥して奴としたるが如きことありしかば、時人之を誹りて惡名を附したりき。

三韓漸く背叛す

雄略天皇の舉動は甚だ高價なる結果を生じたり。吉備上道臣田狹、かつて宮中において同僚と笑話し、盛に己が妻稚媛を稱揚して、當今天下第一の麗人となす。雄略天皇之を聞き、私に稚媛を得んと欲し、便ち田狹を任那國司として外に出でしめ、其虛に乗じて稚媛を幸す。田狹、稚媛を娶りて既に二子を生む。兄君・弟君と云ふ。時に新羅、禮を失せしかば、雄略天皇、弟君と吉備海部直赤尾とをして之を討たしむ。田狹、弟君の韓土に來るを聞き、人をして之に説かして曰く、雄略天皇已に我妻を幸し、遂に見ありと聞く。禍の汝が身に及ばんこと足を翹げて待つべし。汝百濟に跨據して獨立せよ、我も任那に據りて叛かんと。弟君之を聞きて心動く。其の妻稚媛之を察し陰に謀つて之を殺し、赤尾と共に百濟の朝貢を携へて歸る。斯の如くして田狹の謀は敗れたりと雖も、

而も日本の事情、是より悉く外藩に洩れ、外藩背叛の事は殆ど制すべからざるに至る。而して外藩の中、最も早く日本の羈絆を脱せんとしたるものは新羅なり。新羅は國を辰韓の古地に立つ。今の慶尙南北兩道の大部是なり。其民多く秦漢流亡の民なりしが故に、他の韓人に比して最も文明の素養あり。最も日本に接近するが爲め、文明を日本に傳へたるものも新羅の力多かりき。然れども其の日本と接近するの便は、また國內不逞の徒をして走りて此に據の便とならしめしが爲、日本の事情も亦最も多く新羅に知られたれば、三韓の中最も日本を輕んずるものもまた新羅なりき。仁徳天皇の五十三年、田道を遣はして其の朝貢を絶つを責むるや、田道は苦戦して僅に四邑の民を虜にして歸りたるのみ。新羅は一國として已に全く外藩にあらざりき。已にして雄略天皇の位に即くや、新羅また朝貢を絶らしに、田狹の雄略天皇に排せられ、走つて新羅に入つて之と結托するに至り、新羅は今や外藩中最も日本の事情に通じ、最も日本の弱點を知り、最も獨立の氣象あるものとなりき。雄略天皇の九年、紀の小弓の宿禰・蘇我の韓子の宿禰・小鹿火の宿禰・大伴の談の連をして、新羅を撃たしむるや、神功皇后の前に屈服せる新羅王、今や公然兵を起して小弓の宿禰等を邀ふ。小弓の宿禰等戦つて大敗し、大伴の談の連・紀の岡前來目の連陣歿す。餘衆潰散して險要の地を保つ。已にして小弓病死し、其子大磐の宿禰新羅に渡り、縦に小鹿火の宿禰の兵權を收めて威福を弄せしかば、小鹿火の宿禰深く之を

雄略の發達 三韓漸く背叛す

尾代蝦夷を射るに能く躍りて矢を避く。遂に追うて丹波國浦掛水門に至りて殺し盡す。

雄族の發達 物質的進歩

含み、大磐宿禰を韓子の宿禰に離間して曰く、大磐の宿禰久しからずして韓子の宿禰の兵權をも奪ふべしと。韓子の宿禰大に怒つて大磐宿禰を暗殺せんと欲して、却つて之が爲に殺され、日本の軍士、首領を失し紛亂して歸る。此時に當つて三韓の中、百濟は最も日本に親附せるものなりしが、之もまた高麗の爲に半ば討滅せられ、韓土に於ける日本の勢威は、漸々に滅却す。是に於てか雄略天皇、自ら百濟の公子末多の額に手を加へ、立て、王となし、筑紫の兵五百人をして、之を擁して國に入らしむ。吉備の臣尾代をして五百の蝦夷を率ゐて新羅を征せしむ。尾代發して久しからずして雄略天皇崩す。已にして蝦夷等、吉備にありて雄略天皇の訃音に接し、遂に背叛して近郡を侵略す。尾代則ち撃つて悉くこれを殺せしかば、新羅征伐の軍は、中道にして止む。是れより後八年、顯宗天皇の末年に至り、紀の大磐宿禰、任那の日本府に跨據して、高麗に通じ、自立して宮室を建て、自ら王と稱し、先づ任那の佐魯那奇、他甲肖等の計を用ひて百濟を撃たしめ、連戦連勝、勢威四隣に震ひしが、久しからずして力盡きて、退きて日本に歸る。斯くて韓人をして日本に服せしむる唯一の原因たる兵力も、また彼等を服するに足らず。其獨立して互に攻伐するがまゝに一任するの外なきに至れり。

物質的進歩

外藩の國は此の如くして、漸々に失はれたり。然れども一勝一敗は文明の潮流には些の關係なく、開化の波は滔々として入り來れり。韓土に於ける征戰の勝利にも、敗北にも、彼土民は多

仲哀天皇の九年新羅始めて倭を貢獻す。神功皇后攝政五年始めて倭を貢獻す。雄略天皇七年始めて百濟を織造工に錦を織らしむ。垂仁天皇の三年近江鏡谷の工人新羅谷の工人は天日槍の子孫なり。雄略天皇、倭國なる者をして國內の「かひこ」を集めしむ。倭國誤つてかひこを養兒となしむ。數多の小兒をあつむ。雄略天皇笑つて少子部の連の姓を與へ、且つ其小兒を養育せしむ。然れども養蠶は此天皇の時已に大和國に行はる。一たびは虫として、一たびは蠶となり、一たびは繭となる蟲と稱す。

きにも少なきにも、必ず俘虜たる奴隸として、若しくは朝貢の人として、日本に携へて歸られたり。斯の如くして山藍、茜によりて絲を染めて織り出せる縞の外、織物を有せざりし國民は、始めて綾錦を織るの術を習ひ、土器の外窠物を知らざりし國民は、陶器を作るの術を習ひ、病めば則ち死するの外なかりし國民は始めて韓方の醫道を學び、笙・筆策の如き高尚なる樂器、巧妙なる鞍も、此時に入り來り、譯語部として彼我の國語に通じたる民も、世業として保護せらるゝに至る。養蠶の道も此頃より大に奨勵せられ。后妃をして蠶事を務めしめ、また國郡に詔して桑を植ゑしめ、秦氏を各國に散布して、庸調を獻するの民となさしめたり。始めて漢韓の風に模して、樓閣を起せしもまた此朝にあり。此時、關鶏御田なるもの樓に上り、快心愉悅禁ずる能はず、四方に走るや、下より之を望めば恰も飛行するが如くに見えたりしかば、伊勢の采女怪しみ仰ぎて之を見て、驚き倒れたりと云ふ。當時の朝廷が如何に簡單なる生活を營みしか、想見するに餘あり。是より先き履中天皇の時、三韓の朝貢のため齋藏の外、更に内藏を立て、歸化の外人をして其出納を司らしめしが、秦・漢二氏の族天下に分散して、工藝を勸むるに及びて、諸國よりの貢調物大に其の數を増加せしかば、雄略天皇の朝に大藏を立て、蘇我滿智宿禰をして三藏を檢校せしめ、更に秦・漢二氏をして内藏・大藏の主鑰たらしむるに至りき。當時の大藏は即ち皇室の倉庫にして、一皇室が發達して一皇家より天下の朝廷となるに従つ

雄族の發達 物質的進歩

て、大藏もまた政府の大藏となりしなり。斯の如く限ある外人のために、國富を増加せるを見ては、以て當時の工藝の如何に低く、其生活の如何に單純なりしかを想見するを得べし。

顯宗天皇の即位

已にして雄略天皇の太子白髮武廣國押稚日本根子尊、雄略天皇に代りて帝位に即く之

清寧天皇は雄略天皇の第三子也。母は武内宿禰の分族女也。城國大臣の女也。

を清寧天皇とす。生ながらにして白髮なるが故に此の名あり。母は葛城國大臣の女稚媛にして、武内宿禰の血統は後宮より離れざりき。清寧天皇に長兄と幼弟とあり。同じく吉備上道臣の女稚媛の出なり。雄略の崩するや、稚媛其幼弟星川皇子に教へて、先づ大藏を封鎖して皇位を争はんとす。長兄磐城皇子之を拒む。星川聽かず、稚媛の意に隨ひて大藏を取り、外門を閉鎖し、縦に官物を使用して權勢を買ふ。是に於てか太子の黨與、大伴の室屋の大連、東の漢の掬の直と共に兵を發して大藏を圍み火を縱つて、稚媛・磐城・星川の兩皇子、及び其親族を燔殺す。是より先き吉備の上道の臣、星川皇子の叛を聞き之を援けんとして、船師四十艘を率ゐて來りしが、事已に平らぐと聞きて海より歸る。是に於てか大伴の室屋の大連、群臣を率ゐて清寧天皇を迎立す。清寧天皇磐余の甕栗に居て、大伴の室屋を大連として、平群の眞鳥を大臣とす。初め眉輪王の變あるや、雄略天皇之に乗じて、宗室を殺して略ぼ盡く。已にして清寧天皇に至り、また其兄弟を殺して一人を止めず。而して清寧天皇もまた子なかりしかば、清寧天皇の崩するや、履中の皇女、忍海飯豐青尊越前の角賀にありて、假に皇位を攝す

ること一年、遂に市邊押磐の皇子の遺子弘計・億計二皇子を免め得たり。初め市邊押磐皇子の雄略天皇に誘殺せらるゝや、二皇子恐れて身を潜め、其舍人日下部連使主父子に援られて丹波の余社(與謝)郡に逃れて名字を變ぜしが、日下部連使主其の追及の至らんことを恐れ、遂に自殺せしかば、二皇子は更に播磨赤石郡に來り、縮見の屯倉の首に仕ふ。已にして山部連先祖伊與來目部小楯、播磨の國司となるや、縮見の屯倉に臨みて宴飲し、二人をして舞はしむ。二人の歌ふ所を聞けば即ち皇室の親なるを告ぐるものなり。小楯驚き起て二人を拜し、之を京に報するや、方に宗室を求むるの際なりしかば、飯豐青尊悦びて之を迎へ、先づ弟弘計王を立てて太子とならしめ、尋で位に即かしむ。之を顯宗天皇とす。斯の如くして皇統は絶えなばかりにして、僅に繼がれたり。

平群族の專權

皇統絶えなんとして、僅に下民の間に潜みし者を擧げて皇位に即かしめ、宗室寥寥として數ふるに足らざるの時、廣く其根を張れる大臣・大連の勢威の振ふは自然の勢なり。中にも平群

の一門は、專權五朝を経たる武内の子孫にして、其祖平群木菟宿禰仁德帝と同日に生れたるの故を以て、一門の光榮人を羨ましめ、また新羅を征し、履中天皇に從ひて仲の皇子と戦ひ、其執政となり、其子平群の眞鳥は、雄略天皇の大臣となり、威權赫々、族黨上下に充滿しければ、功を負うて自ら傲り、一たび下民の群に入りし億計王の帝たるを見ては、敢て之を尊崇するの念ある能はず。衣食皇室

日本書紀、二皇清寧天皇の三年大馬及器既を賦するを記す。以て其叛服常なきを見るべし。



父の仇と雖も、却つて我叔父にして且つ天皇也。今單に父の仇を復せんがために、天皇の墳を發かば、後世の罪を如何せん。仁賢天皇の如きは、宿禰、任那によりて高麗に通じ三韓を自立せんとし、韓政府を立て百濟を襲ふ。百濟王、襲うて之を破る。大磐遂に逃げ歸る。仁賢天皇の如きは、宿禰、任那によりて高麗に通じ三韓を自立せんとし、韓政府を立て百濟を襲ふ。百濟王、襲うて之を破る。大磐遂に逃げ歸る。

仁賢天皇位に即く及んで復仇を仁賢天皇十一年にして崩す。壽五十五。武烈天皇は小泊瀬、仁賢天皇の弟也。武内宿禰の弟也。仁賢天皇の如きは、宿禰、任那によりて高麗に通じ三韓を自立せんとし、韓政府を立て百濟を襲ふ。百濟王、襲うて之を破る。大磐遂に逃げ歸る。

雄略武烈兩天皇の無限君權

最も酷烈に實行せられたる時なりき。崇神天皇より以來、君權は四方に波及せり。然も地方の豪族、未だ崛起して朝廷に抗衡するの實力あるものなく、内には、大臣專權の端を開くと雖も、未だ大に勢を爲さず。君權は外、山林の豪族に限られず、内、宮廷の權臣に制せられず。其の伸張するがまにまに一任せられたり。此間に生る、天皇は、生れながらにして自ら其尊きを覺る。神武天皇の如きは其の雄姿を以てするも、猶ほ當面に入種の争を爲さざるべからざりき。崇神天皇の如きは邊境騷動の爲に心を惱ましめたりき。蘇我氏以後の天皇に至つては、已に外戚強臣の制肘を受けざるべからざるに至れり。然れども雄略天皇以後、三韓に於ける我勢力は漸々失墜して其相擊つに一任し、清寧・顯宗・仁賢三天皇の世に至つては、音信杳として至らず。紀の大磐の任那に據つて反するあるも、之を撃つことをせず。事實に於て已に三韓に心を勞せざるに至れり。已に顧慮する所なし。仁賢天皇の子武烈天皇の時に至りて君權の發達、空前絶後なりしも怪しむに足らず。或は雄略・武烈兩天皇の行を以て、酷惡の行となすものなりと雖も、然れど、此の如くならずんば無限君權にはあらず。無限君權は人民の非議愁訴は、固より考量せず。人民は唯だ君主の意志に服従すべく、君主は其爲し能ふ凡べてを爲して、可なりと云ふものにして、若し人民に對して酷烈なるべからずと云はゞ、已に無限君權にあらず。民を重んぜざるべからずと云ふ政理に制限せらるゝなり。故に國朝の歴史に於て、君權

雄略武烈兩天皇の無限君權

が其の無限絶頂に達したるは、前後武烈天皇の時代を以て最頂上とせざるべからず。而して無限君權は刑法の形を以て現はれ來れり。元より以前の刑法は、極めて單純のものなりき。罪あらば之を誅するのみ。然らずんば資財を神に獻じて、祓除するのみ。然らずんば所有の土地を朝廷に獻げて、其罪を償ふのみ。然らずんば其の本姓を奪うて他の奴隸私民たらしむるのみなりき。履中天皇の朝、仲皇子に黨して叛亂せる阿曇連濱子を誅して死を宥し、また阿曇濱子に従へる野島海人等を屯倉に使役せるを以て、刑名を増加するの始となし、允恭天皇の朝に至り、木梨輕の皇太子、其の同母妹輕の大娘皇女を奸淫するや、刑は太子に加ふべからずとて、大娘皇女を流刑に處するに至りしが、以上概ね刑名を増すも、寧ろ死罪の外に、軽く刑法を用ふるの道を開きしものなり。然るに雄略天皇に至りて嚴峻にして假借せず。喜怒を以て刑賞を爲し、死刑の場合を廣くし、吉備の下道の臣前津屋、小雞を雄略に擬し大雞を己に擬し、小雞の勝つを見て、刀を抜きて之れを殺すや、雄略見て以て不敬となし、三十人の物部を遣はして、前津屋を誅せしめ、併せて其の族七十人を滅ぼし、族滅の制を始し、百濟より貢せる池津媛の石河楯と奸淫するや、二人の四肢を張りて架上に上せ、之を燔殺し、始めて燔殺の刑を起す。磯城の大縣主の家居、堅魚木を屋上に設けて、風鎮となすや、雄略天皇また不敬僭上となして之を焚かしめんとしたりき。斯の如く意に従つて刑し、刑の酷烈を加ふるもの、武烈に至

つて極まる。武烈の二年孕婦の腹を刺して其胎を見、三年、人の指甲を解除して薯蕷を掘らしめ、四年人の頭髪を抜きて、樹梢に上らしめ、下より樹幹を伐ち之を倒して快と爲す。五年人をして洞窟に上らしめ、下より之を射て快となす。其他の諸の巨刑大罰、皆親しく之を見る。また田獵を好み、狗を走らせ、馬を試み、出入時あらず。風雨を厭はず。侏儒俳優の徒を翫好するの風を増長し、日夜宮人と戯る。斯のごときもの八年にして崩せしが、絶頂まで上りたる君權は、忽ちにして大臣專權のために、一大打撃を受くるに至れり。

男大迹尊は彦主人の子也。彦主人近江にありて、坂前坂中井(今の三國町)に居る。坂前の美を聞き、彦に之を招く。已にして男大迹尊を生みて後彦主人王薨す。坂前、男大迹尊を擁して越前に歸りて高向に居る。時に凶獸類りに至りて、民水害に苦む。王即ち民を集めて日野足羽

臣下天皇を作る 武烈天皇は子を遺さずして崩せり。宗室は雄略天皇の時に於て略ぼ盡きたり。今や遠きにも近きにも、皇族にして位を繼ぐべきものは、仲哀天皇五世の孫にして丹波桑田にある倭彦王と曠神天皇五世の孫にして越前にある男大迹尊との外なく。而して此二人につきて選拔するの權は全く大伴の金村の手中にありき。此に於てか金村等、試に兵仗を設け、乘輿を護衛して、先づ倭彦王を迎ふるや、倭彦王遙に兵仗を望見し、愕然として山谷に藏れて行く所を知らず。金村等更に同一の儀式を以て男大迹尊を迎へて之を立つ。之を繼體天皇とす。是より先き皇位は父子相承くるにせよ、兄弟相讓るにせよ、毫も臣下の干渉を待たず。天皇は前の天皇によりて立てられたりき。允恭天皇一た

黒龍河等を決して三國邑を作らして、民之によりて凶荒を免る。天皇民間にありて、民情に通ず。故に仁政多し。五年、都を山城の筒城に遷す。

臣群臣によりて立てられしも猶ほ前帝の同母弟なりき。清寧天皇より顯宗天皇に至る間、皇統殆ど絶えんとせるも、飯豊青皇女假に國事を攝して、やがて顯宗天皇を迎へて位に即かしめたるは、異例と雖も、猶ほ皇位は臣下の勸進に出でざりき。今や武烈天皇より繼體天皇に至る間、皇統絶えんとして、臣下の群議によりて應神天皇五世の孫男大迹尊を立て、天皇とす。之を繼體天皇とす。是れ臣下、皇帝を作るの端にして、國憲上の一新事例なり。而して天皇の朝に、大伴の金村は大連となり、許勢の男人は大匠となり、物部の龜鹿火もまた大連となり、而して大臣・大連の權、擁立の功によりて大に膨脹せしかば、武烈によりて絶頂まで押し上げられし君權は、却つて急に衰へんとす。

### 第六章 三韓の離叛 (神武紀元一千五十年)

三韓を日本に遠ざかる  
初め雄略天皇の時、高麗王、百濟を攻めて殆ど之を滅ぼすや、雄略天皇、筑紫の軍士五百人を以て百濟文斤王の叔父昆支の第二子末多を擁立せしむ。是より百濟全く我國に據つて立たんとし、繼體天皇の時、上表して任那國の上叻喇・下叻喇・婁陀・牟婁の四縣を得んことを乞ふ。叻喇の國守、穗積の臣押山・大連大伴の金村、共に百濟の賄を得て之を許すべしとなし、四縣は遂に百濟に與へらる。是れ直隸の任那を割きて、藩屬の百濟に與へたるなり。已にして百濟また伴跋國の己汝の地を得んと欲して、五經博士段楊爾を貢し、併せて伴跋國、百濟の己汝を奪ふと奏す。金村百濟を龍信し、百濟・安羅・伴跋・新羅の使を集め、己汝帶沙を百濟に返すべしと命ぜしかば、伴跋・己吞、帶沙に據つて叛し、物部の連等五百の舟師を率ゐて百濟の使者を送るや、帶沙江頭に於て伴跋のため、に劫掠せられ、僅に身を以て脱して歸る。斯の如く權臣金村の專横のため、三韓に於ける日本の勢力益々微弱となる。此時に方つて日本は三韓に對して、極めて不利の地に立てり。新羅と高麗は、國運最も隆盛を極めたるに、日本は微弱なる任那に、日本府を置きて之を守り、任那を保たんが爲に、

新羅との交戦、止むときなし。百濟は新に破れたるの國にして、殆ど獨立の力なきに、日本は之を助けて高麗と争へり。斯の如く天智の時の大敗軍に至るまで、歷朝の政策、一に任那の回復にありしが、任那回復の大行軍の第一回は、先づ繼體天皇の二十一年に始められたり。將軍は近江毛野臣にして、目的は任那の爲に、新羅が侵略せる南加羅・曷・己吞を回復せんと欲するにありき。

#### 新井九州に據つて叛す

此時に方つて、九州はまた既に日本武尊征服の時と同じからず。景行天皇以前、九州の憂は重に大和朝廷の縁族によりて統御せられたる熊襲の背叛にありて、叛者は多く日・薩・隅の襲の國に在りき。今や然らず。三韓の勢威大なるに従つて、九州の西岸、最も多く其の刺撃を蒙りたれば、筑紫の國は最早や無人の地にあらずして、最も獨立の氣象あり、叛志に富める強悍なる人種の巢窟となれり。應神の朝、元勳佐命の臣武内宿禰が、自から九州に下りて、筑紫の地を鎮守せるを見ては、如何に九州の形勢の早く變じたるかを見るべし。爾來二百餘年、三韓の事愈急にして、大和の豪族名門、數ば韓土に下り、筑紫に土著するによりて是等叛志に富める、強悍人種は、各々其部屬として收められたり。而して朝廷三韓を征するの時も、大將は中國より下るも、兵士は多く筑紫の土人を用ふるの故を以て、其武幹益々發達せり。斯の如くして大和附近の民が王朝の權威に壓せられつつある時、彼等は忠義の何たるを知らず、屈服の何たるを解せず、野性縱横に發達せり。柔媚なる大

十二、二十年都を弟國に遷す。今の乙訓也。二十二年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。二十三年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。二十四年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。二十五年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。二十六年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。二十七年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。二十八年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。二十九年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十二年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十三年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十四年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十五年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十六年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十七年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十八年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。三十九年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十一年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十二年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十三年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十四年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十五年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十六年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十七年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十八年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。四十九年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十一年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十二年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十三年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十四年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十五年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十六年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十七年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十八年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。五十九年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。六十年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。六十二年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。六十四年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。六十六年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。六十八年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。七十年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。七十二年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。七十四年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。七十六年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。七十八年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。八十年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。八十二年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。八十四年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。八十六年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。八十八年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。九十年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。九十二年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。九十四年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。九十六年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。九十八年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。一千年都を盤余の國に遷す。今の乙訓也。

和の天地山川が、其朝廷に戀と和歌とを教へつゝあるの時、彼等は澎湃の大波を凌ぎ、遠洋に奔るの道を學べり。大和附近の民が漢土宮廷の風を知りそめたる朝廷のために、夫役に勞かれ、國造、縣主の收斂に苦しむの時、彼等は擅制なる豪族の翼の下に於て、比較的に安全に保安せらる。彼等は朝廷を去る遠きの故を以て、最も多く野性的の自由を有し、最も多く大陸文明に接近するの故を以て、最も多く新事を知る。故に朝廷の權大なるや、彼等甘んじて其爪牙となるも、朝廷の權衰ふるや、關を閉ぢて獨立す。故に景行以後に至り、熊襲の族は叛服常ならずと雖も、朝廷は之を省みるに暇あらず。僅かに其の心の和ぎて、時に隼人を朝貢するを以て足れりとなし、最も多く筑紫を憂とせるなり。斯の如くして筑紫は應神以後繼體に至る二百年間は、殆んど徳川氏が二百五十年間、九州雄藩の廢置を試みざりしが如く、治外法權の地として、識認せられたり。而して近江毛野が任那のために新羅を討たんとして下向するや、此治外法權の地より、一大叛將を出だすに至れり。磐井是なり。磐井は筑紫の國造たり（國造の故地は筑後國御井郡府中にあり）久しく三韓と私に相通じて、其文物を習ひしもの、如し。生前墓墳を立つるに高さ七丈、周り六丈。其墓田南北各六十丈、東西各四十丈、石室石棺の巾三間に至り、石楯石人各六十個を以て之に配し、軍陣の狀を爲す。屋室器觀、宛として一大朝廷の如く、勢威四近を壓し、陰に九州を經略して、筑紫の海を限りとして獨立し、以て三韓の貢物を

舊事本紀に筑志國  
造に志賀高穴穗朝  
（成統）に阿倍臣の  
同祖大彥命五世の  
孫田道命に國造を  
定め賜ふと見ゆ  
磐井の墳墓のこ  
見ゆ

受けんと欲す。然れども其の機を得ずして躊躇せしが、近江の毛野臣が征韓都督として下向し、磐井も其催促に従つて兵士穀料を出さざるべからざるに至り、鬱々たる時、魏晉六朝の間に國を保ち、遊説反間の大陸的外交に慣熟したる新羅は、此機を外さず、磐井に賂し、近江の毛野臣を、先づ筑紫に拒がしめんとす。繼體天皇の二十一年六月、磐井遂に新羅に通じ兵を擧げて大和朝廷に叛し、内は火（肥前肥後）豊（豊前豊後）の二國を奄有して、朝貢修職を禁じ、外は日韓交通の要津を扼して、海外の貢賦を奪ひしかば、毛野臣の軍逗擄して進む能はず。朝廷乃ち大伴の大連金村・物部の大連・許勢の大臣男人等に命じて、磐井征伐の議を定め、物部の大連鹿鹿火をして西征大將たらしむ。鹿鹿火二十二年の十一月筑紫に下りて、大に御井郡に戦ふ。磐井敗北して、其行く所を知らず。斯くて毛野臣は、漸く韓土に達するを得たり。

新羅百濟日本に離叛す

然れども毛野臣の行は、以て日本の聲威を爲すに足らざりき。三韓は大陸文明の影響によりて智巧漸く進み、殊に魏晉六朝兵亂の餘を承けて、國民の武力大に發達したること猶ほ日本の國力が神后・應神の時の比に非るが如し。其年々日本に朝貢するは、最早や藩屏の禮を表するにあらず、善隣相酬ゆるの義に外ならざりしなり。然るに朝廷海外の事情に通ぜず、飽までも神后征伐時代の殘夢を信じ、一片の詔勅、新羅をして惶懼して命を聽き、任那の侵地を返さしむるを得べしと



奈麻禮は新羅の官名にして大官にあらず。

毛野臣の失政、調吉士の告ぐる所となり、招かれて國に歸り、對馬に病死す。

三韓の離叛 後宮勢力の發達

信ず。之に加るに近江の毛野臣、傲狼にして治體に閑はず。争でか事なきを得んや。毛野臣既に安羅に使用するや、新羅に勸めて、更に南加羅・喙・己吞を返さしめんとす。新羅、其小吏夫智奈麻禮・奈麻禮を遣はして毛野臣に安羅に會せしむ。此時百濟は日本に依頼せるに係らず、其將軍また毛野臣の尊大にして禮なきを憤つて歸る。已にして任那また朝廷に奏請するによつて、更に毛野臣をして、百濟・新羅に勸して任那の侵地を興復せしめんとするや、二國の王、來らず。小吏をして會せしむ。毛野臣大に怒つて曰く、小を以て大に事ふるは天道なり。二國の王何が故に天皇の勅を輕んずる乎。已に此無禮を爲す、縱ひ王自ら來るも、吾敢て勅を傳へず、必ず之を逐放せんと。此に於てか新羅改めて其上臣伊叱夫禮智干岐をして兵三千を率ゐて、來つて勅を聽かんと乞はしむ。是れ明に威嚇なり。毛野臣遂に退きて、任那の己叱己利城に入つて保す。相對する三月、新羅の上臣遂に四邑を抄掠して、其の人民金錢等を携へて歸る。已にして毛野臣また失政ありて、民心を失す。任那の民私に新羅と百濟とに請うて、其兵を招くものあり。毛野臣遂へ戰つて破れ、また二國のために任那の五城を抜かる。斯の如くして内には大伴氏が任那に偏聽するの政策により、外は使臣の失政により、韓土益我に遠ざかる。

後宮勢力の發達

外にありて國威の退歩する時は、内にありて後宮の勢力の始めて歴史に現るゝの時な

安閑天皇の元年部を大和の勾金橋に遷す

今の上總の夷隅郡

天皇七十歳にして崩す

りき。初め大伴の金村の繼體天皇を擁立するや、前帝の皇子なかりし例を數へて、手白香皇女を皇后となさんことを請ふ。繼體天皇遂に之を聽し、別に八の妃を納れしと雖も、手白香皇女によりて生れたる勾大兄皇子帝位に即く。之を安閑天皇とす。故に安閑天皇は大伴氏と婚嫁の縁なしと雖も、大伴金村を稱して伯父と稱するに至れり。安閑天皇、膳臣大麻呂をして、名珠を伊甚の國造雉子直等に求めしむ。雉子直等躊躇す。大麻呂即ち之を縛して京に入りしに、雉子直等恐懼して、走つて後宮の内寢に入る。皇后之を知らず内寢に入りて大に驚き、且つ之を怒る。雉子直等即ち其の伊甚の屯倉を奉つて罪を贖ふ。而して大伴金村また後宮の權漸く大なるを見て、早くも之に媚ぶ。一日天皇、金村に問うて曰く、朕數婦を納るゝも今に至つて嗣なし。萬歳の後朕の名絶えんことを恐る。伯父何の計かあると。大伴金村即ち皇后及び次妃のために屯倉を立て、各其名を後代に傳ふべしと奏す。之によりて後宮の屯倉、所在に遍く、而して國內事なきこと久しく、民兵禍を知らず。加ふるに耕農の術大に進み、戶口繁殖、人烟四方に起る。翌二年筑紫・豐國・火國・播磨・備後・阿波・阿波・紀伊・丹波・近江・尾張・上毛野・駿河の諸國に、各一個、若くは數個の屯倉を置きて、天領とす。之より天子の采邑天下に遍ねく、民田と相犬牙す。また半を難波の大隅島と媛島とに放つて、天領とし、また諸國に犬養部を置きて、天皇直轄の民を増す。大伴の金村一代の政策は、實に皇家、富を欲

するの心と、後宮の勢力に投じて其位を固むるにありき。

大伴物部の二氏相争ふ

已にして安閑天皇の崩するや、また皇嗣なきが故に、群臣繼體を擁立したる故例を追うて、安閑天皇の弟武小廣國押盾尊に劍と鏡とを奉りて皇位に即かしむ。之を宣化天皇とす。宣化天皇は性質和平、人と争はず。其後小田の皇女に政治を一任せしかば、繼體以來發達し來れる外戚、更に一層の勢力を加ふ。是より先き政權漸く大伴氏に歸し、物部氏は兵權の一部を有するに過ぎざりしに、宣化天皇即位の年より大伴氏の權勢益大を加ふ。此時磐井を討つて武名を得たる鹿鹿火は死して、物部氏が保てる武權すらも亦大伴氏に歸し、新羅亦任那に寇するや、大伴金村の子磐と狹手彦とをして之を救はしめたり。而して磐は筑紫に止まりて國政を執り、徵發に應じ、軍防を司り、遂に三韓に備へ、狹手彦は往きて任那を鎮め又百濟を救ふ。斯の如くして内政外交文武の權全く大伴氏に歸す。物部氏平なる能はず。宣化天皇崩じて欽明天皇立ち、幾何の兵、能く新羅を征服し得べきかを左右に問ふや、物部大連の尾與、大伴氏の過失を數へて曰く、今は區々の寡兵決して征服し易からず。昔繼體天皇の六年、百濟使を遣はして上表し、任那の上叻喇・下叻喇・婁陀・牟婁の四縣を得んことを請ふ。任那は三韓に於ける我朝立脚の地、然るに大伴の金村輒く表請によつて求むる所を許す。是より新羅の我を怨望すること積年、而して我立脚の地なきがため征戰容易ならざるな

十四年天皇崩す壽七十三  
宣化天皇崩す幼  
臨み欽明天皇は幼  
年にして未だ政事  
に期はざるを以て  
山田皇女をして百  
濟を救はしめんと  
せしが、皇女之を  
殺す

りと。金村此彈劾を聞き、怏々として樂しみます。仕吉の宅に退き、疾と稱して朝せず。天皇、青海の夫人勾子を遣はして、慰諭懇勸を極む。然れども大伴金村是より用ひられずして物部氏漸く跋扈す。斯の如く大伴・物部の二氏相争ふ間に、蘇我氏は已に婚を皇室に通じて、其根を張りつゝありき。欽明天皇に五妃あり。兩妃は皇后の妹にして、他の兩妃は蘇我大臣稻目宿禰の女なり。長女は堅鹽媛と云ひ、七男六女を生み、次女は小姉君と云ひ、四男一女を生む。斯くて蘇我氏は大伴・物部の争を傍觀しつゝ、其子馬子の爲に物部氏の女を娶りて、益勢力を固めて、他日の變を待んとす。

任那回復の政策

斯かる間に、日本は朝鮮に於て益々其勢力を失ひ、新羅の勢力全韓に振ふ。蓋し百濟・新羅・高麗は應神天皇の時より日本に歸服すと雖も、同時に彼等は日本よりも勝りて仕ふべき國として、相競うて支那にも朝し、高麗は魏の孝文帝の時より、新羅は晋の孝文帝の咸安年中より、各々其封冊を受け、六朝相尋ぎて三韓を藩屬として優待し、百濟は晋より使持節都督百濟諸軍事鎮東將軍百濟王の封冊を受け、新羅は北齊より使持節東夷校尉樂浪公新羅王の封冊を受く。此に至りては復た邦人の空拳を以て制すべき時にあらず。中にも繼體天皇の頃より新羅の勢力自餘の列國を凌ぎ、繼體天皇の頃となりては、其國君の名なる尼師今・麻立干・尼西干・次々雄等の稱呼を廢して、公然、新羅國王と稱し、國憲を定め地方制度を起し、監の制を始め、綱紀肅然また舊時の蠻國にあらず。故に是より

百濟人巴知部歸化  
村に居らしむ。山  
都を大和の磯城郡  
磯城島に遷す。  
秦人漢人等諸蕃の  
歸化する者を國郡  
に安置して戸籍に  
編入せしむ。秦人  
の戸數七千五百三  
十ありき。大藏掾  
を以て、秦・倭  
造となす。  
秦大津父をして大  
藏の司たらしむ。  
五年、肅慎人、舟  
掩留して去らず。  
六年、膳臣、巴  
提使を百濟に遣  
はす。歸るに及び  
は虎の爲に子及び  
ふ。即ち手づから  
打つて虎を殺す。  
九年、三百七十八



### 第七章 宗教的黨争 (神武紀元一千二百年より一千三百年に至る)

佛教の渡来

佛教の初めて印度に起るや、我孝昭孝安兩天皇の間にあり。印度の地、日光強烈にして氣候炎熱、猛獸毒蛇の威恐るべく、巨木奇草の觀驚くべく、日星河岳の景嘆美すべく、自然の勢力は其の偉大を極め、人類をして自ら自然力を恐怖して、鬼神の權現せるものと信ぜしめ、而して其の暑熱の氣候によりて萬物の生成變化、須臾にして成るを見て、人類の生死を以て萬物の變化に比して、靈魂の不滅と他生あるを信するに至らしむ。故に印度人民は世界に於て最も想像に富み、最も鬼神に富みたりき。耶蘇紀元前二千年、一種のアリヤン人種、來りて漸次ガンヂス河邊の土民を征服し、其人種の誇によりて土民と婚を通ぜず、勝利者の中にありても、支那系統を重んじて階級を作りしかば印度人民は最下の劣等人種として奴隸の如く待遇せられたりしが、自然が與ふる想像力と鬼神とは、空しく征服者を保護して鬼神ならしめ、被征服者を慰安する宗教を築き、人は唯だ此世の難行苦行を重ぬれば、來世に幸あるべしと教ふるに止る。斯かる敢果なき社會より厭世の福音の出で來るは自然の勢にして、ヒマラヤの大岳を蒼空に望む、最美最秀の地を占めたる淨飯王の家に生れたる悉達太子は、實に其人なりき。悉達太子の生れしは耶蘇紀元前五百五十八年前にあり少時より聰明にして慧心、當時の哲學に通じ、其武技も亦國主の太子たるに耻ぢず。王子公孫の美貌を具へ、其父母中心の誇榮にして、年十一、從妹耶輸陀羅を娶りて一時の榮華を極めしが、歡樂極つて哀情多く、昨日の少年今は白頭となり、榮華の子、須臾にして老死の襲ふ所となるを見ては、人生運命の問題は忽ち高慢なる公子の心を傷め、遂に宮廷を捨て、當時の宗教家に從遊し、幾多の苦行を試みたるも、心中の安慰を得ず。遂に婆羅門教の恃むべからざるを察して、自ら一新創見に到著す。彼れ思らく、人生は情慾の結果なり。故に痛苦悲哀は人生の免れざる所なり。苟も痛苦悲哀を免れんとせば、情慾を打破せざるべからず。情慾を打破するは唯だ一切の人事をすて、寂滅涅槃に入りて之を得べし。涅槃に入るに方つては、萬民一切平等にして佛たるべしと。彼れ絶望の中に希望を求め、不平等を怨めるの人心を、墓の彼方に慰めんとす。彼れ固より一新宗教を建設すべしとは思はざりき。然れども人生の不幸を憐みては、勢己の安心立命の見を説かざるべからず。己に從ふの士を集めては、己を誘ふものを諭さるべからず。斯の如くにして佛教起りしが、傳道の後四十五年、足跡曾てガンヂス河邊百五十里を出でざる悉達太子の佛教は遂に婆羅門教に代りて一國を風靡せしが、後七百年、婆羅門教徒再び起つて佛教徒に大迫害を加へて、之を印度より一掃す。其漢土に入るや漢明帝、郎中蔡愔及び秦景を

子は、實に其人なりき。悉達太子の生れしは耶蘇紀元前五百五十八年前にあり少時より聰明にして慧心、當時の哲學に通じ、其武技も亦國主の太子たるに耻ぢず。王子公孫の美貌を具へ、其父母中心の誇榮にして、年十一、從妹耶輸陀羅を娶りて一時の榮華を極めしが、歡樂極つて哀情多く、昨日の少年今は白頭となり、榮華の子、須臾にして老死の襲ふ所となるを見ては、人生運命の問題は忽ち高慢なる公子の心を傷め、遂に宮廷を捨て、當時の宗教家に從遊し、幾多の苦行を試みたるも、心中の安慰を得ず。遂に婆羅門教の恃むべからざるを察して、自ら一新創見に到著す。彼れ思らく、人生は情慾の結果なり。故に痛苦悲哀は人生の免れざる所なり。苟も痛苦悲哀を免れんとせば、情慾を打破せざるべからず。情慾を打破するは唯だ一切の人事をすて、寂滅涅槃に入りて之を得べし。涅槃に入るに方つては、萬民一切平等にして佛たるべしと。彼れ絶望の中に希望を求め、不平等を怨めるの人心を、墓の彼方に慰めんとす。彼れ固より一新宗教を建設すべしとは思はざりき。然れども人生の不幸を憐みては、勢己の安心立命の見を説かざるべからず。己に從ふの士を集めては、己を誘ふものを諭さるべからず。斯の如くにして佛教起りしが、傳道の後四十五年、足跡曾てガンヂス河邊百五十里を出でざる悉達太子の佛教は遂に婆羅門教に代りて一國を風靡せしが、後七百年、婆羅門教徒再び起つて佛教徒に大迫害を加へて、之を印度より一掃す。其漢土に入るや漢明帝、郎中蔡愔及び秦景を

田雲に植られたる  
蒙古人種の間に  
「よみの國に入る」と云ふが如き語ありて死者の國に關する思想を示めしたる事ありと雖も此思想は遂に全く減したるものゝ如く跡を止めざり

天竺に遣はして四十二章經を求むるに始まり、傳へて百濟に入りしは欽明の六年にして丈六の佛像を作りて國土の安穩福惠を祈りしを見て、當時の佛教の小乘なりしを見るべし。即ち小乘と雖も、日本に傳へらるゝに至りては一道の新光なりき。之より先き日本國民は、殆ど來世の思想を有せざりき、國初の天孫人種は天を祭るの儀式を有したりと雖も、固より今日の宗教なるものに通有せる未來の思想に由來するものにあらず。之を上にしては天照大神、新嘗祭の時自ら天を祭りたるを始として、神武天皇が大和を平定せんとせる時、天の香久山の土を以て天の平瓮八十枚を作りて、天神を祭りしに至るまで、之を下にしては蛇牛を拜し、狐狸を祀る土壘に至るまで、日本國民の宗教は、神威を恐れ福禍を祀る現世的の思想の外に出でざりき。已にして崇神の頃よりして宗教思想に一新傾向を生じ、祭天の風に止りし貴族の宗教思想も、また漸やく民間の宗教思想の感化を受け、天神の外、幾多の神を畫き、遂には人を以て神とするに至りたり。人を以て神とするは、其人の靈魂を祭るものにして、未來の思想の幾分を示めすが如しと雖も、唯だ偉人の靈を後世までも威靈ありと爲すに止り、來世と云ふ一世界ありとするものにあらず。ユダヤ人すらも舊約時代にありては未來の思想を有せざりしほどなれば、人心必然の經過、斯の如くなるのみ。故に其の宗教は極めて幼稚、而して極めて國民的ならずして地方的なりき。

佛教の探否、進歩保守兩黨の争となる

國民固有の宗教此の如くなるに方りて百千の難境を経て練磨せられたる佛教の入り來りしは恰も系統なく秩序なく、國民の形を爲さざりし土蠻が神武の來襲に遇ひたるが如し。且つ三韓は久しく文明の紹介者として信ぜられたり。文明と共に入り來る宗教に對しては我固有の文明は以て敵すべきものなかりしなり。故に百濟聖明王が欽明の十三年に、釋迦佛の金銅像・幡蓋・經論を上り、別に上表して其功德を述べ、無量無邊の福徳を生ずとなすや、欽明天皇大に動きて曰く、是れ未だ曾て聞かざる所なりと。然れども探否に至りては惑ふ所あり。即ち群臣を集めて之を議せしむ。是れ實に朝廷の保守黨と、進歩黨とをして相紛争せしむるの端緒なりき。當時、威權中外を傾けたる大伴氏は、其武權を物部氏の爲めに剝がれ、其文權は宮廷と戚姻を通じたる蘇我氏の爲めに奪はれ、殆ど一の武將となりて政治の外に逐はれ、今は朝廷の權、全く物部氏と蘇我氏との爲めに占有せらるゝに至れり。而して蘇我氏は文權を握りて三韓應接の衝に當りて、自然に中外の形勢事宜に通じたれば、其の思想の自由闊濶なる、武邊一方の物部氏と相同じからざるものあり。欽明天皇の二十三年、大伴の狭手彦が高麗を伐つて珍寶婦人及び七織帳を得て還り、その七織帳を天皇に奉り、其甲二領、金飾刀一口、銅鑊鐘三口、五色幡二竿、及び二人の美人を蘇我稻目宿禰に與ふるや、稻目宿禰二人の女を納れて妻となしたるを見て、彼が中外の關係につきては、極めて自由なる

雄略の時天田の堤を築くに人を沈めると河伯を祭るべしとて、強引き出せし二人を強引き出せし水に入り、珍子は狐を投じて狐沈まば水の靈に身を捧ぐべしと云へるに狐沈まざりしかば遂に入らざりき

是法於諸法中最爲殊勝、孔子尚不能知、此法能生無量無邊福徳、報乃至、此法能生無量無邊福徳、懷上善、提提、如人所願、須用盡情、逐所願、妙法實亦復然、新此所願、且夫遠自三天竺、由是百濟、王、敬、由是百濟、王、怒、由是百濟、王、傳、由是百濟、王、東、由是百濟、王、

思想を有したるを知るべきなり。之に反して物部氏は外交の事情を知らず。三韓は我附庸たりと云ふの外、外國文明の形勢如何を知らず。故に中外の關係につきては、自から迂濶狹隘を免れざるものありき。斯の如く其思想の相異なると共に、蘇我氏は宮廷と戚姻を連ぬるの故を以て、權勢を占めて舊家を凌がんとするを見て、物部・中臣等の舊族は疾視して已まず。必ず之を倒さんとして其の機會を待てり。已にして佛教採否の議朝廷に起るや、稻目宿禰は即ち曰く、西蕃諸國皆此の佛を禮す。日本獨り拒ぐの理なしと。物部大連尾與、中臣連の鎌子は即ち曰く、我が國恒に天神地祇一百八十神を祀る。今改めて蕃神を拜せば、恐らくは國神の怒を招かんと。此時に方つて蘇我氏の勢力は寵臣の勢力にして、權臣の勢力たらず。天皇の心を動かすも、尙ほ天皇をして物部・中臣の重臣を却けて、己の意見を取らしむるほどに強からざりき。天皇即ち兩派の議論を仲裁し、佛を朝廷の神とせず、蘇我氏に附して試みに之を禮せしむ。稻目宿禰大に悦び跪坐して之を受け小懇田の邸に安置し、向原の宅を捨て、寺院となせり。已にして疾疫流行して人民死亡するや、物部尾與・中臣鎌子二人は之を機會として天皇に奏して曰く、是れ佛を禮する者あるがためなり。宜しく早く之を投棄せしめて、禍患を避くべしと。此時天皇已に專制君主にあらずして、重臣權臣に擁せられんとせし初めなりければ、物部・中臣が口を齊へて奏するには反對すべくもあらず。其奏するがまに、佛像を難波の堀江に投棄せしめ、

火を寺院に放つて之を燒滅せしむ。然れども是れ天皇の志にあらず。天皇實は稻目と心を同じうするものなり。故に其後茅渟海に梵音ありて、雷の如く響き、光彩日月の如きものありとの奏上に驚き、邊直をして海に入りて此の怪を求めしめ、其の樟樹なるを見て、畫工に命じ佛像二體を造らしむ。天皇、蘇我氏と心を同じうす。是れ蘇我氏が僅に自ら感むる所以也。蘇我氏の權、物部・中臣兩氏に及ばず。是れ蘇我氏の陰忍して敢て發せざる所以なり。然れども此の間に蘇我氏は凡そ文明を刺激すべし外國の事物に通曉せる、若しくは之れと并行すべき新なる勢力と見なすべきものを多く其の自由廣潤なる大傘の下に集めたり。而して國朝變革の氣運に向へる時に於て、此新勢力は決して侮るべからざるものなりき。斯くて思想に於ても、地位に於ても、新舊相異なる二個の黨派は隱然、相對峙して互に機會を窺ふ。

百濟衰へて新羅盛也

斯かる間に三韓の危機は日夜に迫り、欽明の十三年、百濟、新羅に攻られて漢城と平壤とを失し、十四年に使を發して日本の救を求め且つ云ふ、高麗、新羅と通じ、日本の援兵未だ至らざるに乗じて、任那と百濟とを亡ぼさんとす。朝廷其請を容れて援兵を與へんとし、其の報として醫博士・易博士・曆博士・卜書・曆書・藥物を求む。援兵未だ出でず。百濟の王子餘昌、一國の精英を擧つて高麗に向うて戰を挑む。當時の戦法は東西共に異なることなく、選擇せられたる戦士の戦な

鏡は訓にくすみ、  
詳説文に於ても  
鉦となす此の類は  
ものか

百濟の軍敗るや  
百濟の家して修  
新らんとす老臣  
人を度めて之に代

りき。高麗の軍の先陣中に五騎あり。其二騎は鏡を挿し、其二騎は豹尾を挿し、其一騎は頸鎧を着く。五騎轡を連ねて百濟の先陣に來りて曰く、小兒等云ふ吾が野中に客ありと、如何ぞ迎へて禮せざるを得ん耶。請ふ速に禮を以て答問すべきもの、姓名・年齢を知らしめよと。ダビデ・ゴリヤス時代より源平時代に於ける名乗合の一騎撃は實に東西共通の風俗なりき。戰已に始まるや、餘昌掩撃して高麗を破る。十五年百濟を援けんが爲、九州の軍士一千、馬一百を發し、内の臣・佐伯の連等、自ら之を率ゐ、四十艘の舟に乗じて進む。百濟大に勢を得、一舉して新羅・高麗を滅ぼさんと欲し、更に九州の軍士を増發せんことを乞ふ。王子餘昌、亦自ら兵を發して新羅に入る。適新羅人、百濟の馬飼の奴、苦都に募りて、私に百濟王を殺さしむ。百濟の軍爲に潰ゆ。是より百濟益々日本に依頼し、其太子を質として朝廷の歡心を買はんとす。是より朝廷益々新羅を憎み、二十二年新羅の使至るや、禮遇前年に減ぜしかば使者怒つて歸る。已にして同年また諸國の使者、難波の大郡に會するや、司賓、新羅の使、奴氏大舍を百濟の下に列せしむ。奴氏大舍怒つて館舍に入らず。直ちに船に乗じて穴門に至る。穴門は今の長門なり。適工匠河内の馬飼の首、穴門の館舍を修治しつゝあり。新羅の使者を給き大言して曰く、是れ西方無禮の國に罪を問はんとして出師の準備を爲すなりと。使者大に驚きて國に歸る。是より新羅益々我より疎隔し、遂に意を決して任那を滅ぼして、日本の官家を取り、陰に深く

日本に備ふ。

我が軍新羅を攻めて大敗す

大和朝廷、海外の事情に通せず。初め任那回復を主一の目的として三韓と争

ひ、中ごろ任那を回復したるも其名のみにて、實は百濟の擅有するところとなる。而して今は百濟を助くるを名として、新羅と争ふ。而して新羅猶ほ陽に聘問をたゞずして、好情歡心を得んことを欲するも、朝廷其無禮を怒り之を拒みて容れず。欽明天皇の二十三年、紀の男麿の宿禰をして兵を率ゐて哆唎より出で、河邊の臣瓊缶をして居會山より出で、共に任那に會し百濟と謀して新羅を攻めしむ。新羅我が軍計を知り卒に大兵を起して之を拒ぎ、却つて敗れて白旗を揚げて降を乞ふ。河邊の臣瓊缶、白旗の降旗なることを知らず。自ら亦白旗を擧げて進みしかば新羅の軍、河邊の臣瓊缶を以て力盡きたりと爲し勇氣を回復して奮闘し、大に日本の軍を破り、河邊の臣瓊缶・其妻甘美媛・其部將調吉士伊企儼以下男女、擒斬せらるゝもの甚だ多し。新羅の將、河邊の臣瓊缶を縛して之に問うて曰く、汝生命を惜しむか、汝の妻を惜しむかと。無學にして耻なき河邊の臣瓊缶は答へて曰く、何ぞ一女によりて禍を取らんと。新羅の軍士、遂に衆人の目前に於て甘美媛を辱む。新羅の將、更に刀を以て伊企儼の首に擬し、其尻臀を日本に向けしめて曰く、日本の王、我臍を食へと叫ばば即ち免さんと。伊企儼聲に應じて叫びて曰く、新羅王我臍を食へと。遂に屈せずして殺さる。其子其姪また其

屍を抱きて死す。已にして河邊の臣瓊弁、其妻の放たれて歸るを見、喜んで之と語らんとす。其妻之を拒みて曰く、先には君輕しく妾が身を賣りしにあらざるや、今何の面目ありてかまた相遇はんとする乎と。斯の如くして男女兩性の愛國者殉國の慘事は、詩の如く歌の如く國民を鼓舞して、尙武好戰の心は、敗軍と凌辱の爲めに熱化鍛鍊せられて、高尚なる愛國的氣象勃然として起り、油然として廣布したり。是れ日本國民の敵愾心が事實の上に起りたる最初なりき。斯の如く新羅の征戰は敗軍に終りしと雖も、高麗に向へる大伴連狹手彦等は、百濟の策によりて高麗を破り其王宮に入つて珍寶貨財等を得て歸る。

貴族生活の進歩

斯の如く敗軍にも、勝利にも三韓は日夜に兵馬の巷となり、生民遑々として席に安ずるの暇なければ、各々安全の國土を求めて生を托せんと欲するもの多く、日本の勇武にして而かも韓土の文物を重んずるを耳にし、新羅・高麗の民、歸化するもの續々として絶えず。然れども此時に方つてや、日本もまた彼等が思ふが如き安樂國土にはあらざりき。欽明天皇の二十八年には諸國大水ありて年穀登らず。餓饉道に横りて人相食らふに至れり。之に加ふるに貴族の生活は、韓土文明の刺激によりて頓に一大變化をなし、雄略天皇の朝初めて樓閣を城きたるに、今は樓閣は貴族間の普通の居室となり、神功・應神の朝に魏朝と交通するや、疎雜なる綺は日本を代表したる贈遺として珍重せられた

此頃は貴族の名漸く物象の名より有意義の名に移り尙ほ蘇我の

馬子、許勢の猿、吉士の赤鳩、坂田の耳子等の如くな

るに、今や錦繡の衣服は貴族間普通の禮服となれり。神功皇后征韓の前後は朝廷の器物も、多くは土器にして然かも紋彩なく、光澤なき土器なりき。征韓の役、陶器師を携へて歸りしがため、多少の進歩を爲したるも、猶ほ土器の時代を離れざりしに、今や青銅・銅鐵の器具は、王公の間には普通に使用せられ陶器にも銅器にも印度様の緻密なる紋彩を附するに至れり。頭髮を露はしたる貴族は唐冠を被るに至れり。斯の如くして生活の程度は進歩と云ふよりも全く一變したり。且つ大和朝廷の榮華を樂しむ幾百年、皇族は彌が上に重なり、貴族は珠數の如くに聯なり、皇領の人民、貴族の土地、到る所に増加したりき。斯の如く貴族の生活は上り、遊手、他人の勞働に衣食する人種を増加したりと雖も土地の生産力之と共に増加するにあらざれば、人民の負擔は之が爲に反て一層の重味を加ふるに至れり。此に於てか彼等は謀叛するか、然らずんば逃散するの外なし。彼等は謀叛せんには餘りに微弱なりき。彼等と貴族の關係は、貴族平民の關係にあらざり主人と奴隸の關係なり。彼等は國民となるに先ちて優等人種に征服せられたり。其子々孫々は、生れざる先より、主人に服従すべく先天の命令を受けたり。彼等は唯だ逃散の一方あるのみ。實に逃散は國家、軍役に勞れ、貴族、榮華を夢みんと初めたる欽明の三十年頃より始まる。然れども當時、交通の範圍狭くして逃散の術もまた疎なれば、彼等は支那の流民の如き潮を作る能はず。久しからずして本土に引き返され、源平の前後まで糞土の中に生



敏達天皇は欽明の第二子也。

敏達天皇の元年高麗の使來る諸史を會して其表疏を讀ましむるに三日之を解する能はず蘇我稻目が擧げて蘇史(船取)となしたる王辰爾ありて能く之を讀む。鳥羽に記し、何人も之を讀む能はず王辰爾之を飯氣に蒸して、帛に寫して讀む。九年、新羅朝貢すれども退けて納れず。十年春、蝦夷數千邊境に寇す。十一年、新羅また朝貢す。また納れず。百濟の使人、日羅はもと肥後並北の民也。十二年百濟

人其國の陰謀を明さんことを恐れて私に之を殺す。朝廷其徒を捕へて日羅の遺族に與へて殺しにこれを殺さしむ。十三年、難波吉士木蓮子を新羅に遣はす。百濟を惡むの情によりて、新羅を容るゝの心となりしを見るべし。カフオンミ、彌勒石像を携へ、佐伯連佛像を携へて歸る。馬子之を請うて受け、佛行者を尋ね、播磨にある高麗僧慧使を得て師とし、南梁の歸化人司馬達等の女を度して尼となす。また佛殿を立つ。十四年、天皇崩す。壽四十八。元年、蘇我馬子を大臣とし、物部守屋を大連とす。

宗教的黨争 物部中臣聯結し蘇我氏と争ふ  
を埋むべき運命の中に裏されたり。

斯の如き憐むべき平民を足下に蹂躪して貴族は族黨を分つて、公然政權の争闘を始めたり。蘇我氏と物部氏とは欽明天皇の朝より相窺ふ。されど蘇我氏は寵人の地に立ち、物部氏の如き聲望なきが爲久しく黙したり。然れども今や勢力は十分に植ゑられたり。欽明の崩じて敏達の立つや、佛法を信ぜずして書史を愛するに係らず。其七年、天下に令して六日に一回、生物を放つべしと命令せるを見ては、滿朝の重臣、多くは已に佛教に歸依したりし事情を推察するを得べきなり。武名高き物部の尾輿死して其子守屋之に代りて故の如く大連となり、蘇我氏にありては沈重なる稻目死して驕傲なる馬子之に代りて大臣となりたれば、雄族相争ふの禍機は愈熟したり。國內の形勢斯の如くなれば外政は自ら縮まり、葦北國造の子にして百濟に仕へたる日羅が、百濟が日本の重恩に背き、却つて日本を窺ふの情を告げ、之に對するの軍略を述べたるにも係らず、對韓の政策は一も講ぜられず。唯だ百濟を愛するの情を翻して、新羅に向けたるに過ぎざりき。已にして十三年、百濟に趣ける使臣二人が佛像を携へて返るや、馬子請うて之を受け、四方に使を發して佛道を修業せるものを求め、還俗僧高麗の慧便を播磨に得て之に師事し、司馬達等の女島、漢人夜善の女豊、錦織壺の女石の三人を得度して尼となし、佛庵を邸内に起して、大に讀經齋會を設け、翌年また塔を大

野の岳北に起すなど、百方力を盡せしかば、佛法は禍を避け幸を得んと欲する貴族社會の一大勢力となれり。物部の守屋堪ふる能はず。中臣の勝海と共に天皇に迫つて曰く、何が故に臣等の言を用ひずして佛法を許す乎と。更に疾病天下に蔓延するを引きて、佛法の速に絶滅せざるべからざるを奏す。天皇遂に之を許すや、守屋自ら蘇我氏の寺に至り、胡床に坐して兵を揮き、其塔を斫り倒し火を放つて之を焼き、また三人の尼を捕へ、其衣を奪うて、市上に撻つ。撻たれたる尼の首長は、僅に十一歳の少女なりき。迫害は餘に殘忍にして、傍觀者をして寧ろ之を憐むの念を生ぜしめたりき。此後久しからずして痘瘡蔓延、死者道に横はり、之を病むもの身焼かるゝが如くに熱く、打たるゝが如く痛むや、老少相語つて曰く、是れ佛像を燒くの罪なるべしと。佛教回復の機は早く民心の中に萌しつゝありき。是に於てか馬子更に精舍を立つ。已にして敏達の崩ずるや、群臣殯宮に入りて之を哀しむ。守屋、馬子が刀を佩きて哀むを見て笑つて曰く、獵矢を負へる雀の如くならずやと。馬子、守屋の手足の震ふを見て嘲つて曰く、何ぞ卿の身に鈴を纏はざると。守屋の手足の震ふはその故あり。敏達崩御の後は蘇我氏の女の生める天皇なきを保せざればなり。果然敏達天皇の崩ずるや皇弟用明の世となれり。用明天皇は稻目の女、堅鹽媛の生む所にして、佛道を信ずるの天皇なりき。而して其皇子には底戸の皇子ありて、聲望隆々、身を以て佛教を代表するあり。厩戸皇子の弟茨田の皇子は、ま

天皇位によりて崩  
す。壽六十九、在  
位二年。

宗教的黨争 物部中臣兩氏の大敗

た稲女の女を嬪とするあり。凡べて是れ信教の點より、姻戚の點より、外來文明に通曉する土人を其門下に誘致するの點より、蘇我氏の權は陰々朝廷の間に植ゑられ、開戦の準備は已に十分に於て唯だ機會を待つのみ。而して機會は却つて物部・中臣兩氏より開かれたり。

物部中臣兩氏の大敗

敏達天皇の皇后を炊屋姫と云ふ。稻目の女堅鹽媛の生む所なり。堅鹽媛の妹に小姉の君あり。欽明天皇の妃となりて穴穗部の皇子を生む。敏達天皇已に崩するや、群臣相争うて殯宮に出入するを見て、穴穗部皇子憤つて曰く、何ぞ死王に仕ふるを廢して、生王に仕ふるを爲さざると。其意、皇位用明天皇に傳つて已に及ばざらんとするを憤るなり。また太后炊屋姫の色を愛し其敏達天皇に後れたるを機として殯宮に入つて之を姦せんとす。至れば已に寵臣三輪逆君ありて殯宮を守りて、皇子を容れず。皇子大に憤り、還りて大臣馬子・大連守屋に告げ、三輪逆君の罪を責めて之を斬らんとす。二人之を諾す。馬子の諾したるは其姻戚たるがためなり。守屋の諾したるは、皇子の手を籍りて用明の朝廷を亂し、亂に乗じて、反對黨を一掃せんとするものなり。守屋更に皇子を懲通し、自ら兵を率ゐて三輪逆君を攻めて之を斬る。馬子曰く天下の亂是より起らんと。守屋之を睥睨して曰く、汝小臣の知る所にあらずと。隱忍せる馬子等が已に朝廷の大勢を一轉して却つて守屋等を倒さんとするを知らざるなり。用明天皇即位の年は六十七歳にして、老病已に至り、公然、佛法に

歸依して以て其病を癒さんと欲す。物部の守屋と中臣の勝海は猶ほ聯合して勅に違ひ議して曰く、何ぞ國神を棄て、蕃神を拜せんと。馬子曰く、誰か敢て勅に違はんと。斷々乎として顧る所なく豊國法師を引きて内裏に入る。守屋等が之を怒るや已に遅かりき。佛教、宮廷、新思想によりて相結托せる黨派は、蘇我氏を首領として已に兵を起して物部・中臣等の保守黨を撃たんとす。守屋倉皇、退きて兵を擧げんとし、勝海も亦人を聚めて守屋を助けんとし未だ發せざるに、勝海は舍人迹見の首赤橋の爲に刺殺せらる。斯くて兩黨相對峙する間に用明天皇遂に崩す。守屋等は穴穗部の皇子を擁立せんと欲し、馬子等は用明天皇の弟泊瀬部皇子を立てんと欲して相争ふ。馬子先づ佐伯の連丹經手・土師の連磐村・的臣・眞嚙等をして、穴穗部皇子を殺さしめ、遂に、公然兵を勅して物部氏の黨を撃つ。馬子に黨するものは泊瀬部の皇子・竹田の皇子・厩戸の皇子・難波の皇子・春日の皇子・紀臣麿の宿禰・巨勢の臣比良夫・膳の臣賀拖夫・葛城の臣烏那羅・大伴の連嚙・阿倍の臣人・平群の臣神手・坂本臣糠手・春日の臣等にして、皇室の少年、武内宿禰の遠裔、及び大伴族の一枝等其重なるものにして、曾て物部氏等の爲に一個の寵人と爲されたる蘇我氏は、至大なる黨派の首領となり、物部氏等が頼みたる唯一の武人も、彼等の驅使する所となりしかば、物部氏は僅に其の一族及び家奴を率ゐ、退きて其の家を保つ。僅に一族家奴を糾合するのみにして、其兵野に溢れたるを見ては、當時の大族が如何に廣大なるもの

宗教的黨争 物部中臣兩氏の大敗

元年馬子百濟僧に  
ついで受戒の法を  
問ふ。  
二年、近江巨瀨を  
蝦夷の國境を以て  
しめ、穴人の臣雁  
を東海道に遣はし  
東方濱海に諸國を  
見せしめ、阿倍  
臣を北陸に遣はし  
越等の諸國を以て  
見せしむ。  
四天王寺本願緣起  
に云ふ、三十三人寺  
の百七十八所領を寺  
田九十八萬六千六  
百九十代を寺産と  
定む、と、以て當  
時、奴隷の風を知る  
べし。  
下學集に云ふ、白鹿  
木即ち勝軍木聖德  
太子守屋を誅し四  
天王の像を造るに  
此の木を用ひし爲

宗教的黨争 古來の名族悉く絶え獨り蘇我氏昌ゆ

なりしかを見るべきなり。此の時に方つて、刀・鎗・弓矢の製も稍進歩したるに似ず。城郭は依然として稻城にして、兩軍の争ふ所は人類の獸力に外ならざりき。已にして兩軍相戦ふや、蘇我氏の軍敗れて退くもの三たび、厩戸皇子、即ち白膠木の四天王の像を作りて、之を頂髪に挟み、天を仰ぎて祈つて曰く、梵天、若し我をして敵に勝たしめば、必ず四天王の爲に寺塔を立つべしと。馬子もまた均しく梵天に祈る。軍氣爲にまた振ひ、迹見首赤梅、守屋を榎樹の梢に射て之を殺ししかば、守屋の全軍遂に潰ゆ。是に於てか攝津國に四天王寺を作り物部氏の家奴と宅地とを分ち、一半之を四天王寺に屬せしめ、一半は蘇我氏自ら之を并せ、また飛鳥の地に法興寺を建つ。戦端は佛教の採否によりて開かれたり。勝利は梵天に捧げたる祈禱によると信せられ且つ聲言せられたり。之がために朝廷の名を以て寺院は建てられたり。白膠木は勝軍木と改稱せられたり。斯の如くして佛教は恰もキリスト教がコンスタンチン大帝の劍によりて基礎を立てしが如く、信仰と、政略と、戦争の力により皇家の分裂、族黨の争闘に乗じ、始めて其基礎を國朝に立てたり。

古來の名族悉く絶え獨り蘇我氏昌ゆ

是れ實に景行の國朝統一以來の一大政變にして、宗教上より云へば祖先崇拜、牛鬼蛇神の現世的宗教思想の外、未來の念を有せざりし國民をして、始めて未來の思想を有せしむるの端を開きたるものなり。政權分配の上より云へば、神武天皇創業以來、世々相繼ぎて國政

之を崇峻とす。  
太子傳曆に見ゆ。

にあづかりし大伴・物部の豪族を排して、蘇我氏之に代れり。これ仁賢天皇の朝に大伴氏に排撃せられたる武内宿禰の子孫が更に崛起せるものなり。而して其結果として今は大連なるものなく、一族々々客々其連を有すれども、これを統御する連の朝廷に仕へて大政に參與せるものを缺きたるがため、雄族權力の均勢に一大混雜を生じ、朝廷は大臣のみの世となり、大連なるものなきに至れり。一般文明の上より云へば、厩戸皇子・蘇我氏等、外國文明を崇拜するもの、世となりたるがため、文明は波濤の如くに入り來りたり。而して此關門は凡べて蘇我氏によりて握られたり。

厩戸皇子の政制草定

されば泊瀬部の皇子立つて天子たりと雖も、今は唯だ虚位を擁するのみ。萬機一に蘇我氏の裁斷を俟つに至つては遂に耐ふる能はず。密に厩戸皇子に謂つて曰く、馬子、内私慾を恣にして、外佛教を信奉し實に忠愛の心なし。卿以て如何とすと。皇子之を宥め奏して曰く、馬子誠に驕恣と雖も、陛下唯だ之を忍べと。厩戸皇子は佛教に熱するものなり。宗教的の理論には極めて薄かりし國人の中、才學、皇子の如き者にして佛教を聞くや、現世の事前世の因縁に出づるとなし、苦樂禍福、我上に落ち來るがまゝに忍ぶの外なしと絶望の中に希望を寓するや必然の勢なりしなり。系統より云へば用明天皇の皇子にして、蘇我の稻目の女の孫なり。其姻戚より云へば稻目の玄孫菟道の貝飼皇女を妃とせるものなり。其位地よりすれば、宗教上の利害より蘇我氏に黨するものなり。斯の如き位地

宗教的黨争 厩戸皇子の政制草定

に立つものに語るに、蘇我氏に不平あるの心事を以てするは誤れりと雖も。舉朝悉く蘇我氏にして此外更に共に語るべき者なかりしを見ては、蘇我一族の權勢の如何に大なりしかを見るべきなり。時に、山猪を獻するものあり、天皇自ら山猪の頭を指して曰く、何の日か我が惡むもの、頭を斬ることに斯の如くなるを得んと。宮人龍を失する者あり。之を馬子に告ぐ。馬子遂に意を決して天皇を弑せんと欲す。厩戸皇子、其謀を知つて告げず。隱忍すること數日、五年十一月、馬子、東國の調を進むと稱し、東漢直駒をして、天皇を弑せしむ。已にして駒、功に誇つて蘇我氏の女に通ず。馬子大に怒り、駒を執へ其髮によりて之を樹上に懸けて矢を放ち、天皇を弑する罪を數ふ。駒叫びて曰く、吾惟大臣を知る。未だ天皇の尊きを知らずと。馬子遂に劍を振つて之を殺す。斯くて敏達天皇の皇后、炊屋姫は、蘇我氏によりて擁立せられたり。之を推古天皇とす。是れまた蘇我氏の出にして國初以來最初の女皇にして實際の政治は厩戸皇子の攝する所となる。厩戸皇子は用明天皇の第二子にして、其の母穴穗部の間人の皇女が懷妊開胎の日、宮中を巡行して厩に及びたるときに生れたるが爲に、厩戸と名けられたるなり。少小にして聰明、深く宮中の心を得たり。長じて内教を高麗の僧慧慈に習ひ、外典を博士覺智に學びしが、其學習の敏達なる、其の師をして驚嘆せしむ。其の父帝母后の佛教信仰のために宗教心を遺傳せること甚だ深くして、七八歳にして早くも佛を禮して祈願せしかば、佛教信教の運に

二年、群臣に詔して三寶を興隆せしむ

九年、新羅間諜を送る、之を捕へて上野に流す

十年、來目皇子を大將として諸の神部、國造伴造等を率ゐる二萬五千の大軍を發して新羅を撃たんとす。皇子病んで果さず

十年、百濟僧觀勒來りて勝本天文地理書通甲方術の書を上る。勝法天文通甲方術を習ふ者此時に始まる

十一年、來目皇子の弟當麻皇子を將として新羅を撃つるがため果さず

十三年、諸王諸臣に稽をつけしむ

向へる宮廷をして、聖者の權化にはあらずやと疑はしめ、信仰風を爲したる宮廷は、此小兒に教へられ、六齋の日に殺生を禁斷するの令を發したり。斯の如くして朝廷は此奇跡的小兒の爲に教へられ、朝廷の崇信は愈よ此小兒の性情を作りて奇跡的ならしめ、小兒をして前生は漢の衡山にありしと信ぜしむるに至りぬ。是より幾多の奇跡は此皇子につきて語られたり。好し此物語たるや彼の迷信にせよ、宮中の附會にせよ、韓士僧侶の諂諛にせよ、十六歳にして蘇我氏に黨して物部氏と戦ひ、二十二歳にして推古天皇の攝政となりしを見ては、其の聰明、才智は争ふべからざるを知るべし。聰明にして穎智、温厚にして仁愛に富める此皇子が此局に當れるものは、正しく外國文明と、佛教の興隆すべき運命を示したるものと云ふべき乎。彼の攝政の下に佛教は靡然として、朝臣貴族社會に行はれたるのみならず、政府の制度も彼の手によりて始めて漢土の制度に摸せらるゝに至れり。是より先き、幾百年、漢土の文明は事に從ひ、時に會ひて、應用せられたりと雖も、その多くは利用厚世の藝能に過ぎず。我政府は依然たる族長會議にして、政府と稱すべき組織と裝飾とを有せざりき。厩戸皇子に至りては、其人已に前人よりも深く漢土の文明に通じ、其性情また演劇的にして外見を好む。固より實用の外、何等の意義もなく、組織もなく、裝飾もなき制度を見て、第一に改革を加へんとせるは彼に取りて當然の事なりき。斯て旗なく旗なき日本の軍士は、彼によりて大楯及靱を畫きたる美麗なる軍旗を



書のみと。其文字を見るに隋皇氣宇の尊大なるに似たり。稍々信ずべきに似たり。

十六年、新羅人歸化するもの多し。

十七年、小野妹子歸る。通事、福利人となる。

十八年、高麗王僧曇徴を貢す。曇徴よく彩色、及び氣盛を作り又碾磑を作る。

法頭ははふつ又のりのつかさとも訓ず。

二十六年、高麗使を遣はして、方物を貢し、隋帝三十八萬人を以て、高麗を打ち却つて敗北せる状を告ぐ。

二十九年、厩戸皇子薨す。

三十一年、また兵を發し、境部臣雄摩中臣連國を大將として新羅を討たしむ。新羅軍をきよて僧服す。

三十六年三月、天皇崩す。壽七十五。舒明天皇の元年、境部連を夜玖に遣はす。

二年、大上御田鎌師惠日を唐に遣はす。

四年、唐其臣高表仁をして、大上御田鎌を送つて來らしむ。

九年、蝦夷叛す。上毛野形名を以て、征せしむ。形名却つて其圍む所となり。兵士遁とす。形名夜走らんとす。妻其家名を落さんことを恐れ、之を止めて、

宗教的黨争 蘇我氏の専横

國造・百八十部并に公民等本記を編纂せり。斯くて國民は初めて書ける歴史を有するに至れり。當時外國の文明と云ふは、即ち梁武帝をして法師たらしめたる佛教の感化を蒙りたる文明なり。故に厩戸皇子及び蘇我氏が宗教上の利益よりして死生を以て守護したる佛法は、また外國文明てふ至大なる勢力によりて扶植せられたり。加ふるに僅に茅屋を免れたる國人は、伽藍の建築の美麗壯大なるに驚きたり。文字は僅に日用を達するの外なき國人は、學問の淵源なる佛僧の博通に驚きたり。斯の如くして佛教の勢力は、滔々として貴族社會に入り來り、蘇我馬子の病に臥すや、其平愈を祈らなために一千人の男女を出家せしむるに至り、佛教の基礎遂に固く、其の始めて入り來りしより推古天皇の三十二年に至るまで僅に七十二年にして、寺院四十六、僧八百十六人、尼五百六十九人あるに至る。而して其僧侶の博學智慧、常人の上にありて、常人に敬重せらるゝより、往々驕慢にして道徳を破り、遂に斧を取つて其祖父を毆つものあるに至りしかば、僧正・僧都を置きて僧尼を檢校せしむ。最初の僧正は觀勒にして、僧都は鞍部の徳積、而して阿曇連を法頭として其統一を計らしむ。

蘇我氏の専横

是より先き博辨・宏辭・仁愛なる太子厩戸は、萬民愛惜の涙の中に二十九年に薨す。無道なる馬子は、五年を後れて死せり。故に推古天皇の崩すや、嗣皇選擇の權は、全く馬子の子蝦夷の手中に存したり。然れども蘇我氏の權は餘に廣大に過ぎたり。彼等が物部氏と争ふや、同族擧つて

一團となりしに、今や朝廷には其の一族のみ威福を恣にし、皇位に上るべき皇子皇孫すらも、皆多くは蘇我氏の出のみにして、蘇我氏の一族は、同族結合を爲さんには餘に大に過ぎたり。是に於てか蝦夷は其同族の出なる山背大兄王を排して敏達天皇の皇孫、田村皇子を立てんとす。大伴連鯨、此議を助け、同族蘇我の倉摩呂の臣・境部の摩理勢の臣は却つて之に抗して山背大兄王を立てんとす。斯くて同族相戦ふや、境部摩理勢臣敗死しかば、田村皇子皇位につく。之を舒明天皇とす。舒明天皇已に蝦夷の力によりて皇位につく。成を大臣に仰ぎて虚器を擁するは止むを得ざるの勢なり。此の如くして蘇我氏は舒明の第三妃として馬子の女法提郎媛を納れ、法提郎媛、古人大兄皇子を生みしかば、蘇我氏の勢力は更に一層擴張せられ、其の専横益甚しく、之と共に朝臣多く參朝を怠つて放縱ならんとす。是に於てか大派の皇子、蘇我の蝦夷に云つて曰く、群卿及び百寮已に朝參を懈る。自今朝に參朝して、午下に退朝すべしと。蝦夷願みず。舒明天皇崩じて皇極天皇の立つや、蝦夷の子入鹿自ら政柄を執り、威權赫々として秋霜烈日の威は更に父よりも勝りしかば、盜賊之が爲に跡を斷ち、民道に遺ちたるを拾はざるに至れり。斯の如くして蘇我氏の權益張り、其家は朝廷の如くして群卿大夫の足は、朝廷よりも數ば其家に入り、北方蝦夷の内附するや、蝦夷自ら彼等を其家に延きて饗應し、執政の恩威を示す。蝦夷と入鹿のため、豫め雙墓を今來に作りて、大陵・小陵と云ひ、故



宗教的黨争 中大兄皇子中臣鎌足等蘇我氏を滅ぼす

一〇六

屍を蝦夷に與へしむ。蘇我氏の爪牙漢直等、其同族を集め、蝦夷を助けて戦を起さんとす。然れども大勢遂に支ふべからず。人心離散し、大事既に去る。蝦夷天皇紀・國紀・其他の珍寶財貨を集めて炬燵に附して死す。斯くて輕皇子は皇極天皇に代りて位につき、葛城皇子太子となり、厩戸・蘇我の聯結時代は去つて、葛城・中臣聯結の時代を生ず。

### 第八章 空前絶後の國政變革 (相元一千三百年より一千三百三十年に至る)

大化革新前の國狀 神武の創業より皇極天皇に至る一千三百年間、大和朝廷の威權、一盛一衰定まらずと雖も、社會は族長組織にして、族長の社會組織はまた直ちに政府の組織なりき。中ごろ族長の權に盛衰ありしと雖も、要するに世變此外に出でず。其初は天皇の一族最も強大にして、中臣・忌部・物部・大伴・蘇我の諸族之につき、天皇の一族、是等の諸大族を統治し、是等諸大族の首長は、また其以下の分族分派を制治す。斯くて天皇は、諸族の長を統治すれども、直接に天下の民を統治するにあらず。大族の手を通じて天下を統治したるなり。已に族長社會なるが故に族長は即ち君主にして、天皇を以て國父とする者、當時の社會に於て最も適當なるを見る。社會已に國家たり。故にまた別に政府なるものあるにあらず。族長の合議會所あるのみ。故にまた官制なるものあるなきなり。中ごろ大臣大連の名、左右大臣の如く見えたりと雖ども、これ族長政治の一變化にして、一二雄族の權、他の雄族を挺さしのみ。已にして最高族長なる天皇の威權少しく衰へて、中臣・忌部・大伴・物部・蘇我諸族の權伸ぶるや、族長組織に變化を來せりと雖も、猶ほ官制組織とはならざりき。已にして蘇我・物

空前絶後の國政變革 大化革新前の國狀

一〇七

學徳天皇初め輕皇子と稱す。即位に及び世に天皇萬豐日天皇の同母弟皇極天皇を重んず。中大兄皇子の四年、中大兄皇子を大



大化元年古人大兄  
皇子立つ能はざる  
を思ひて、蘇我田  
部、井連、椎子  
吉備、笠、臣、重  
臣、漢、文、直、麻  
呂、村市、秦  
造、田來津と反を  
謀つて誅せらる。

空前絶後の國政變革 大化革新前の國狀

部の亂によりて、族長制度の骨子殆んど消えんとするにいたり、厩戸皇子支那大陸の文物典章に摸擬して、官位官職の如きものを設けたりと雖も、族長制度は猶ほ全く變革せられざりき。斯の如く社會は、日本先民の上に、天孫人種、及び其勢力に附隨したる人種の族長組織を加へたるものなるが故に、遠近州郡の首長たるは、即ち征服人種の特權にして、その首長とならざるものは、皆一般に良民なる榮名を有し、他の先民を奴隸として賤民と號す。其自尊排他の狀、アングロ人種がサクソンを卑しむるよりも、滿洲人が漢人を卑しむるよりも甚しく、寧ろ埃及人がイスラエルの種族を虐待する同一の狀態なりき。所在の先民は、固より此の征服者より恩恵を待ち設くる能はず。收斂・虐待・勞役等は其の得たる唯一の賜にして、沒收せられて家奴とせられずんば、即ち幸なりしなり。然れども貴族的階級の堤防も、人情の蟻穴より崩れ始め、良家の子弟にして賤民の婦女と通ずる者あり。賤民の出にして良家の家に長ずるあり。之に加ふるに征服人種、長く智且つ強からず。敗北人種、長く愚且つ弱からず。一千三百年の歲月は此人種の間を融和混濁せしめしかば、自ら良家と稱する多くの新民を出すと共に、良家にして却つて良家に兼併せられて、奴隸とせらるゝものを出すに至り、或は貧窮して姓を賣り、無姓の奴隸となるものあり。種族系統によりて立つ所の社會は、已に其組織に大革命を來し、之と共に、地方の民は、更に豪族京官のために、政治的經濟的の壓抑を蒙りて、世

は殆んど無政府の様となれり。當時皇室が諸族の長として、他の豪族と等しく有する所の民を御名代の民、御子代の民、屯倉と云ふ。御名代及御子代の民とは天皇・皇后・皇子の名を後世に傳へんが爲に其名を付する民にして、即ち皇室直轄の民なり。屯倉は皇室の采邑にして、即ち天領なり。直轄の民、及び天領は、初めは相當なる理由によりて起りしが、年所を経るに従つて人民刑罰の代償として、或は豪族刑殺の科料として、或は後宮の勢力に媚びんがために起り、濫暴百出、皇室が人民と權利を競ふの狀態を呈するに至り、而して其の奉行者は地方の政權に屈せずして、一種の治外法權を作りて百姓を虐使するものあり。皇室にして斯の如くなれば、地方に於ては、皇室よりも一層の權勢ある豪族・臣・連等有する部曲の民、莊園等に至りては隱然一種の諸侯にして、國主・縣主と交々利を征し、弱を凌ぎ、小なるを攻め、營々として下民を侵略しつゝあり。皇室の奉行、貴族、地方官、地方の豪族、奸民は、交々相服せず。相争うて其采邑と領民とを増加せんとして競ふ。人民山澤の利を取らんとすれば、已に貴族豪族に左右せられ、江海の利を漁せんとなれば、臣・連・伴造より更に其利を征せらる。而して貴族・豪族・官吏の利に敏なる、盛に部曲の民を使役して、山野江澤を開きて之を人民に貸與し、讓與して以て其利を征し、しかして人民自ら之を爲さんとせば、種々なる手段によりて妨害せらる。之が爲に一揆も起りぬ。然れども憐むべし、直ちに討夷せられて、羅織捕奪、奴

空前絶後の國政變革 大化革新前の國狀

隸とせらる。之が爲めに戦は起りぬ。然れども戦は戦に接して、何人も之を審くものあるなし。而して國造・伴造・連・臣等は、儀式に於ては朝廷に調賦を容るゝと稱するも、その大半は之を己に歛め、その餘裕を以て朝廷に進むるに過ぎず。皇族・豪族・貴族・官吏、各々獲物を争うて憤争し、封建の弊と、族長の弊と、郡縣の弊と參差して其最も醜汚なる面目を示せるもの、所謂大化革新の前に於ける社會の狀態なり。

大化の國政變革、王制初めて生じ國家初めて成る

如何にして此區々の制を改めんか、如何にして此犬牙の如き社會的紛亂を整へん乎。如何にして人民をして凡べての壓抑を負ふを免れしめん乎。族長制度は、蘇我氏が他の大族を倒せるときに已に變ぜざるべからざりしに、今や中大兄皇子等相計つて蘇我氏を倒すや、歴史的の大族全く夷滅せられて、族長制度は已に全く行ふべからざるに至れり。最早や、六朝、李唐の文明を崇拜學習せる改進黨の意見に従うて國政を變革するの外なきに至り、改革の大業一中大兄皇子等の手中に落ち來る。皇極、天皇中大兄皇子大功を思うて帝位を之に傳へんと欲す。中臣の鎌足、皇子に勸めて其皇叔父輕皇子を立て、帝位に上らしむ。之を孝德天皇とす。而して中大兄の皇子は皇太子となりて、自から國政變革の任に當り、劈頭第一、國を日本と號し、始めて年號を立て、大化と名け、貴族豪家の私民私領を廢し、奴隸の外、凡べての公民、凡べての土地は、一切直ち

本居宣長の國號考には、孝德天皇の時に撰定ありしと云ふ。或は日本書紀を撰する時に日本なる文字を用ひて日本をヤマトと言ふ國名にあつて、畿内なるヤマトには倭又は大倭なる文字をあてしむ。後に日本をニツボンと文字通りによむに至りしなりと言ふ。

に朝廷に直屬するものと定められ名代・子代の民は廢せられて、天皇は一定の租税を以て御料とするに至り、之と共に政府なるものを作りて、族長の集議所に代へ、左右大臣・内臣を設け、阿倍内麻呂を左大臣となし、蘇我山田石川麻呂を右大臣となし、中臣鎌足を内臣とし、沙門旻法師・高向玄理を國博士とし。一切の組織は、人材によりて族によらざるの制を探り、官吏に食封を與ふるに至れり。已に族長政體を一變して官制組織とす。是に於てか天皇のみ獨り總族長の地位にある能はずして自然に種族を超越し、直ちに人民を統治する君主となれり。是れ實に通常に謂ふ所の改革にあらず。千古未だ曾てあらざる國體の大變革にして神武以來一千三百年、國民始めて成り、王制始めて生じ、國家始めて現出したるものなり。

大化革新の主義及び要目

斯くて改革は已に創まり、政權は已に中央に集められたり。是に於てか更に此改革を完うせんがため、先づ中央には神祇官を設け、其下に太政官を置き、太政官の下に八省を置き、百官を配し、官位によりて衣冠を分ち、更に全國を六十餘國、六百餘郡一萬五千餘里に分ち、則ち五十戸を以て一里と爲し、里には里長、郡には郡司、國には國司を置きて之を治めしめ、又使を發して諸國の良民を收録せしめ、唐の班田の法に則り、良家の子生れて六歳となるや、男子には水田二段（女子には其三分二）を與へ、毎六歳に之を檢し、殿に令して豪族の兼併と、土地の賣買とを禁し、良民

八省、百官と云ふも、此には其端を完備したるは千三百六十年文武の大令にあり。猶ほ文武の項を見れば、男は六十歳を限り、女は四十九歳を限り、之を返さしめ、子孫に養はしめ、領する所なきものは、伍中にて養はしむ。乾六年校田の事は

事を記することありき。二十七年繼體の時善紀の號ありしと云ふが如きは是也。其後僧侶また私かに年號を立てし者あり。



以てし、之を結ぶに獨制すべからざるの誓を以てす。國初以來千三百年にして成りし最初の國體は實に寛大溫和なる君主政治を以て創められしなり。

天智天皇の性情

誰か大化革新の唱首たりしか。是等の變革は、厩戸皇子及蘇我氏以來、改進黨の定論なりしと雖も、實際の施設に當りしものは、中大兄皇子・中臣鎌足にして、其參贊としては釋旻法師と高向玄理ありき。即ち大化の變革者は蘇我氏を斃せりと雖も、其進歩主義を持するの點に於て、佛教を採用するの點に於ては、其敵手の爲さんと欲する所をなしたるものなり。實に此變革者の中にも後に天智天皇と稱する中大兄皇子は古今多からざる英主中最も秀でたる一人なりき。其大陸文明を採つて文彩彬々たる政府を作らんとするの志望に於ては聖德太子と同じかりしと雖も、勇往の氣象に至つては遙に聖德太子の及ぶ所にあらず。聖德太子は目前、蘇我氏をして天皇を弑せしめて手を拱して爲す所なかりしに、中大兄皇子は自ら黨與を作りて蘇我氏を亡ぼせり。その蘇我入鹿を誅せんとするや、黨與多く入鹿を憚つて發せざるを見て、皇子先づ出で、刀を揮つて入鹿を斬る。其勇武殆ど朝廷を空うせり。中臣の鎌足の如きは其謀主にして、後來藤原氏專横の端を開くと雖も、天智に對しては寧ろ龍臣にして權臣にあらざるなり。若しそれ其深謀遠慮に至つては更に大なるものあり。大功を立てて豪族を滅ぼしながら、敢て自ら皇位につかず。己の勇なる輕皇子を推して位に即かしめて、己は其

中大兄皇子、其龍  
御鏡の女王を鎌足  
に與へて其心を獲  
る。大女は皇子が  
其弟大海人と争へ  
る。蘇我氏と争へ  
る。事萬葉集に見  
ゆ。

五年蘇我日向日  
我倉山石川向蘇  
中大兄皇子に謀  
て曰く、臣の異母  
兄異志あり、皇太  
子の海に遊ぶに乗  
じて之を害せんと  
す。皇太子兵を圍  
む。石川磨走つて  
其子の後死す。妻  
寄りて殺す。八  
人の十四人、皇太  
子の後無實の罪な  
るを知つて悔ゆ。

の皇太子となりて百政革新の衝に當り、既にして孝德天皇の崩するや、また民心未だ全く己に來らざるを知つて、皇極天皇を擁して重祚せしめ、皇太子たること前後二回、十六年、銳意國政を執りしかば、神武以來一千三百年、日本は始めて一の國家らしき形體を具へ、王朝制度始めて成るに至れり。實に天智は日本國民の誇榮とすべき英雄天子なりき。然れども此英雄天子も其缺點なきにはあらず。而して其缺點は餘に多く武威を示し、華麗を好むにありき。大化の改革の長く繼續せざりしは、幾多の弱點を有せしは、實に其規畫者たる天智天皇の弱點より來る。疎野なる時代に十三色の冠位を定め繼で之を十九階の冠に改めたるが如き、佛教を保護して國教となし、僧尼を度すること限なく、全國寺院の造營を皇室に引受けたるが如き、白雉を得て年號を改め、全國に放雉の令を布きたるが如き、初めて小懇田に瓦覆の家を立てんとせるが如き、始めて大化の號を立てしが如き、八省百官を設け、燦然たる制度を建てたるが如き、其施政寧ろ華麗に過ぐるの毀を免る、能はざりき。

大化前後國民の生活及び思想

當時國民の生活は、未だ此の貴族的勢力によりて下壓し來る文明に添ふに

足らざりき。國民は慧星の名を知らず。旻法師の爲めに初めて其名を教へられたる民なり。慧星の祥不祥をすら知らず。慧星を見れば、國必ず飢うべしとの迷信を始めて教へられたる民なり。(舒明天皇十一年)富の生産極めて少なく、衣食足らざるが故に、禮節を知らざるの民にして、蘇我馬子大臣の尊

大化二年大赦の事  
始めて史に見ゆ

同三年、七十  
冠を定む一に曰く  
織冠を縁とす、  
深紫を用ふ二に  
日く錦冠を縁と  
冠に同じ三に曰く  
冠を縁とす、  
深紫を用ふ二に  
日く錦冠を縁と  
冠に同じ三に曰く  
冠を縁とす、  
深紫を用ふ二に  
日く錦冠を縁と

當時の民は墓を立  
つるに重きを置き  
之がために貧しき  
ものあり。大化二  
年合を下して曰く  
死者を葬るに金銀  
銅鐵を藏むるな  
く、一に瓦器を用  
ひよ。棺は際會に  
深ぬれ、珠玉を用  
ふるなれ。玉押を  
九尺以上の墓は内  
五尺以上の墓は外  
五尺以上の墓は外

日て作らしめ  
る役夫千人、七  
上区は長瀨、高  
外域は方七尋、高  
三尋、役夫五百人  
五日にして終らし  
め、内は上、下、  
城は方五尋、高二  
尋、役して二百五  
十人、差等あり、  
王以下、小智以上  
墓は、小石を用ひ  
葬む、諸國隨所に  
葬らしむ。

同五年、冠十九階  
を定む、大織、小  
織、大紫、小紫、  
大華、小華、大上  
上、小上、大下、  
小下、大乙、小乙、  
上、小乙、下、立身、  
白雉五年、天皇難  
波長柄の豐時宮に  
崩す、壽五十九。

空前絶後の國政變革 大化前後國民の生活及び思想

を以て百濟の使翹岐を家に饗するに、在らんかぎりの驕奢を盡したる引出物は、馬一匹と鐵塊二十挺に過ぎず。朝廷翹岐を饗するや、外人に聞かしむるに足るの音楽を有せず。健兒をして裸體ならしめて、庭前に相撲せしめて、饗應とせるほどなり。始めて村落の祝部の爲に教へられ、牛馬を殺して天を祭り、或は頻りに市を移し、或は河伯に禱りて雨を乞ふ事を知りたる民なり(皇極天皇の元年)富士河の邊民、大生部の多に教へられて橘樹に生ずる毛蟲を祭りて常世神となし、民家の財寶を捨て、之を禮し、酒菜大畜を道傍に陳し歌謠して日を送りし民なり。天智天皇が齊明天皇の皇太子たりし時、始めて漏刻を造りしによりて、始めて時を知りし民なり。天皇すら群臣百姓と會するに十分なる殿堂を有せず。大樹の下に於てせるほどの生活なりしなり。而して當時の風、墳墓の經營に全力を注ぎ、下臣にして猶ほ其墓を作るに二百五十人を役し三日に及ぶ風あり。主長死すれば、其遺族遺臣を殺し、遂に其馬をも殉死せしむるものあり。死者の爲め、其髪を斷ち、其股を刺して之を諫するものあり。夫を亡ふの婦人、十年二十年の後、他に嫁するものあれば、隣人郷黨、これを妬みて祓除せしむるあり。邊境の公事に使役せらるゝの民、事終つて家に歸らんとするに、道路遠遠、途に旅舎なるものなく、背に負ふ食物の足らざるが爲に、路傍に餓死するものあれば、其路傍の家、死者の親戚同伴に迫り、不淨を祓へと云ふ。之がために見死するも、弟收めずして急に走るあり。また人あり、河に溺れ

空前絶後の國政變革 大化前後國民の生活及び思想

て死するや、其同伴に云つて不淨を祓除せよと迫る。之がため子其父の屍をすて、走るものあり。公役につくの民、百里を歩するも遂に宿舎なきがため、自ら飯を炊がざるべからず。自ら路頭に飯を炊ぐものあれば、人また之を祓除せしめ、他に飯を借るに、飯物に觸れて倒るゝや、主人また迫つて之を祓除せしむ。迷信風を爲し、祓除にあらざれば、鬼神の罰を蒙ると信じたりき。人民の狀態斯の如し。斯の如き人民に晋唐繁文の政制を強ひんとす。其の人民の心に添はざるや固より明かなり。故に中央政府官制の制置のみは行はれたりしも、大化大變革の大目的たる地方制度の改革に至つては、僅に畿内傍近より、中國及び北國の一部に行はれたるのみにして、之すらも久しからずして、舊時の形勢に復歸したるもの、如し。思ふに中大兄皇子等大陸文明に熱心して、時會を待つ能はず。朝廷の力を以て急に一國を新ならしめんとする貴族的急進黨なるものにして、才幹餘りありて深沈足らざりしが故に、朝廷百官其威權を仰ぎ、其志望を解するに足るものは皆太子を尊重して措かざりしも、天下其施設を便とせずして、之を非議するもの多かりき。然れども太子は急進直往して省みず。孝徳の白雉四年、都を大和に移さんと請うて、孝徳の之を許さざるや、其尊族一門孝徳の皇后等を伴ひて強ひて大和飛鳥河邊の行宮に移り、而して公卿百官皆相隨うて遷りしかば、孝徳天皇、其任情の行を恨みて、怏々として樂まず。遂に五年を以て崩するや、中大兄皇子、猶ほ民望の十分ならざるを知



の如くせよと云ふ。然れども此時三韓は羽翼已に成れり。最早や屬邦を以て待つべからざるものありき。推古の時に方つて高麗の嬰陽王、靺鞨の衆を率ゐて隋朝の所領、遼西(遼水以東の地)の地を犯すや、隋の文帝大に怒りて漢王諒等をして之を撃たしめしも、轉糧續かず又疾疫ありて遂に師を班す。已にして煬帝に至りて自ら三十萬五千の軍を起して、左右に道を分ちて高麗を征したりしが、其の鴨綠江に迫るや、嬰陽王詐りて下りて平壤に退き、隋師の班を追ひて、その半ば薩水を渡るを撃つて之を破れり。此時、百濟は武王の治世なりしが、私に使を隋に送りて、共に高麗を討たんと約し、而してまた私に高麗に通じ、兵を境上に出して隋を助くと聲言し、實は兩端を持して成敗を見つゝありたりき。已にして煬帝再び師を興して高麗を攻めしも克つ能はず、遂に軍を引き返す。尋で隋亡びて唐起るや、太宗一統の威に乗じて、名將李世勣をして、陸路遼西より進ましめ、張亮をして山東より海路卑沙城(盛京省海城縣)に迫らしめ、太宗亦自ら進みて安市(盛京省蓋平縣)を攻めたりしに、遼西の諸部屬、靺鞨の衆、相共に高麗を助けしかば、其陣四十里の長きに達し、英武前なき太宗も之を望見して懼るゝの色あり。已にして天寒至るを以て、小勝によりて師を班すに至りぬ。斯の如く三韓の實力已に攻戦の間に發達して、大陸百勝の兵すら恐れざるに至りしほどにして、其意氣固より已に日本の附庸にあらず。之に加ふるに、高麗・百濟は隋唐の勢力と相顔顔せりと雖も、新羅は其勢力に觸

知萬沙婁の知萬は名にして沙婁は官職なり。

るゝの機會なくして、却つて高麗・百濟の勢力を不便とせしかば、進んで隋唐と交つて其力を藉るの策に出でたり。日本が百濟に交つて新羅を攻めんとせると、隋唐が新羅に交つて高麗を攻めんとせると、同じく近交遠攻の兵略に外ならず。故に三韓の中最も我に接近する新羅は、最も隋唐の勢威を受くるものにして、孝徳の白雉二年、其貢調使知萬沙婁等の來るや、唐服を着けて來りしかば、朝廷其擅に風を更へたるを責めて、之を追ふに至りぬ。斯の如く三韓の實力已に發達して日本に服せず。動もすれば背叛せんとすると共に、支那大陸の耀武は新羅にまで及び、日本を震驚せしめられたれば、内、蝦夷と外、支那・三韓とに對して、軍防を嚴にせざるべからず。斯かる時勢に際しては、威武を好む中大兄皇子こそ最も當時の時勢に應じたる君主なりしなり。已にして齊明の六年、阿倍臣が再び船師を率ゐて肅慎を打ちし年、警報百濟より至る。曰く、新羅遂に唐兵を誘引して百濟を傾覆し、其君臣悉く俘となると。是より先き百濟數ば新羅を攻め其唐朝に通ずるを妨げしかば、新羅の武烈王、使を唐に遣はし前後挾撃の策を約したるより、唐の行軍大總管蘇定方、突厥の王子契苾加力等と水陸並に進み、新羅と力を合して、百濟の都城を攻めて之を陥れ、王以下八十餘人を擒にして、其國を平げしかば、始祖溫祚王より三十代六百七十八年にして、七十六萬戸二百城、三十七郡、五部の百濟國遂に亡ぶ。是に於てか其宗室、福信・余自信・僧道琛等と、周留城によりて兵を起す。然れども國中の武器已に前

突厥は匈奴の別種にして今の土耳其斯坦也。唐の高祖及び太宗の起りし時より其力を藉る。

全羅道全州の西

役に盡きたるを以て、楫を以て戦ひ、猶ほ能く唐兵一百餘人を執へて之を日本に送りて援兵を乞ふ。百濟の滅亡によりて舉朝震駭し。唐兵の俘虜を見て、舉朝奮躍す。是に於てか中大兄皇子先づ難波に軍器を調し、また駿河に命じて船舶を作らしめ、翌七年自ら天皇を奉じて筑紫に下り、兵を發して百濟を救はんとす。已にして齊明天皇朝倉宮(筑前上座郡)に崩せしかば、中大兄皇子は其黒幕より出でて、初めて専ら外征の衝に當る。之を天智天皇とす。

中大兄皇子は、齊明天皇の第一皇子にして、母は皇極天皇也。

日本唐と海に戦つて敗る

齊明天皇已に崩するも天智天皇は直ちに位に即くの暇なく、猶ほ皇太子を以て政を視る。何となれば百濟已に亡ぶるの報に接して、久しからずして唐兵また高麗を攻めて、其の首都に入るの報に接したればなり。是に於てか天智天皇は朝政を皇太弟大海人皇子に委ね、自ら筑前の長津宮に遷り、親しく軍政を監督し、大華下阿曇の連比羅夫等を遣はし、水師一百七十艘を率ゐて百濟を救はしめ、これと共に兵仗米穀を贈り、質として日本にとまれる百濟の王子豊璋に織冠を授け、多の臣將敷の妹を以て之に妻あはし。大山下狹井連檳榔・小山下秦造田來津をして五千餘の兵を以て、之を守護して百濟に入らしむ。豊璋已に百濟に入るや、福信等之を迎へ、一切の政權を擧げて之に還す。是より先き唐將、新羅と兵を合して高麗を侵すや、新羅、遙に糧を平壤に送りて勉むと雖も、風雪互寒に堪へずして師を班ししが、天智天皇の元年三月に至り再び兵を合して高麗を挾

三年、皇太弟大海人をして冠位族制を改定せしむ。其冠二十六階あり。

また大氏の氏の上には、大刀を賜ひ、小氏の氏の上には、小刀を賜ひ、伴造等の氏の上には、干楯弓矢を賜ふ。

四年、百濟渡來の民に官位を賜ひ、其百姓男女四百餘人を近江神前郡に居らしむ。

五年、百濟の民二千人を東國に配し、三年の間衣食を與ふ。

百濟王豊璋の弟善光を難波に置き、後百濟王の姓を與ふ。

撃す。高麗また救を日本に乞ふ。則ち將士を發して疏留城に據つて、唐兵・新羅交通の道を斷ちしかば、高麗がために一時の安康を得たり。已にして三年二月、新羅、百濟の南界にある四州を攻めて之を焼き、其他要地を略し、其本營州柔の地に近づく。三月、天智天皇更に、上毛野君稚子・間人の連大蓋・巨勢神崎臣譯語・三輪君根麻呂・阿倍の引田の臣比羅夫・大宅の臣鎌柄等をして、二萬七千人を率ゐて新羅を撃たしめ、先づ其の沙鼻岐・奴江の二城を取らしむ。已にして福信は其功を負ひ、王豊璋は、其謀叛を疑うて交々惡しく、豊璋遂に福信を攻めて、革もて其掌を穿ちて之を殺し、且つ其首を醜にす。此時に方つて唐已に百濟を夷けて、五都督府を置き、土豪を選んで、都督刺史縣令とし、功名を以て國人を用ひ、而して唐の鎮將劉仁願、また能く巧智を以て一統の治を擧げしかば、百濟は已に純乎たる唐の領地となりき。今や百濟の殘黨の内相争ふに乗じ、新羅をして陸路州柔を取らしめ、鎮將自ら戰船一百七十艘を率ゐて白村江(錦江なり)に屯して、日本の援兵を要撃す。此時に方つてや、唐は已に戰術に於ては純乎たる文明節制の兵にして、日本軍の勇を競うて規律なきが如くならず。其戰艦武器も已に長大、堅牢、精銳にして、また日本の比にあらざりしかば、兩軍相遇ふや、日本軍利あらずして退く。已にしてまた進んで唐軍に迫るや、遂に其圍繞する所となりて舳艫廻旋する能はず。全軍顛覆す。是に於てか王豊璋は高麗に走り、其宗室臣民、日本の敗師と共に來るもの男女



倭漢沙門知由、指  
南軍を上る。

聖德太子の定めた  
る樂舞の制を破り  
て遊樂を復して武  
を練る。

六年、都を近江の  
滋賀に遷す、百姓  
之を厭うて諷諫す  
るもの多く日夜火  
あり。

七年、倭の國より燃  
ゆる水と土とを上  
る。

新羅の僧道行、草  
蓐寶劍を盗んで走  
る、風雨に逢うて  
歸る。

八年、藤原鎌足薨  
す、河内直隸を唐  
に遣はす。

九年、朝廷の禮百  
官行路に相避くる  
の禮を定む。

初めて水碓を作つ  
て鐵を治す。

十年、大友皇子を  
して太政大臣たら  
しめ、皇太弟大海  
人皇子と權を分た  
しむ。

二千七百日、日本の力を以て敗殘の百濟を支ふるもの十六ヶ月にして、百濟遂に全く亡び、是よりして三韓の寸土もまた日本の有にあらす。

國民的精神の勃發、國民的存在の確定

是れ實に建國以來の一大事變にして、日本國民の思想は之が爲に一變したり。波濤を踏破して三韓を藩屬としたる國民は、未だ曾つて恐るべきものあるを知らざりき。今や二萬七千の大軍文明節制の兵に遇うて、一敗地に塗れしかば、始めて外國を恐るゝの心を生じ、將士、皆切齒扼腕して對馬の彼方、水天彷彿の處を望み、東西南北を開放して、波濤の寄するがまゝに一任せる日本は、始めて國防の急を感じ、對馬・壹岐・筑紫等に、防人と烽火とを設け、また筑紫に大堤を築き、水を貯へて水城と名づけ、以て唐兵の來襲に備へしが、猶ほ大和朝廷の心を安んずるに足らずして、更に百濟の歸化人、達率・荅怱春をして城を長門に築かしめ、達率・憶禮・福留・達率四比福夫の二人を以て、大野及び椽の二城を筑紫に築かしめ、また大和の高山、讃岐の屋島、對馬の金田に各城を築きて、外敵の侵入に備ふ。又唐使劉德高等の來聘するや、大に兵を蒐道に閱して武を示し、以て其侵襲の心を絶たしめんとし、其歸るに及び小錦守君大石・小山坂合部連石積等をして送つて唐に赴かしめ以て其好を修めんとす。又大和の形勢を以て李唐大兵の侵襲に備ふるに足らずとして、水により、山により、尾濃の勢力を後に控へたる近江滋賀の地に都を遷す。白村江の大敗が如何に深く國民を刺激

したるかを見るべきなり。然れども我が軍の敗北の結果は必しも不利のみにあらざりき。何となれば日軍敗るゝも、其勇武は此一戰によりて唐軍に識認せられたれば、天智天皇の八年に至り、小錦中河内直隸等を唐に使はずや、此年唐帝また其使郭務悰をして百濟の遺民二千餘人を日本に送りしむ。かくして唐との修好こゝに成る。而して天智天皇が百濟の民を重用して、五經・兵法・陰陽・醫藥等の官職を與ふるや、三韓の民、日本を慕ひ、持統天皇の前後より新羅人の歸化するもの續々絶えずして、其工藝・文物を傳へたればなり。而して其の最も大なる結果は、日本の國民的存在を確固ならしめたるにあり。日本の未だ三韓を失せざるや、彼我人民、互に相交通婚嫁し、三韓の使臣、日本に仕へて、日本の民もまた三韓に奉仕せり。之がため人民が其の祖國に對するの念は熱切なる能はざりき。三韓は我領土なるが如くして、領土は何の邊に盡くるかを知るべからざるより、國家界域の念薄かりき。今や三韓已に日本の有にあらす。恐るべき大勢力の之を掩有して日本に迫らんとするを見しより、西國・四國に國防の設けられしが如く、國人の胸中に國民的界域を生じ、祖國の念を生じ、愛國の心を固くし、大化の國體變革によりて僅に國家らしき形を具へたる國は、初めて其國民的存在を、益々國民の胸中に確定したり。語を更へて之を云へば、日本國民は白村江の大敗によりて始めて統一を確定せられたるなり。

### 第九章 壬申の亂 (紀元千三百)

高麗泉蓋蘇文、天智天皇五年(西暦六百四十五年)に死す。高麗の滅亡は天智天皇の七年にして唐の總章元年也。

今の濟州島。

高麗全く亡ぶ 斯くて中大兄皇子は外征及び其善後の施設に六年を費し、七年の春正月、始めて天皇の位に即く。之を天智天皇と稱す。是より先高麗の宰相、泉蓋蘇文死し、其子弟權を争ふに乘じ、唐、其將軍李勣をして、百濟の鎮將劉仁願、及び新羅と三道より高麗を攻め、遂に國都平壤を圍むこと月餘にして之を取り、高麗遂に亡ぶ。亡ぶるとき五部、一百七十六城、六十九萬餘戸あり。始祖東明王より二十八王七百年なり。高麗は三韓中、最も實力あり。其民最も勇武にして、唐の太宗すら之を恐る。今や全く覆亡せしかば、三韓回復の望遂に絶え、最も日本に附近して一國を爲せる耽羅すら、新羅の政令を受くるに至る。然れども白村江の一敗、深く國人を恐怖せしめられたれば、又回復の軍を出すの餘裕ある能はざりき。

天智大海人と適はず 天智の皇位に即くや、古人大兄皇子の女、倭姫を立て、皇后とし、別に四人の妃を立てしが、此外子を生みし宮人四人あり。其一人は伊賀より貢りし采女にして宅子と云ふ。大友皇子は其生む所なり。是より先天智の尙ほ皇太子たるや、額田の女王を寵す。皇弟大海人もまた同じ

佐命の臣鎌足は、之より三年前巳に藤原の姓を得て薨す。

水鏡の記者は曰く太政大臣を東宮とせし十二月の三日御門御馬にたてま

く女王の美を慕ふ。天智之を含むと雖も、猶ほ其筑紫に下りて軍政を督するや、大政を大海人皇子に委し、歸つて位に即くや、大海人皇子を以て皇太子とす。然も遂に大海人に釋然たる能はず。終に位を大友皇子に傳へんと欲す。然れども大海人久しく政局に當りて黨與多し。大友を立てんとせば天智の生前に其權力を作らざるべからず。是に於てか十年春、大友を太政大臣として萬機を總攬せしめ、前に筑紫の率に拜せられて其兵を都督せんがために下向せる蘇我の臣赤兄を以つて左大臣とし、中臣の連金を右大臣とし、蘇我の臣果安・巨勢の臣比等・紀の臣大人を御史大夫として之を輔翼せしむ。思へらく、皇位は遂に大友皇子に來らんと。然れども大友皇子の羽翼未だ成らずして、其秋、天智早く巳に疾を得て命旦夕に迫り、一日蘇我の安麻呂をして大海人を病床に招かしむ。安麻呂は大海人皇子の好む所のものなり。私に告げて曰く、天皇疾篤し必ず後事を屬せん、殿下之に答ふる宜しく戒心すべしと。天智天皇、果して大海人皇子に屬するに後事を以てす。大海人、天智の己に位を讓るの心なきを察して、其陰謀あらんことを疑ひ、之を辭して曰く、臣不幸にして多病、何ぞ能く社稷を保たん、願くは天下を擧げて皇后に附し、仍ほ大友皇子を立て、儲君とすべし。臣は今より出家して陛下の爲めに功德を修めんと。則ち直ちに内裏の佛殿に於て鬘髮を剃りて法師となる。天智天皇之に贈るに法服を以てし、其吉野山に入るや、諸大臣之を送つて菟道に至つて歸る。或は曰く、是れ虎を野に放つも

つりて山科へ在はして林の中へ入つて矢を給ひぬ。何處に在らずと云ふ靴の落ちたりし御信ずるならぬ。

天武天皇の二年、書生を集めて始めに寫さしむ。

壬申の亂

のなりと。大友皇子、大臣の心を疑ひ、蘇我の赤兄・中臣の金・蘇我の果安・巨勢の比等・紀の大人を内裏の西殿、佛像の前に集め、手から香爐を取つて、起ち誓つて曰く、六人心を同じうして天皇の詔を奉ぜん、違ふものは必ず天罰を蒙らんと。是に於てか大臣もまた同じく之に誓ふ。天智天皇は二十歳にして入鹿を誅し、十六年間皇太子として革新の衝に當り、六年、筑紫の軍政を督し、天皇の位にあるもの僅に四年にして、二十六年勞苦の報酬として、其太子があらゆる危難と、あらゆる陰謀に圍繞せらるゝを見つゝ、憂愁の間に崩しぬ。己にして皇太子天位に即く。之を弘文天皇とす。

壬申の亂

此の時に方つてや、天下禍亂の兆、歴々として存す。大化の革新によりて其人民土地を官沒せられたる地方の國造、縣主等の土豪、及び京官は皆革新を不便として、革新に伴ふ繁文の政を厭忌し、再び復古の機會あらんことを希ひ、而して革新の爲に新に權力を得たる地方の有司は、未だ其地歩を固めて新政を支持する程にあらざりき。之と共に肅慎征討・蝦夷征伐より、前後數回の三韓外征によりて、人民、征賦に勞れ、唐制に模したる近江朝廷の施設を見て、軍國の急務たるを解せずして、不急の土木と爲すもの多かりき。而して是等の不平は皆才幹甚だ露れたる天智天皇の身上に集りて、天下今一層溫和保守的にして、無爲なる君主を望みたりと雖も、天智の雄才と熱心とは、能く此の民怨を抑へて、發するの機なからしめたり。而して大海人皇子は久しく天智の皇弟として、大

公卿大夫、臣連、伴造等に詔して始めて出身せんと人仕へしめ、大舎才能を選びて仕進せしむ。婦人は有夫と獨身を問はず。進仕するを三年、對馬初めて銀を出す。初めて漢詩を作りて稱せらる。四年、初めて古屋臺を起す。百姓の能く歌ふ男女、殊に伎人を賞せん事を諸國に命ず。是より先き國司利姓に稻を貸して利を收む。此年貸税の法を定め、貧富によりて三等に分ち、二等以下のものにあらざれば貸すこと勿らしむ。禽獸保護の法を定む。樞密機槍を用ひて獵する勿らしむ。

壬申の亂

化の革新には與つて力ありしと雖も、其衝に當らざりしがため、天下之を怨むるの心薄く、而かも天智に代る六年の執政、太子たる四年の歲月は、能く十分の黨與を朝臣、豪族の間に結ぶに足りしかば若し天智にして位を大海人皇子に譲らんとせば、即ち已む。然らずんば之をして吉野に入らしむるは實に虎を放つて野に入らしむると異ならざりしなり。天智は才幹甚だ鋭にして自ら用ふるの風あり。大海人皇子の清濁併呑、臨機應變、一定の目的を追はず。事情によりて進退するに比しては、寧ろ朝臣に不便とせられたること多かりしに、弘文天皇に至りては眼光精耀、風丰異常、文藻風流自ら高しとし、氣鋭年少、人に加へんとするの風ありたれば、老練多智の大海人皇子よりも寧ろ多くの黨與を作る能はざりき。而して何れの時代にも存するが如く、朝廷の黨派は既に此際にも存したれば、各々其主とする所を帝位に即けて、以て己の望を達せんとする無数の策士あるを免れず。斯の如くして弘文天皇・大海人の間は、日々に離隔せらるゝと共に、弘文の大臣もまた自ら安んぜずして相危疑す。而して弘文の妃はまた大海人の女なるを以て、其侍嬪等日夜近江朝廷の事情を吉野に報ぜしかば、未だ世路に慣れず、未だ十分の權力なく、未だ大名なき二十五歳の少年皇帝は、あらゆる不平、あらゆる危疑、あらゆる陰謀に圍繞せらるゝを見て、自ら戒心して兵馬を調發し、萬一に備へんとす。己にして功を希ふ舍人朴の井の連雄君、大海人皇子に告げて曰く、私事を以て美濃に至りしに、近江朝廷

此年牛馬鶏犬猪豚を食ふを禁ず。是より以外は隨意なり。

五年百姓と雖も、才能あるものは仕進するを許す。

此年諸國をして生類を放たしむ。

此年使を諸方に發して金光明經と仁王經を説かしむ。

六年、親王諸王及び、群臣をして毎家一人出家せしむ。

此年百姓、課役を逃れんとして浮浪す。是れは、本土に歸らしめ、猶ほ浮浪せば、本土と浮浪地の課役を、并せて命ぜしむ。

八年、天武天皇諸皇子を集めて曰く、朕今日汝等と盟ひ、母を異にするも、千歳事なからんことを欲すと。即ち諸皇子を抱く。皇太后もまた此の如くす。且盟つて曰く、若し此盟に違はば、忽ち朕が身を亡はんと。

十年、多爾が島に遣はせる使人其國を切り、草衣をつ

十一年、境部連石積等に命じて、新字一部四十四卷を作らしむ。境部連石積は天智天皇の六年に唐將を送つて唐に使者せしものなり。新字は支那のな象形文字に似せたるもの乎。今傳はらず。

此年天下に合して男女髪を結ばしむ。行はれずして法被髪となる。

此年鹿座の禮、勿波朝延孝徳天皇の立禮に歸らしむ。

壬申の亂

が美濃・尾張の國司に詔して、山陵を造らんがために、豫め人夫を差定せよと云ふを見たり。而して人ごとに兵器を取らしむ。是れ決して陛下の利にあらずと。或はまた曰く、近江の京より倭の京に至るまで、處々に斥候を置き、菟道の橋守に命じて皇太弟の舍人の私糧を運ぶを禁斷したりと。此事なきも大海人皇子固より發せんとす。今や此事を聞き、揚言して曰く、近江我を苦しめんとせば、我先づ發せんと。村國の連男依・和珥部の臣君手・身毛君の廣をして、美濃安八磨郡の湯沐令、多の臣品治を催促し、郡兵を發し國司に迫り、三千人の兵を發して急に不破關を扼せしめ、自ら東國に入り、其兵に頼つて、近江を襲はんとして、急に草壁・忍壁の兩皇子、朴井の連雄君・縣犬養の連大伴・佐伯の連大目・大伴の連友國・稚櫻部の臣五十瀬・書的首根麻呂・書的首智徳・山背の臣小林・山背部の小田・安斗の連智徳・調的首淡海等二十餘人、女官十有餘人を率ゐて、菟田の吾城に至る。大伴村本の連大國、甘羅村の獵夫二十餘名を率ゐて之に従ふ。美濃王もまた從うて湯沐の米を運び、道に伊勢より米を貢する馬に遇ひ、其馬を取つて走る。已にして大野に至りて日暮れて進む能はず。村家の船を取りて、燒きて燭に代へ、夜半名張郡の名張驛に至り、因つて村中に唱へて曰く、天皇東國に入りて、人夫を招くと大呼するも、一人應ずるものなし。乃ち去つて伊勢の鈴鹿に至る。此時、高市の皇子・大津の皇子は、鹿深越より、民の直大火・赤染の造徳足・大藏の直廣明・坂上の直國麻呂・古市の黒麻呂、

竹田大徳・膽香瓦の臣安倍は、大山を越え、共に鈴鹿に會し、直ちに五百人の兵を得て、鈴鹿關を扼す。鈴鹿・不破は北東より近江に通ずる咽喉なり。大海人皇子、已に此の關を取るや、更に東海・東山の軍を募らしむ。見よ其武臣・文臣、皆近江に志を得ざるものにして、また從來の歴史に名を知られざる郡邑の土豪、此革命の風雲に乗じて起りしものなり。

兩軍の兵勢

近江朝廷は固より大海人皇子を疑ふと雖も、斯くも急に發せんとは思はざりしかば、此の報を聞き、舉朝震驚、或は東國に逃れて大海人皇子に投ぜんと欲するものあり。或は山澤に退かんとするものあり。弘文天皇、先づ葦那の公磐鍬・書の直藥・忍坂の直大摩侶を東國に、穗積の臣百足・物部の首日向を倭に、佐伯の連男を筑紫に、樟の使主磐手を吉備に遣はして兵を發せしむ。吉備の國守當摩の公廣島、大海人皇子と善きを以て敢て兵を發せず。磐手乃ち之を殺す。筑紫太宰栗隈王、また大海人皇子に好きが故に邊境の備一日も怠るべからざるを口實として兵を發せず。男之を殺さんと欲すれども壯士傍にあるが爲遂に手を空して歸る。東國に向へる磐鍬は不破の關に支へられ歸る。斯の如くして兵を三方に募りて、得たるものは中國の兵のみ。大海人皇子已に東海・東山の軍を領せしかば、紙の臣阿閉麻呂・三輪の君子首・置始の連菟をして、兵數萬を率ゐて伊勢大山より大和に入らしめ、村國の連男依・書的首根麻呂・和珥部の臣君手・膽香瓦の臣安倍をして、不破より直ちに

壬申の亂 兩軍の兵勢





したり。占星臺を建て、(天武の四年)天文を推測し、宋の元嘉・唐の儀鳳曆の最も密なりしを知りしは天武自ら爲ししなり。開國以來始めて銀を對馬に採掘するに至りて、銅錢銀鏡の盛に用ひらるゝに至りしも此頃なり。宮中に於て無端事を語りて之に答ふるものに物を給ふと云ふが如き家居的の快樂の起りしも此頃なり(天武の時)。踏歌の節會と號して官吏相會して且つ歌ひ且つ踏り、歌垣の風を朝廷に移して一種の節會としたるも此時なり。社會の快樂・生産・欲望・智識。斯の如くなれば、天武は如何に保守的の反動に乗じて起ちたるも、朝制・法律は愈々益々改進の方針に出でたり。

天武天皇の改革

故に大學を京に設け、諸國に國學を設けしは此朝なり。男女散髮蓬頭の風を改めて結

髮せしめたるも此朝なり。百姓と雖も、才長あるものゝ仕進を容したるも此朝なり。下野の民・凶年に遇うて子を賣らんことを請うて國司より奏請するや、之を禁じたるも此朝なり。諸王・諸臣・百僚に詔して、兄弟以上の親、及び其氏族の長の外は之を拜することなからしめ、諸王は母と雖も、王姓ならざれば拜するなからしめ、諸臣もまた、其の母の姓卑しくば之を拜する勿らしめ、犯すものは之を罪したりしも此朝なり。禁式九十二條を設けて、親王以下百姓の服用する金銀珠玉紫錦繡綾の色を別ちたるも此朝なり。百官百姓の宮人を恭敬すること過重にして或は其門に詣りて訴を呈し、或はその家に媚びて賂遺するものを禁じたるも此朝なり。その他伴造・國造の子の進退を定め、文武

然れども概して行はれず。

唯だ道師、臣、稻置の姓を定めずして已む。

の官、才能あるも、族姓明かならざるものは考選せざるの制を定め、更に族姓を改めて八種とせるも此朝にして、真人は皇胤に與ふるの姓なり。朝臣は中臣氏等に與ふるの姓なり。宿禰は忌部氏等に與ふるの姓なり。忌寸は秦漢の二民及び百濟の民等に與ふるの姓なり。道師は藥師・畫師に與ふるの姓なり。臣・連・稻置は其前官によりて與ふるの姓なり。國初以來氏族の録せらるゝもの一千一百八十二氏にして、此時明白に由來を分つべきもの二百餘族あり。皆其歴史によりて新姓を與ふ。餘は散逸紛雜考ふべからず。以て世變を見るべきなり。また親王以下に位冠及び禪・褶・經・裳を着けざらしめ(此風後に改めらるゝ膳夫・采女等に手襪・肩巾を着くるなからしめ、跪禮・匍匐の禮を改めて、大化以前の立禮を復興したるも此朝なり。刑法を申明し、法を犯す者は禁省朝廷の中を問はず、直ちに犯罪の處に於て糺彈せしめ、重罪を犯すものは請うて之を捕へしめ、抵抗するものは兵を發して之を捕へしめ、犯狀顯然たるに猶ほ服せざるものは本罪に加ふるの制を定めたるも此朝なり。伊勢王・羽田の公八國・多の臣品治・中臣の連大島、その他判官・録史・工匠をして、天下を巡行して、國境を分畫せしめしめ、この朝なり。婦女の馬に騎るや鞍の一方に偏踞するの風ありしを改めて男子の如くせるもまた可なりとせもは此朝なり。要するに大化より發したる革新の政は、天武天皇の朝に至りて其半ばを成就せるものにして、殊に川島皇子・忍壁皇子及び廣瀨王等を始め、中臣の連大島・平群臣の子首等に命じ、歴代宮

十一年小紫三野王  
及び宮内官大夫等  
に命じて新城の地  
を見せしめしが十  
三年再び三野王等  
を信濃に遣はして  
地形を看せしむる  
也何れも都せんが爲

中の古事を口碑傳説の間に保つ女官につきて、古事を聞きて之れを筆記せしめて國史を作りしが如きは、最も特筆大書すべき出来事なりとす。而して天武は天智大敗の後を承けしかば、兵馬の訓練に於ては最も意を致し、久しく筑紫の太宰たりし栗隈王を以て兵政長官とし、文武の官をして務めて兵を學び、馬に乗ることを習ひ、馬あるは騎士たり、馬なきは歩卒たらしめ、凡べて訓練準備して萬一の用を缺かざらしめ、若し兵裝缺くるものあらば、親王たると諸臣たるとを問はず之を罰せしむ。故に古來歴朝兵備の行き届きは此朝を以て最とす。天武天皇はまた自から武を用ひて天下を取りしかば、天下の私黨を禁ずるの一事は秋毫も怠らず。民家の大角小角、鼓吹幡旗弩抛の類を收めて、悉くこれを郡家に納れしめ、また都を信濃に遷さんとして、小紫三野王・小錦下采女の臣筑羅等をして、地形を觀察せしめたり。或は天智の故智に倣うて都を中心に移し、以て外敵の襲撃に備へんとせるもの乎。而して諸王諸臣の封邑從來多く西南諸國にありしに、天武天皇の時に至りて多く美濃・近江以北の諸國を以て之に充てしかば、東北は始めて政治上の勢力となるの端を開きたり。

天武天皇神佛を信ず

佛敎は天智天皇在位の時より、已に國教となりて巨大の勢力を得たりしが、天武天皇の時に至りては、更に一層の勢力を加へたり。蓋し天武は、雄才大略の姿を備へたりと雖も、豪傑往々免れざるが如く、鬼神を信ずるを免れざりき。其弘文と戦ふや黒雲を見て之を卜し、天下兩分の兆となし、已にして弘文に勝つや、事代主神・生雷神、及び村屋神の神託を得たりと云ふ巫祝を信じて、其神位を進めたるが如き、また白雉・瑞雞・瑞稻・甘露等の祥瑞が、天武の時に至りて續々として出で來りしが如き、皆其弱點を示さざるはなし。故に天武の時に至りて、諸神・諸社の盛なる前古比なく、新神の祭られしもの多く此時に始まり、一切經を書寫するも此時に始まり、佛敎の趣旨によりて漁獵に制限を附し、樞辮・機器を以て禽獸魚介を捕ふるを禁じたるも此時にあり。牛馬鶏犬猿猴の肉を食ふを禁じたるも此時にあり。生類を放つの令も此時より始まり、使を諸國に發して、金光・明經・仁王經を説教せしめたるも此時にあり。天皇親ら寺院に臨みて佛像の前に禮拜せるも此時にあり。僧尼をして宮中に安居せしむるも此時に始まり、諸國の毎戶佛舎を作りて佛像及び經を置きて禮拜供養せしめしも此時にあり。佛敎・神敎靡然として風を爲しぬ。

持統天皇の治世

斯くて天皇は世を治むること十五年にして崩せしかば、皇后廣野姬朝に臨みて政治す。之を持統天皇とす。持統天皇は神功皇后の如き勇往斷行の男性的女子ならざりしと雖も、沈靜にして思慮あり。大量にして口舌少なき女性としては、古今東西の歴史に比ひ稀なる女帝にて在はしき。其父天智天皇よりは智慧と氣象とを遺傳し來れり。其婿大海人皇子よりは政治的教育を受けたりしかば才能尋常ならず。大海人皇子流離の間にも從屬して、内助の功少からざりき。其治世は大海人力征の







文武天皇の元年、  
諸國に令し今年よ  
り三年の間、貸税  
の利を收めざらし  
む。税利とは、人  
民に税を貸して、其  
の利を重ねて、翌  
年納せしむるを  
云ふ。此年また諸國に令  
む。毎年放生せし  
む。

道昭は河内の人孝  
道天皇の白雉四年  
唐使に從つて入  
唐し玄奘に遇うて  
業を受く。玄奘曰

く、經論は深妙に  
して、如かず禪を學  
びて、東土に流傳  
せしめんにはと。  
歸るに及びて天下  
の多し。周遊するも  
道昭に從學するも  
年七十二にて寂  
す。弟子其遺命に  
よつて之を火葬す  
火葬此に始まる。  
元年新羅の使者ま  
使に至る水陸二道の  
業に迎ふ。

二年、太宰府をし  
て豊後の大野、肥  
前の基肄、肥後の  
鞠智、菊池城の三  
城を治めしむ。漸  
く逃亡して民間に  
匿るものあり。漸  
法に於てか二年答  
罰を初め、逆者及  
び容止するものを  
徒も同罪也。

平城時代(上) 文武天皇の即位、制度益備はる

此時諸親王また唯と稱して再拜するや、以下百官百姓また斯の如くす。「是を以て百の官人等四方の食國を治め奉れと任せ賜へる國國の宰等に至るまで天皇が朝廷の敷き賜ひ行ひ賜へる國の法を過ち犯す事なく明き清き直き誠の心を以て彌や獎み獎みて緩忘ることなく務め結りて仕へ奉れと詔り給ふ大命を諸る聞食さへと詔る。」諸親王三たび唯と稱して、再拜するや、以下百官百姓また斯の如くす。「故に如此の狀を聞食し悟りて歎しく仕へ奉らむ人は其の仕へ奉つれらむ狀の隨、品々讚め賜ひ上げ賜ひ治め賜はむ物ぞと詔り給ふ天皇が大命を諸る聞食さへと詔る。」諸親王四たび唯と稱して再拜し百官百姓また此の如くす。

斯の如く君は誓ひ、民は服する最美最善の詔を以て開かれたる治世は、天皇が十五歳の年少なりしにも似ず。文武天皇の餘烈と、賢母持統天皇の恩恵とを以て作られたる勢と、宰相忍壁皇子及び藤原の不比等の勤勉と才識とを以て朝政を輔けしかば、泰平の氣象融々として、文物・生活・政治・愈進み、諸國の民、凶年に際して食に乏しきや、獨り租税を免じ、若しくは物を賜ふのみならず、并せて醫藥を給ふほどなりき。其他因幡・周防は銅鐵を開き、近江は白礬石を出し、伊豫は白鐵及び鐵鐵を採り唐に遊學して玄奘三藏に禪學を學びたる道昭の手を経て、多くの國民は川に橋梁を架し、津濟に船を儲へ、路傍に井を穿つ風の風を知り、對馬と陸奥は金を出し、之が爲に五年三月久しく廢したる年號を建て

平城時代(上) 大寶令の制定

て大寶元年とするに至りぬ。壬申の亂に、一旦東國の勢力を利用したるより、東國の民、初めて歴史上に識認せらるゝに至りしも、多くは美濃・尾張を限りとせしに、今は信濃の民も漸く識認せらるゝに至り、武器を作りて朝廷に奉るに至りて、甲斐の民も亦之に倣ひ、越後の蝦夷も亦物を朝廷に奉るに至り、陸奥は猶ほ采女貢進の區域たる能はざるに、越後は已に筑紫と同じく、此朝より采女を貢進するに至れり。斯くて北方の蝦夷も、多く已に王澤にうるほひて、人種的の争鬭も今は稍や混濁融和し東國と五畿との交通、漸く頻繁となりしかば、初めて岐蘇の山道を開くに至りぬ。また此年太上天皇は參河・尾張等の國々に幸しぬ。是より先即位の翌年文忌寸博士等八人をして兵を率ひて南筑紫の外洋に國を寛めしめ、翌三年、多織・夜久・菴美(今の大島)・度感(吐火羅群島)等の國を我藩屬としぬ。已にして大寶元年、天皇大極殿に御して朝を受くるや正門に鳥形の幢を立て、左に日像・青龍・朱雀の幢を立て、右に月像・玄武・白虎の幢を立て、蕃夷の使者を左右に陳列せしめ、而して其樂は大平樂を奏したり。前朝以來の理想せる儀文は此に至りて完備し、齊明天皇の時、瓦蓋の宮を建てんとしてなほ得ざりし朝廷、今は壯麗眞に雄偉たる王者の宮となりぬ。

大寶令の制定 物質の發達、政權の擴張、斯の如くなれば、法令もまた之に伴ひ、文武天皇の四年、忍壁親王・藤原の不比等・粟田の朝臣真人・伊岐の連博徳・伊奈部の連馬養・下毛野の朝臣古麻呂等に、命





(頭註) 助督衣君豆  
自美 肝衝(肝付)  
難波等肥人等を従  
へて兵を持して割  
畧す、兵を發して  
之を征す

平城時代(上) 錢を貯へ稻を賣る者に官位を與ふ、國民始めて麥粟を知る

一五〇  
るを以て、已に歸伏せる豊前の民二百戸を移して、交錯して相制御せしめ、尾張・上野・信濃・越後等の民二百戸を出羽の柵に移して以て蝦夷に備へ、更に武藏・下野・相模・上總・常陸・上野の富民千戸を選びて陸奥に配して、以て上國の勢威を北方に及ぼさんとしたり。然れども内に於ては、所謂衛士なるものは、徒に空名あるのみ。文弱、兵に習はず、事ある時、宮門を守る能はざる徒のみ。王朝特有の弱點、已に此時より現はれ、しかして民俗猶ほ未だこの政制の進歩に伴ふ能はず。大化の改革以來數ば禁令を下したるに拘らず、諸王・諸臣・豪族の兼併、愈々甚しく、徒に山澤を占めて權を張り、而して實は耕種せず。若し百姓柴草を取るものあれば、その器を掠めてこれを打ち、虐待至らざるなく、若しこれを訴へんとせば、自ら有司と稱してこれを捕へて、却つてこれを罪せんとす。古へは諸王諸臣豪族のみ此壓抑を爲せしが、今は寺院もまた權勢を得て従つて壓抑者の一となりぬ。百姓に對する虐待かくのごとくなれば、その奴婢に對する虐待さらに甚しきより、走つて他に寄らんとすれば、法律また其のこれを容れたるものを罪せんとす。しかれども此法律あるに係らず、奴婢の虐待に耐へずして走るもの相尋ぎ、畿内、及び近江は、最も多く其の潜伏するところとなりしかば、朝廷より國司に迫つて之を驅逐せしめたり。

錢を貯へ稻を賣る者に官位を與ふ、國民始めて麥粟を知る

また銀錢・銅錢は已に世に行はるゝと雖も、最も開化

大寶元年、粟田朝

區眞人を遣唐持節使として、高橋朝臣笠間を大使とし坂合部宿禰大分を副使とす、山上の憶良亦其中にあり大寶元年大納言大伴御行薨す、右大臣を贈る。贈官此に始まる。贈官此大寶二年、陸奥多額命に遣ふ、兵を發して之を平げ、戸口を校して吏を置く。此年、持統天皇崩す、翌三年始めて飛鳥の間に火葬す。大寶四年五月、慶雲と改む、二年また東葉の令を出しぬ。慶雲二年、天下に令して神部齋宮の宮人及び老嫗にあらざる婦人は、凡て結髮せしむ。凡て慶雲三年、初めて土牛を作り、難波を起して疫疾を散ふ。此年男女別なく晝夜相會して亂飲するを禁ず。

せる一部に行はるゝに過ぎずして、之を以て實として賣買するのみ。之を以て通貨として物品交易の媒とするもの少きが故に、また通貨としての用を缺き、之を受授するを肯せざるものありしかば、政令を以て其通用を強ひ、從六位以下、蓄錢十貫以上を有するものに位一階を進敘し、蓄錢二十貫以上は二階を進敘し、初位以下、五貫を有する毎に一階を進敘する等之が別をなし、以て多少通貨の用を廣め得たりしも、道路に稻を賣らざるの風、古の如く、長途を行くもの食を得ずして道に死するもの少からざりしかば、郡司に命じ郡稻を割き、若くは富豪に募りて、錢あるものに賣らしめて、交通の便益を計らしめ、而して一年の中一百石以上を賣るものは、其名を朝廷に奏聞せしめ、或は田園の賣買は一に錢によらしめ、他の物品と交易せるものは、田園も代物も、共に没官して主客共に罪を得、郡司にして、斯の如きことを看過すること十回に過ぐれば、其任を解かるゝに至りぬ。また從來百姓は唯だ水田に稻を植うるを知つて、麥を植うるを知らず、粟の作用を知らざりしに、元正天皇の朝に至りて、諭告を發して、麥と粟との用を示して、其耕作をすゝめたりき、以て當時人民の生活状態を知るべきなり。

藤原氏の權朝野に繁殖す

持統天皇は比類少なき賢君なりと雖も、また實に女帝なりき。婦人の天皇に繼ぐに十五歳の少帝文武天皇を以てし、文武の後を承けて、また女皇の元明天皇を以てす、加ふるに文武

平城時代(上) 藤原氏の權朝野に繁殖す





























他各差あり。此年朝廷、東大寺に四千戸の封を施す。奴隷は猶ほ朝廷に譲り給はる。

僧侶政府、太政官を呑み、道鏡大臣禪師となる。徴發せし全國の兵士、陸軍四萬七百人、海軍、一萬七千三百七十人、兵船三百九十四艘なり(山陰東山北陸を除き)。而して更に唐制に摸して綿の甲冑を作り、木・火・土・金・水の色を以て之を分ち、一旦廢せられたる健兒の制を復興す。然れども新羅の存するや、遂に枕を高くする能はざるを以て、先づ之を撃つて大陸の勢力をして其寄るべき踏石を失せしめんとして、出師の準備を爲さしめ、美濃・武藏の少年をして新羅語を學ばしむ。軍士の發する遠からざらんとし、僧侶の陰謀漸く逼迫し來る。仲麻呂已むを得ずして後を顧み、遂に外征を廢す。

僧侶政府、太政官を呑み、道鏡大臣禪師となる

孝謙位を皇太子に譲ると雖も、猶ほ簾を垂れて政を見る。然れども仲麻呂新帝と孝謙上皇との寵を一身に負ふたるが爲に、百般の施設、容易に行はれ、遂に大師の官に昇り正一位に敘し、尋常隨身の外、帶刀六十人、道前一百人を賜はる。然るに是より先き僧侶の權漸く強固にして、孝謙上皇垂簾のため、更に僧侶は太政官以外に隱然一政府を立て、天平寶字四年に至り、大僧都良辨、少僧都慈訓、律師法進等、相議して僧侶を統一せんがため、四位十三階を制し、勅任奏任の別を立てしより、僧侶政府の如き形始めて現れしに、後來皇位を窺へる道鏡已に此僧侶政府にありて、孝謙上皇の寵を受け、醜聲漸く外に聞えつゝあり。新帝之を諫めて孝謙の怒を招き殆ど廢立の意を示さる。僧侶政府は方に太政官を呑まんとし、藤原一家の存亡、僧侶の掌中にあらん

天平寶字元年、天下に令し家ごとく、孝謙位を讓り、仲麻呂等、先づ僧侶政府を破らんとし、天平寶字八年、自ら都督となりて四、畿内・三關・近江・丹波・播磨の兵權を取り、兵を練るに托して、諸國の武士を召し、私にその數を増して、遂に兵を擧げんとす。大外記高丘の比良麻呂、禍の己に及ばんことを恐れて之を密奏す。孝謙上皇、乃ち少納言山村王を遣して中宮院の鈴印を收めしむるや、仲麻呂其男訓備麻呂等をして、邀へ撃つて之を奪はしむ。坂上刈田麻呂等追撃して訓備麻呂を殺す。押勝遂に一族黨與を率ゐて宇治より近江に走り、鹽燒王を立て、天子とし、新に百官を立て、兵を出して官軍を邀ふ。已にして戦利あらず、江に浮んで江北に逃れんとして族黨三十四人、皆江頭に捕へられ、其婦女非常の辱を受けて、後男女皆斬らる。こゝに於て、孝謙天下に令して曰く、帝の出家して坐す世には、出家したる大臣もあるべしと。道鏡禪師を以て大臣禪師と號せしむ。藤原豊成許されてまた出づると雖も、實權全く道鏡に歸し、法王政府、遂に太政官を併呑す。而して孝謙天皇は、更に和氣王・山村王・百濟敬福等をして、兵を率ゐて淳仁天皇の宮を圍みて之を執へしめ、宣旨を傳へて曰く、先帝朕に詔して、王を奴となすも、奴を王と云ふも汝の隨意なりと云ふと。淳仁帝は遂に淡路に流され、而して孝謙上皇再び皇位に即く。之を稱徳天皇とす。

道鏡の人物及び地位  
道鏡は弓削氏、河内の人にして其先は物部氏より出づ。少にして僧止義淵に佛法

く分る。光明皇太后崩す。双六のため産を破り、命を出して之を禁ず。京中の孤兒を集めて之を養ふ。之より先き太宰府の防人に坂東の兵を用ひ、送迎に勝る。兵一千人を九州の此年諸司、京畿内の百姓、邑の長以上を集めて、諸臣を遣はす。天平寶字二年、僧尼化の新羅人、僧尼平民七十四人を武都に配して、新羅郡を置く。天平寶字三年、坂東八國及び越前、能登、越後の浮浪二千人を移して、雄勝の樺戸とす。坂東八國に勅す。奥に若し事あらば急に援軍を發する。以下なれ。而して國司の精神なるも、一人を半に押領せよと此に始まる。

此項は國人漸く錢の便を覺えて、私鑄漸く多し。是に於て天平寶字四年、新錢を作る。

平城時代(下) 道鏡の人物及び地位

を學びて葛城山に籠居し、難行苦行を積みて略ぼ佛法の奥義に通じ、孝謙天皇佛法を重んずるの勢に乗じて宮中に入り、幾多の法術を以て天皇の信任を得、光彩門戸に滿つ。蓋し此時に方つてや國初以來の大族は、幾多の内亂によりて其力を失したりと雖も、藤原氏の勢力新に隆にして、政治上の功名は、また容易に他姓の望みて得る能はざるものとなりき。故に當時功名榮華を望まんに地方に退きて深く土豪の心を收攬するか、然らずんば首を垂れて藤原氏の勢力に阿附するか、然らずんば僧侶となりて俗權の上に立つの外なかりき。道鏡は其才、中庸にあらず、其望は尋常にあらず。然れども地方に退きて土豪の心を收めんには彼は餘りに門地なく、藤原氏に媚附せんには其の頂骨餘りに強く、彼が個人的才能を以て進むべきの道は、唯だ僧侶の一路あるのみ。故に此大膽不敵なる少年は遂に道場に入り、枯木・死灰・冷淡・無情の外皮を裝うて、功名を求めたりき。この道は曾て玄昉のために開かれたりと雖も、玄昉は其の才力膽氣、到底道鏡の比にあらず、唯だ學藝を以て進みたるのみ。然れども其一旦失敗するや戒律森嚴、道德堅固なる鑑真和尚の支那より來るあり。浮華、淫濫、名聞、榮利を事とする僧徒漸く厭はれて、律宗は宮廷より貴族の間、靡然として風を爲したりき。然れども是れ一時の反動のみ。腐敗せる公卿貴族は、到底永く戒律森嚴なる宗教に安んずる能はず、奢侈にして遊樂に耽り、倨傲にして肉欲盛んなる社會は、早くも其弱點に媚ぶるの僧侶を求めたり。道鏡の慧眼は此

機微を看過せず。彼は其法術によりて宮廷に進み、其弱點に乗じて之に媚びたりき。玄昉が失墜したる門戸は再び彼の前に開かれ、假令皇位にあらざるも、其權、皇位にあるよりも大なる孝謙上皇は、遂に道鏡を信じ言聞かざるなく、謀行はれざるなし。道鏡の野心を第一に看破したるものは、藤原仲麻呂にして、彼は孝謙上皇に向つて、道鏡を劾奏し、決して聖僧にあらず、其祖物部氏の大連の職を回復せんとするものなりと云ふや、仲麻呂却つて打撃せらる。實に仲麻呂の敗死は多く道鏡の手によりしなり。欽明天皇の朝、佛教に敵して蘇我氏の爲に亡ぼされたる者の子孫、今は却つて佛法の力によりて蘇我氏を亡ぼしたる者と戦ふを見よ。世變歴々此中に存す。

道鏡皇位を望む

道鏡の成功は以外に早かりき。意外の成功は彼をして一層の望を起さしめ、先づ、仲麻呂の立てし新官制を破壊し、仲麻呂の爲に擁立せられたる淳仁天皇に逆心の名を附して淡路に流竄し一個の大炊親王となす。彼は宗室を交劬する第一着手として、船親王・池田親王に同じく逆心の名を附し親王より貶して王として之を流竄しぬ。是より弓削氏勃然として起り、道鏡の弟淨人を始め皆累進し、弓削牛養は近衛少將となりて越前介を兼ね、弓削秋庭は大藏少輔となり、弓削廣方は武藏介を以て右兵衛佐を兼ね、弓削薩摩は陰陽助となりたり。彼は更に宮中の權を一族に専有せんとして、新に内監省を設け、弓削淨人を其卿となして大納言を兼ねしめ、更に檢校兵庫將軍を以て武庫を司ら

平城時代(下) 道鏡皇位を望む